

守山市 子ども・子育て 応援プラン 2020 中間見直し版

守山市子ども・子育て支援事業計画／守山市次世代育成
支援対策地域行動計画／守山市子どもの貧困対策計画



令和5年3月
守山市

守山市子ども・子育て応援プラン 2020 の策定にあたって

守山市では、社会全体で子ども・子育てを支援し、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指して、「子ども・子育て支援新制度」の平成 27 年 4 月からのスタートに合わせ、「守山市子ども・子育て応援プラン 2015」を策定し、地域をあげて、子どもと子育て家庭を支援する環境づくりや児童の健全育成などに取り組んでまいりました。



国においては、急速な少子化の進行への対策ならびに生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育および保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、昨年 10 月から幼児教育・保育の無償化がスタートしたところです。一方、子どもの貧困問題は深刻であり、教育機会の喪失や貧困の連鎖などの社会問題が顕在化しており、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 26 年施行）に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」（平成 26 年閣議決定）を定め、子供の貧困対策を総合的に推進しています。

さて、本市の総人口の推移を見ますと、毎年人口増加が続いておりますが、合計特殊出生率については、平成 29 年で 1.71 と国や県の数値を上回っておりますものの、少子化の傾向が続いていることが伺えます。こうした中、地域とのつながりの希薄化や核家族化といった家族構成の変化などにより、子育てに対する不安感や孤立感が高まっています。あわせて、ライフスタイルの多様化から共働き家庭も増加傾向であることに加え、幼児教育・保育の無償化により、今後、より一層保育に対するニーズが高まることが想定され、本市において保育所等の待機児童対策が喫緊の重要課題となっております。

本市では、こうした状況を踏まえ、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援のサービス量の拡充や質の向上を図るため、「守山市子ども・子育て応援プラン 2015」につづく第 2 期計画として、「次世代育成支援対策地域行動計画」、「子ども・子育て支援事業計画」および「子どもの貧困対策計画」を一体的に取りまとめた「守山市子ども・子育て応援プラン 2020」を新たに策定いたしました。このプランでは、第 1 期の計画で掲げた基本理念である「親子の笑顔が輝くまちづくり～地域の「わ」で親子の笑顔をつなぐ守山～」を継承し、次代を担う子どもたちが、未来に向かい、夢と希望を持って、心身ともに健やかに成長することができるようさまざまな取組みを進め、「活力ある住みやすさ日本一が実感できる守山」を目指してまいります。

最後に、このプランの策定にあたりご尽力を賜りました守山市子ども・子育て会議の委員の皆様ならびに子育て支援に関するアンケート調査などにおいて、貴重なご意見をいただきました市民の皆様にご心からお礼を申し上げますとともに、今後とも本プランの円滑な推進に向け、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月

守山市長 宮本和宏

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画の対象	6
4 計画の期間	6
5 計画の策定体制	6
6 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要	7
第2章 守山市の子どもと家庭を取り巻く現状と課題	10
1 親と子を取り巻く状況	10
(1) 人口の推移	10
(2) 子どもの人口の推移	14
(3) 就労状況	16
(4) 世帯の動向	19
(5) 地域の子育て支援の状況	23
2 子ども・子育て支援に関する二一ズ調査結果の概要	24
3 子ども・子育て支援プラン 2015 における取組と評価	47
4 新たな計画における主要な課題	50
第3章 計画の基本的な考え方	51
1 計画の基本理念	51
2 計画推進にあたっての基本的視点	52
3 計画の基本目標	54
4 施策の体系	56
第4章 施策の展開	57
基本目標1 社会全体で子育てを支えるネットワークづくり	57
基本方向(1) 子育てを支援する取組の展開	57
基本方向(2) 子育てに関する相談支援・情報提供の充実	63
基本目標2 愛情とゆとりある家庭を育む環境づくり	66
基本方向(1) 仕事と生活の調和の実現	66
基本方向(2) ゆとりと豊かさを感じられる住環境の整備	68
基本方向(3) 子育て家庭の経済的負担の軽減	70
基本目標3 のびのびと遊び行動できる地域づくり	73

基本方向(1) 子どもの遊び場環境の整備	73
基本方向(2) 子どもと子育てに配慮したまちづくり	75
基本方向(3) 子どもに安全な環境づくり	77
基本目標4 健やかな育ちを支援する保健・医療・福祉の充実	80
基本方向(1) 親と子の健康の確保	80
基本方向(2) 障害児や長期療養児の療育体制等の充実	87
基本方向(3) 要保護児童とその家族への支援の充実	91
基本方向(4) ひとり親家庭への支援の充実	93
基本目標5 夢を持って心豊かに育つことのできる教育・保育の充実	96
基本方向(1) あすの守山を担う子どもを育てる学校教育・就学前教育の推進	96
基本方向(2) 利用しやすい保育事業の充実	100
基本方向(3) 放課後等の子どもの健全な育成の推進	103
基本方向(4) 多様な体験活動の機会や場の充実	104
第5章 事業の見込量と確保方策	108
1 子ども・子育て支援事業計画について	108
2 将来の子どもの人口	109
3 教育・保育提供区域の設定	112
4 乳幼児期の教育・保育の見込量と確保方策	115
5 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策	120
第6章 計画の推進	143
1 計画の推進体制	143
2 計画の進行管理	144
資料編	143
1 計画の策定経過	143
2 用語の説明	144

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

守山市においては、「親子の笑顔が輝くまちづくり～地域の「わ」で親子の笑顔をつなぐ守山～」を基本理念に、質の高い就学前の子どもの教育・保育の総合的な提供をはじめ、すべての子どもと子育て家庭への支援の充実など、包括的な子ども・子育て支援に取り組むための指針として、平成26年に守山市子ども・子育て支援事業計画、守山市次世代育成支援対策地域行動計画を包含した「守山市子ども・子育て応援プラン2015」を策定しました。

全国的には人口減少社会を迎えている中で、守山市では依然として人口増加が進んでいるものの、近年、子どもの人口については横ばい傾向となっています。一方、女性の就労ニーズの高まりの中で、昨年10月からは、幼稚園、保育所、認定こども園の保育料（認可／認可外保育施設どちらも対象）無償化制度の開始により、保育ニーズはさらに高まることが予想され、待機児童の増加が危惧されます。

国においては、急速な少子化の進行や待機児童の増加、子育ての孤立感と負担感の増加、幼児期における質の高い教育に対するニーズの高まりなどの子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成24年8月に、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」を制定し、この関連3法に基づき、平成27年度から子ども・子育て支援新制度（就学前の子どもの教育・保育および地域子育て支援）が施行されました。この新制度における子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容および水準のものとすることが必要となっています。

さらに子どもの貧困対策に関しては、子どもの現在および将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、対策の総合的な推進として「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月から施行され、令和元年には、市町村に対し貧困対策計画を策定する努力義務が示されました。

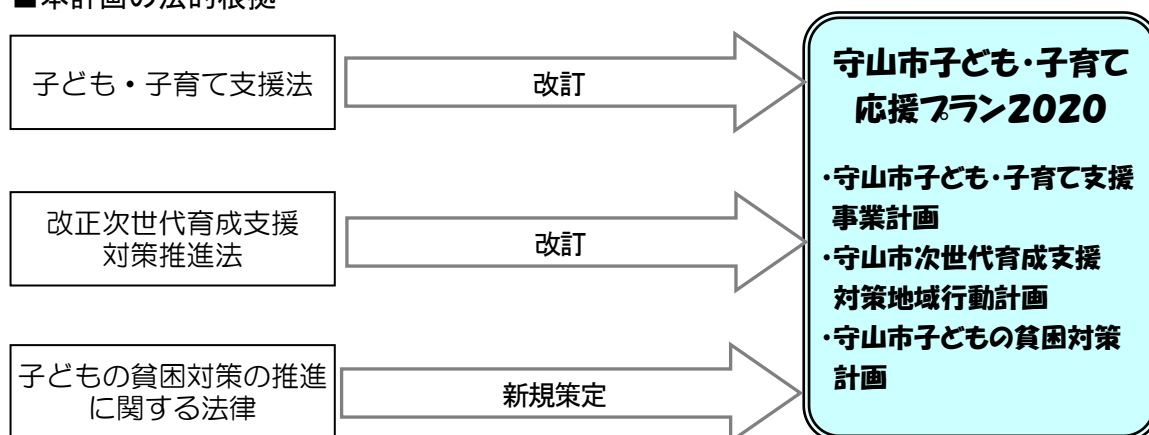
守山市においては、これらの状況を勘案する中、前回計画である「守山市子ども・子育て応援プラン2015」におけるこれまでの取組および国、県、市の上位計画等を踏まえ、今後の就学前の子どもの教育・保育の提供や子育て支援の充実など、包括的な子ども・子育て支援の取組の計画的・年次的達成を担保していくため、「守山市子ども・子育て応援プラン2020」（以下「本計画」といいます。）を策定します。

2 計画の性格と位置づけ

① 計画の法的根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に定める市町村計画であり、「改正次世代育成支援対策推進法」第8条第1項および「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項において、市町村の努力義務として定められている「市町村行動計画（次世代育成支援対策地域行動計画）」、「貧困対策計画」を一体的なものとして策定しています。

■本計画の法的根拠



■参考／「子ども・子育て支援法」の市町村計画について

「子ども・子育て支援法」第61条第1項

市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

■参考／「改正次世代育成支援対策推進法」の市町村行動計画について

「改正次世代育成支援対策推進法」第8条第1項

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

■参考／「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の市町村計画について

第9条 第2項

市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

② 計画の構成

本計画は、第1章から第6章と資料編とで構成されています。

第1章から第3章は、いわば総論的な部分で、第3章は第2章の守山市の子どもと家庭を取り巻く現状と課題を受けて、次世代育成支援対策地域行動計画、子ども・子育て支援事業計画および子どもの貧困対策計画とを一体的に進めるための基本的な考え方を記載しています。

■計画の構成／第1章～第3章（総論部分）

第1章 計画策定にあたって

○計画策定の背景と目的、計画の性格と位置づけ、計画の対象、計画の期間などとともに、子ども・子育て支援法に基づく制度の概要についても記載

第2章 守山市の子どもと家庭を取り巻く現状と課題

○守山市の少子化の動向や家庭・地域の状況、平成30年度に実施したアンケート調査結果、子ども・子育て関連施策・事業の取組と課題などについて記載



第3章 計画の基本的な考え方

○第2章を受けて、計画の基本理念や計画の基本的視点、計画の基本目標、施策の体系について記載

第4章から第6章は、各論部分で、第4章は子ども・子育て支援の総合的な施策の展開を記載する、次世代育成支援対策地域行動計画部分にあたります。次世代育成支援対策地域行動計画は、平成17年度から取り組んできた計画であり、公園・道路・交通安全施設等、施策・事業によっては、市民全体の計画として年次計画的に取り組んでいるものもあることから、子ども・子育てに特化したものを中心に上げています。

第5章は就学前の子どもが必要な教育・保育や地域子ども・子育て支援事業についての見込量と確保方策を記載する、子ども・子育て支援事業計画部分にあたります。

■計画の構成／第4章～第6章（各論部分）

第4章 施策の展開

（次世代育成支援対策地域行動計画、子ども・子育て支援事業計画および子どもの貧困対策計画関連）

○第3章の施策の体系にしたがい、基本目標、基本方向ごとに取組の方向を示すとともに、基本施策ごとに施策・事業とその内容について記載

※次代を担う子どもたちの健やかな育成と子育て家庭に対する支援を、地域と一体となって総合的に取り組むための行動計画

※子ども・子育て支援事業計画の就学前教育・保育事業および地域子ども・子育て支援事業等についての方向性を記載

※子どもの貧困対策を明示

第5章 事業の見込量と確保方策

（子ども・子育て支援事業計画および子どもの貧困対策計画）

○子ども・子育て支援給付および地域子ども・子育て支援事業について、見込量と確保方策を記載

※就学前の子どもが必要な教育・保育の提供や子育て世帯に必要な支援を行うため、年次計画で進める事業計画

※任意記載事項の産休・育休明けの保護者に対する教育・保育等事業の円滑な利用や児童虐待防止対策、障害のある子どもの施策、ワーク・ライフ・バランスの推進関連施策については、第4章と共通事項であり、第4章で記載



第6章 計画の推進

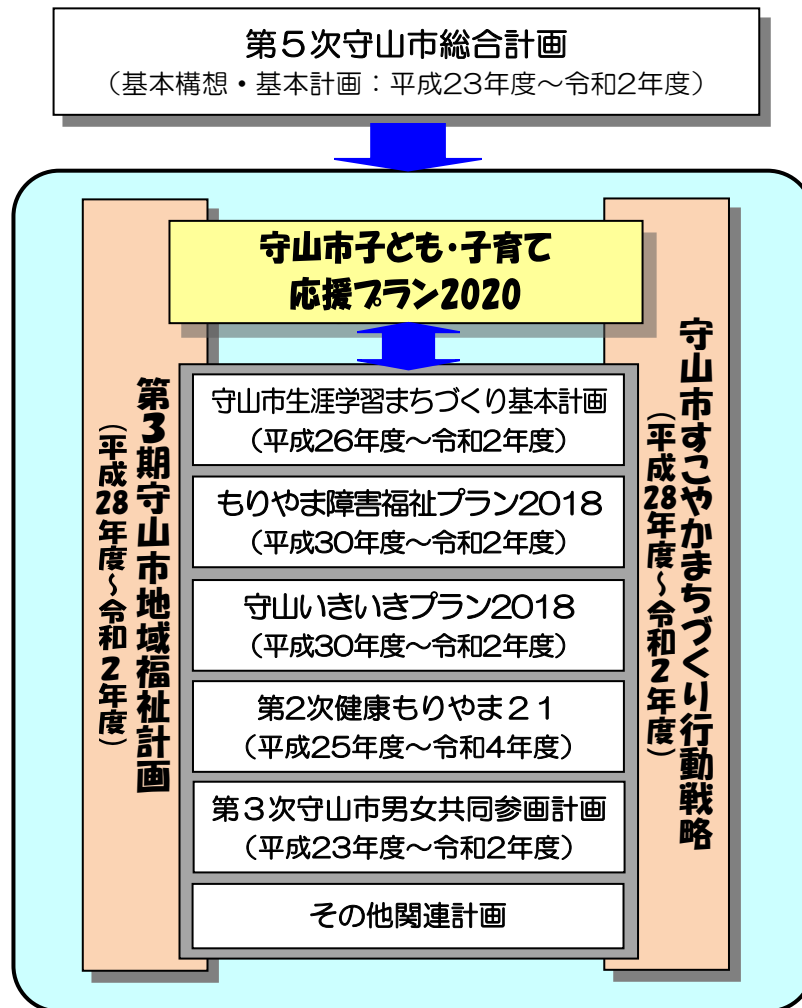
○第4章および第5章の内容を計画的・効果的に進めていくための推進体制や進捗管理について記載

③ 計画の位置づけ

本計画は、守山市の上位計画である「第5次守山市総合計画」の部門別個別計画として位置づけられます。

また、本計画は、守山市の関連する個別計画と整合・調和を図りながら策定していきます。

■ 計画の位置づけ



④ 計画の性格

本計画は、子どもの育ちや子育て家庭に対する支援の総合的な取組の基本的方向と、就学前の子どもの教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の具体的な取組を示すものであり、市民をはじめ、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、企業、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちや子育て家庭に対する支援に取り組むための指針となるものです。

3 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね18歳までの子どもとその家庭とします。

また、子育て支援を行政と連携・協力して担う、企業、地域住民・団体等も対象になります。

■参考／「子ども・子育て支援法」の「子ども」の定義

「子ども・子育て支援法」第6条

この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、子ども人口の推移や事業の進捗状況等により、計画期間内に一部事業や内容を見直すこともあります。

計画の最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえて全面的に見直し、新たに次期5年間の計画を策定します。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
守山市子ども・子育て応援プラン2015					守山市子ども・子育て応援プラン2020 (必要に応じ見直し)				
							中間見直し		見直し

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づく「守山市子ども・子育て会議」において、計画関連事項について審議を行いました。

また、就学前の子どもの保護者および小学生の保護者を対象に、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施し、その結果について事業量算出の基礎とするなど、計画策定に反映しました。

さらに、本計画に対する市民の意見を募集するため、パブリックコメントを実施しました。

6 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

① 子ども・子育て支援新制度の目的

本計画は、就学前の子どもの教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された3つの法律（子ども・子育て関連3法（平成24年8月22日公布））に基づき平成27年度から施行された制度です。

■参考／「子ども・子育て関連3法」

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記2法に伴う児童福祉法ほかの改正）

② 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要

市町村は「1 子ども・子育て支援給付」と「2 地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

1 子ども・子育て支援給付（4つの給付）

種類	対象事業
（ア）施設型給付費（※1）	幼稚園、保育所、認定こども園
（イ）地域型保育給付費（※1）	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
（ウ）施設等利用費（※2）	幼稚園（未移行）、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等
（エ）児童手当	—

※1 保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）した上で給付します。認定区分は以下のとおりです（子ども・子育て支援法第19条）。

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3歳～5歳	なし	幼稚園、認定こども園
2号認定	3歳～5歳	あり	保育所、認定こども園
3号認定	0歳～2歳	あり	保育所、認定こども園、地域型保育

※2 保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）した上で給付します。認定区分は以下のとおりです（子ども・子育て支援法第30条の4）。

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設・事業
新1号認定	3歳～5歳	なし	幼稚園（未移行）、特別支援学校等
新2号認定	3歳～5歳	あり	認定こども園、幼稚園、特別支援学校、 預かり保育、認可外保育施設等
新3号認定	0歳～2歳	あり	

2 地域子ども・子育て支援事業（13事業）

① 利用者支援に関する事業	⑧ 一時預かり事業
② 時間外（延長）保育事業	⑨ 病児・病後児保育事業
③ 放課後児童健全育成事業	⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
④ 子育て短期支援事業	⑪ 妊婦に対して健康診査を実施する事業
⑤ 乳児家庭全戸訪問事業	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑥ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
⑦ 地域子育て支援拠点事業	

③ 市町村子ども・子育て支援事業計画の記載規定

事業計画に記載する事項は、子ども・子育て支援法において「必須記載事項」と「任意記載事項」が規定されています（子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項）。

本計画では、「必須記載事項」および「任意記載事項」をともに定めます。

■必須記載事項

項 目	内 容
(1) 教育・保育提供区域の設定	教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等を定めること。
(2) 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	1 各年度における教育・保育の量の見込み 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込み（満3歳未満の子どもについては保育利用率を含む。）を定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。 2 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 認定区分ごと、及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。
(3) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。 2 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。
(4) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定子ども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めること。

項 目	内 容
(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行うことを定めるほか、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、都道府県との連携の方策を定めること。

■任意記載事項

項 目	内 容
(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等	市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載すること。
(2) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項	育児休業満了時（原則1歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
(3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項	児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を定めること。
(4) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
(5) 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期を定めること。
(6) 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間	市町村子ども・子育て支援事業計画の期間（5年間）を定めること。
(7) 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

第2章 守山市の子どもと家庭を取り巻く現状と課題

1 親と子を取り巻く状況

(1) 人口の推移

① 総人口および年齢3区分別人口の推移 ～総人口は着実に増加～

平成2年以降の人口の推移は、増加の一途をたどり、平成2年の58,561人が平成27年には79,859人となり、25年間で1.36倍となっています。

総人口を年齢3区分別にみると、0歳～14歳の年少人口は、平成12年まで減少傾向にありましたが、その後は増加に転じ、平成27年は13,597人となっています。

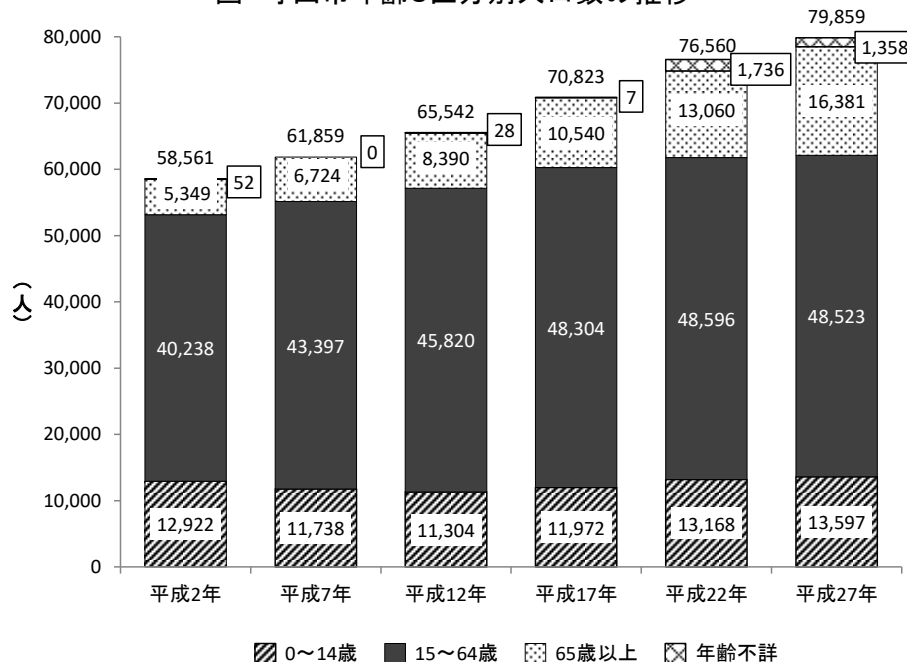
15歳～64歳の生産年齢人口は、増加を続けていますが、平成27年には48,523人と、横ばい傾向となっています。

65歳以上の高齢者人口は、増加の一途をたどり、平成27年には16,381人となり、平成2年の5,349人から3.06倍となっています。

住民基本台帳のデータでみると、平成28年以降も人口増加が続いており、平成31年では、83,313人となっています。

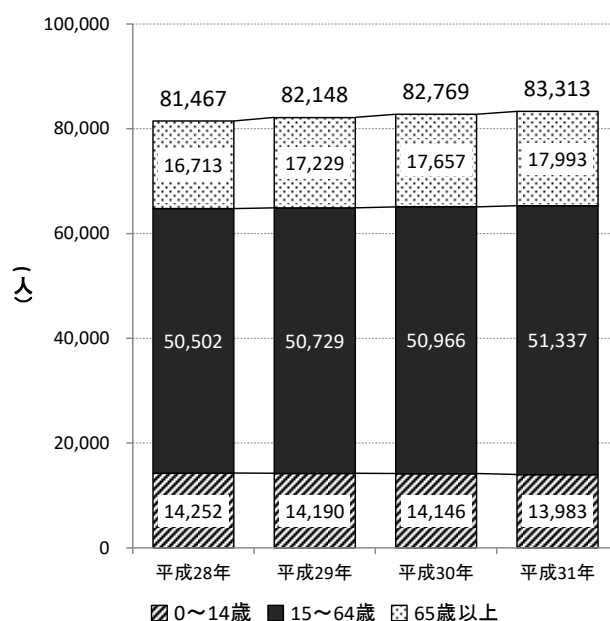
■ 総人口の推移

図 守山市年齢3区分別人口数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

図 住民基本台帳人口の年齢3区分の推移

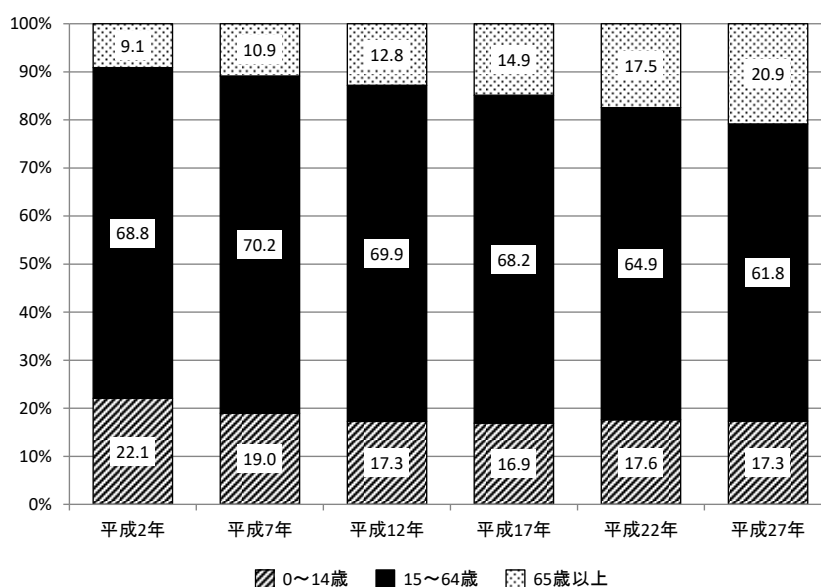


資料:住民基本台帳(各年4月1日)

年齢3区分別人口を構成比の推移でみると、0歳～14歳は平成17年まで低下していましたが、平成27年には上昇して17.3%となっています。15歳～64歳は平成12年以降低下を続け、平成27年には61.8%となっています。65歳以上は、平成2年の9.1%から上昇を続け、平成27年には20.9%となっています。

■ 年齢3区分別人口構成の推移

図 守山市年齢3区分別人口数の推移



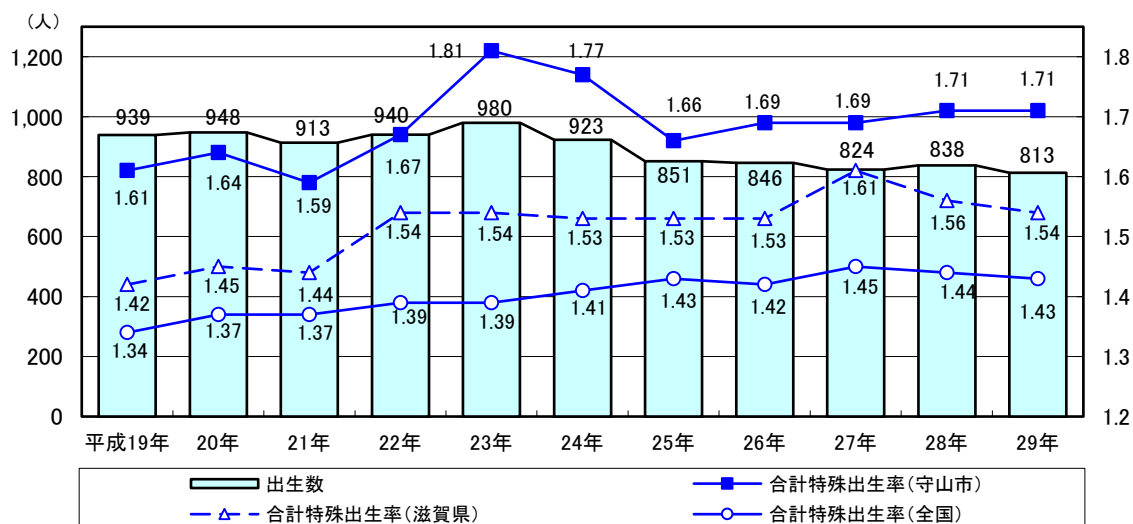
資料:国勢調査(各年10月1日)

注)総数に年齢不詳を含まずに構成比を算出

② 出生の動向 ～出生数は減少傾向～

守山市の出生数は、平成19年以降は900人を超え、増減しながらも増加傾向にありましたが、平成25年には減少傾向を示し、平成29年で813人となっています。合計特殊出生率は、国および滋賀県の水準を上回り推移しています。

■出生数等の推移



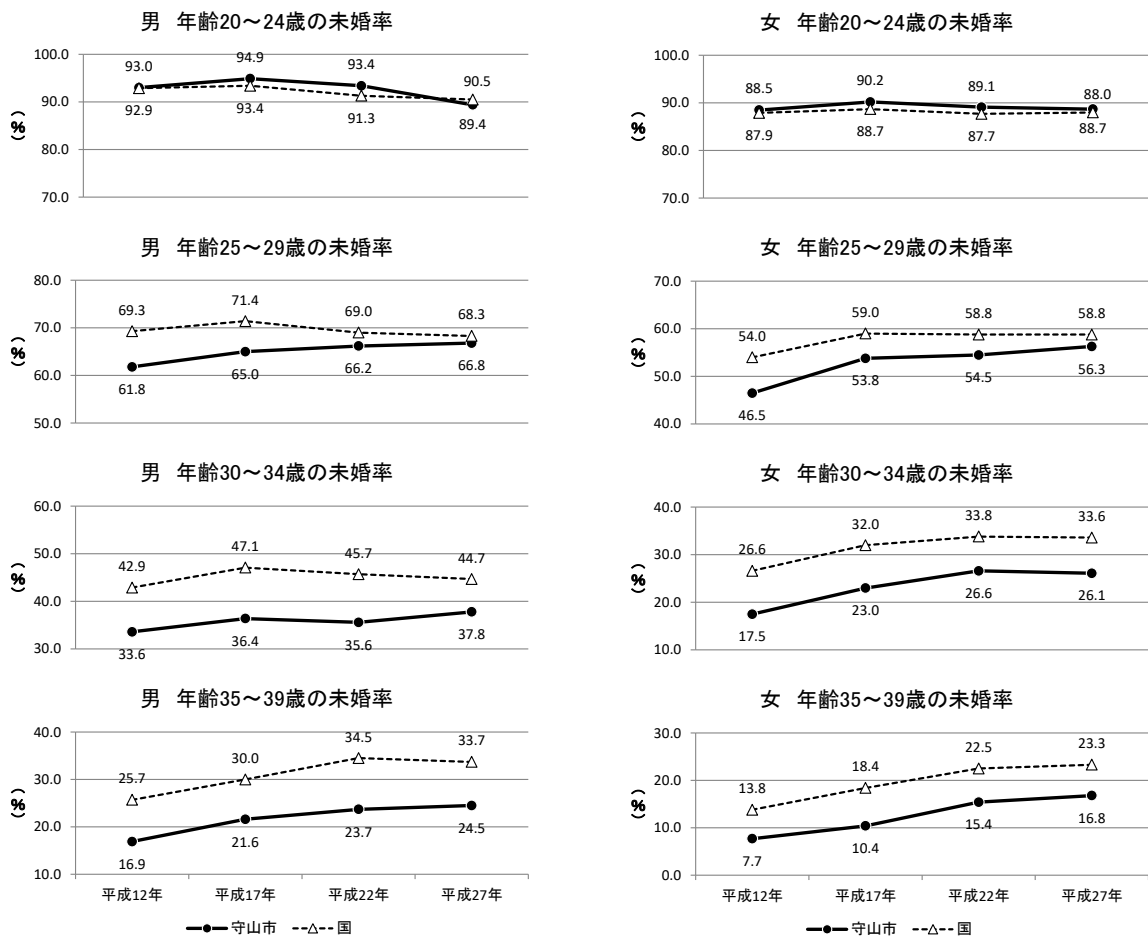
資料：出生数/守山市統計書、合計特殊出生率(守山市)/南部健康福祉事務所事業年報
合計特殊出生率(滋賀県・全国)/人口動態統計

③ 未婚率の推移 ～男女とも、25歳代以降の未婚率は高くなる傾向～

守山市の男女別に未婚率の推移をみると、男性の25歳～29歳、30歳～34歳、35歳～39歳は、上昇傾向を示していますが、20歳～24歳はやや低下傾向がみられます。平成27年の未婚率を全国水準と比べると、20歳～24歳、25歳～29歳はほぼ同様ですが、30歳～34歳、35歳～39歳は低くなっています。

一方、女性は、20歳～24歳の未婚率は横ばい傾向ですが、その他の年齢層は上昇傾向が続いています。平成27年の未婚率を全国水準と比べると、20歳～24歳、25歳～29歳はほぼ同様ですが、30歳～34歳、35歳～39歳は低くなっています。

■性別・年齢5歳階級別 未婚率の推移



資料: 国勢調査(各年10月1日)

(2) 子どもの人口の推移

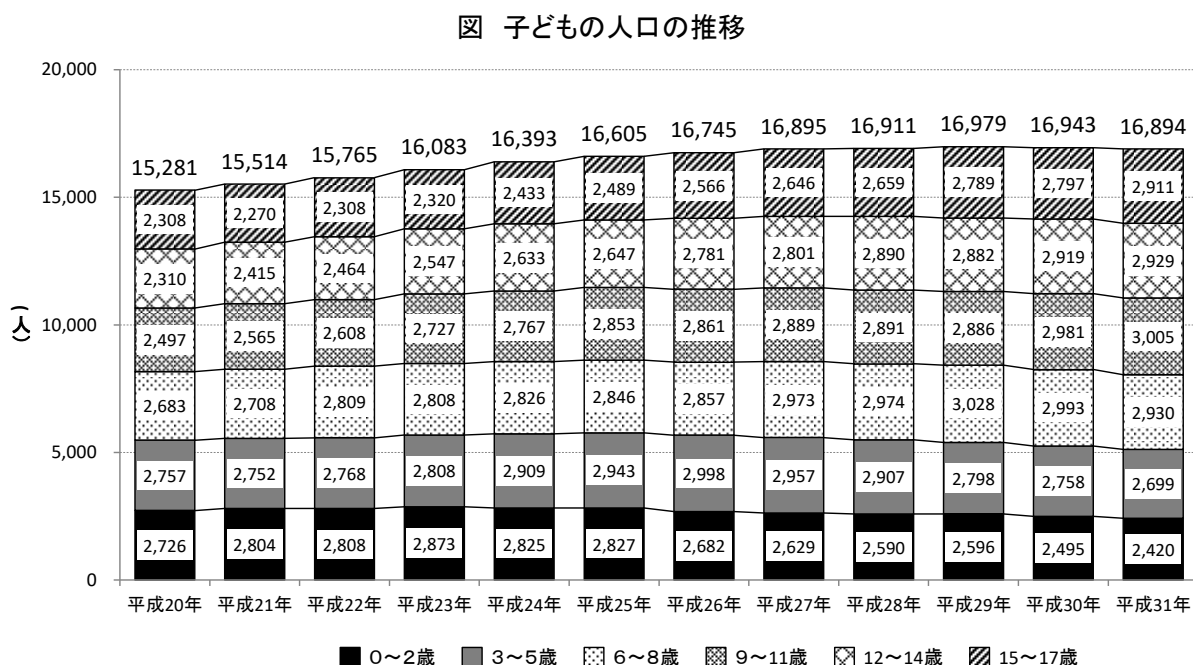
① 子どもの人口総数の推移 ～増加傾向から横ばい傾向へ～

18歳未満の子どもの人口の推移をみると、平成29年度までは増加していましたが、その後は横ばい傾向を示しており、平成31年3月末現在では16,894人となっています。

そのうち、0歳～2歳は平成20～25年までは上昇傾向を示しましたが、平成26年には減少に転じ、その後は微減傾向が続いています。そのほかの年齢層はおおむね増加の傾向がみられます。

平成31年の子どもの人口は、9歳～11歳が3,005人と最も多く、次いで、6歳～8歳2,930人、12歳～14歳2,929人、15歳～17歳2,911人、3歳～5歳2,699人、0歳～2歳2,420人の順となっています。

■子どもの人口の推移



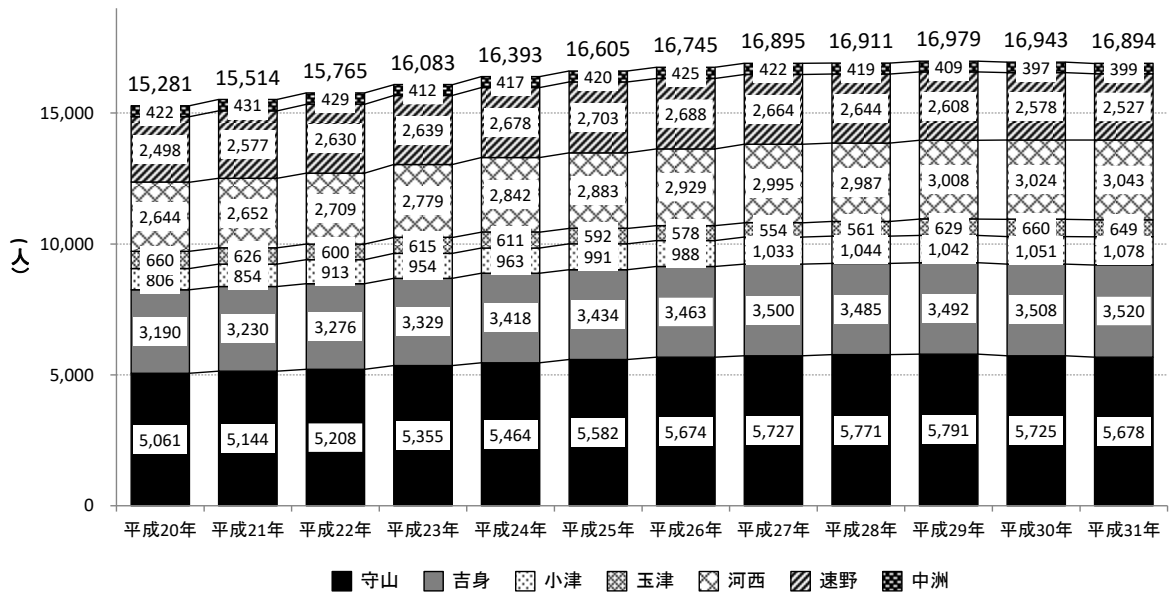
資料：住民基本台帳人口（外国人登録含む）（各年3月末時点）

子どもの人口の学区別の推移をみると、守山学区は平成29までは増加傾向でしたが、平成30年に減少に転じています。吉身学区は増加傾向が続きましたが、平成28以降は横ばい傾向となっています。河西学区は増加を続けています。速野学区は増加傾向が続きましたが、平成26年に減少傾向に転じ、その後は微増傾向が続いています。

平成31年の学区別子ども人口は、守山学区が5,678人（33.6%）で最も多く、次いで吉身学区3,520人（20.8%）、河西学区3,043人（18.0%）、速野学区2,527人（15.0%）、小津学区1,078人（6.4%）、玉津学区649人（3.8%）、中洲学区399人（2.4%）となっています。

■学区別 子どもの人口の推移

図 学区別子ども人口の推移



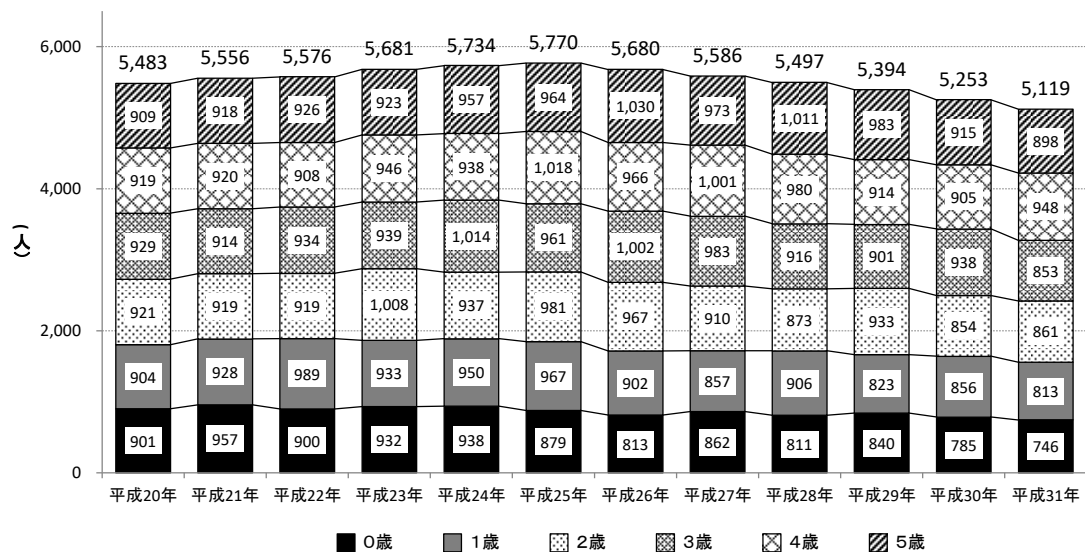
資料:住民基本台帳人口(外国人登録含む)(各年3月末時点)

子どもの人口のうち、就学前の0歳～5歳の人口をみると、総数は平成25年まで増加を続けていましたが、平成26年には減少に転じ、その後は減少傾向が続いています。

平成31年の年齢別子ども人口は、0歳746人(14.6%)、1歳813人(15.9%)、2歳861人(16.8%)、3歳853人(16.7%)、4歳948人(18.5%)、5歳893人(17.4%)となっています。

■就学前人口の推移

図 就学前人口の推移



資料:住民基本台帳人口(外国人登録含む)(各年3月末時点)

(3) 就労状況

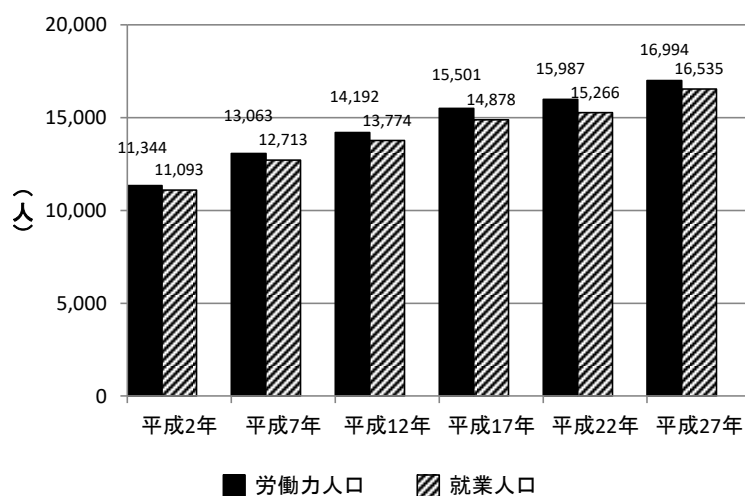
① 女性の労働力人口・就業者数の推移 ～労働力人口・就業者数は依然増加傾向～

平成2年以降の女性の労働力人口および就業者数はともに増加を続け、平成27年にはそれぞれ16,994人、16,535人となっています。

また、女性の15歳以上人口に占める労働力人口の割合（労働力率）は、平成7年から51.0%前後の横ばい傾向でしたが、平成27年には52.0%とやや高くなっています。守山市の労働力率は、全国や滋賀県よりも高い水準で推移しています。

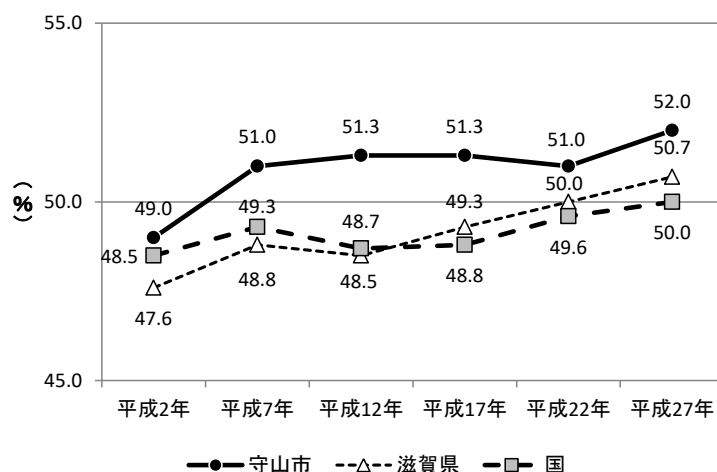
■女性の労働力人口・就業者数の推移

図 女性の労働力人口・就業者数の推移



■女性の労働力率の推移

図 女性の労働力率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

注）労働力率＝（労働力人口÷（総数（労働力状態）－労働力状態「不詳」））×100

② 女性の年齢5歳階級別労働力率の推移 ～M字カーブは緩やかに～

平成27年の子育て世代の労働力率は、「25～29歳」79.1%、「30～34歳」66.2%、「35歳～39歳」66.1%と、平成17年に比較して高くなっています。その結果、いわゆる「M字カーブ」の谷が上がってきています。

守山市の30歳～34歳、35歳～39歳の年齢層は、全国よりも低くなっています。他の年齢層は、国、滋賀県と比較して大きな差は見られません。

■女性の年齢5歳階級別 労働力率

図 女性の5歳年齢別労働力率の推移

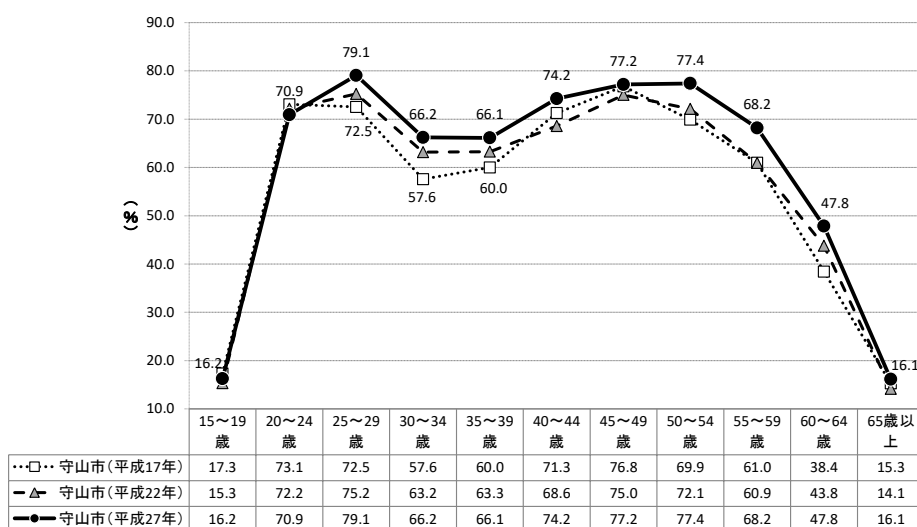
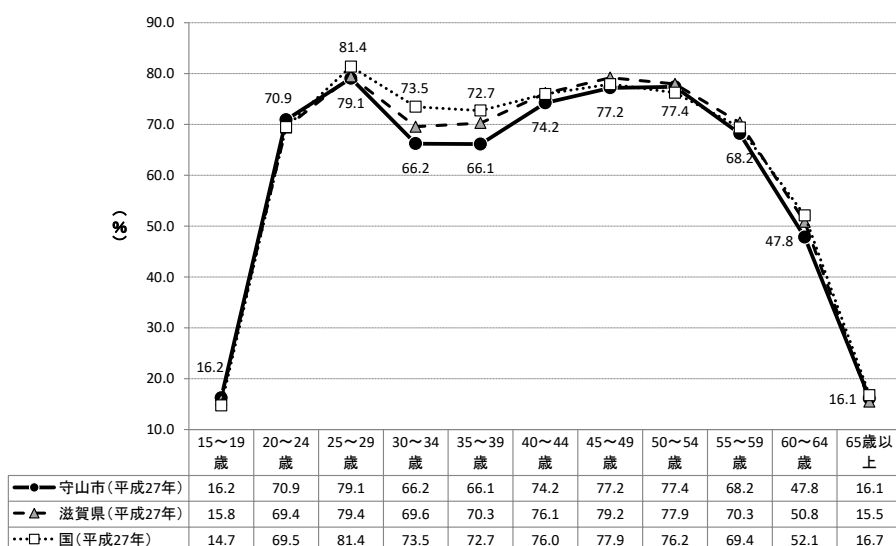


図 女性の5歳年齢別労働力率の比較



注) 労働力率 = (労働力人口 ÷ (総数(労働力状態) - 労働力状態「不詳」)) × 100

資料: 国勢調査(各年10月1日)

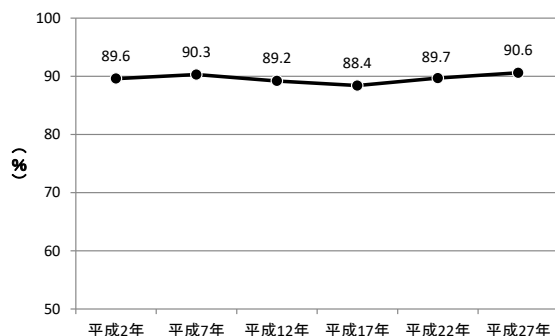
③ 昼間人口と就業者の流出入先 ～昼間人口率は90%程度で推移～

守山市の常住人口に対する昼間の人口率は、おおむね90%程度で推移しています。平成27年の就業者の流入元は、大津市が第1位で3,177人、第2位が草津市、第3位が野洲市、第4位が栗東市、第5位が近江八幡市となっています。

一方、就業者の流出先は、草津市が第1位で4,303人、第2位が大津市、第3位が京都府、第4位が野洲市、第5位が栗東市、となっています。

■ 昼間人口率の推移

図 昼間人口率の推移



■ 就業者の流出入人口トップ5（平成27年）

表 就業者の流出入人口トップ5(平成27年)

	流入			流出		
	都市名	人口(人)	構成比(%)	都市名	人口(人)	構成比(%)
第1位	大津市	3,177	18.1	草津市	4,303	17.2
第2位	草津市	2,927	16.7	大津市	3,832	15.3
第3位	野洲市	2,489	14.2	京都府	3,412	13.6
第4位	栗東市	2,459	14.0	野洲市	3,265	13.0
第5位	近江八幡市	1,215	6.9	栗東市	3,211	12.8
	総数	17,505	100.0		25,022	100.0

資料: 国勢調査(各年10月1日)

注) 昼間人口率 = 昼間人口 / 夜間人口(常住人口)

(4) 世帯の動向

① 全世帯数の推移 ～世帯規模の縮小化傾向～

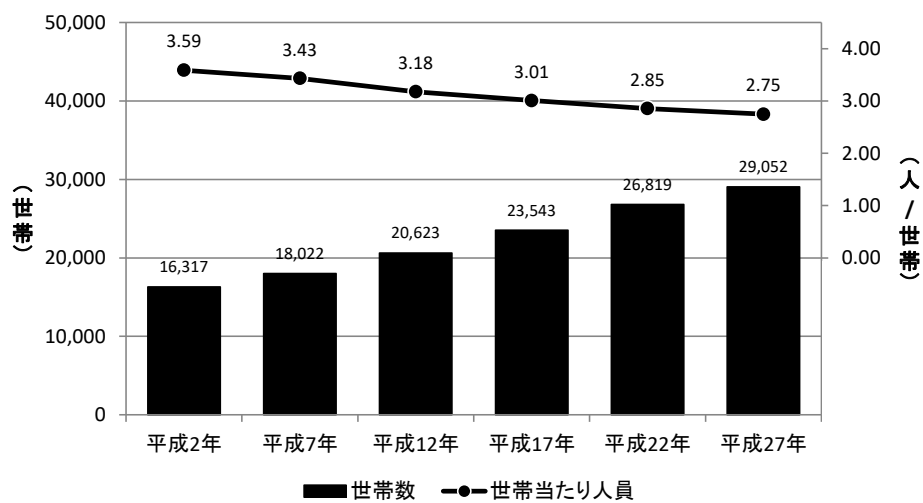
平成2年以降の全世帯数の推移は、平成27年には29,052世帯となり、25年間で1.78倍となっています。

1世帯当たり人員の推移は、平成2年3.59人、平成17年3.01人、平成27年2.75人と、世帯規模の縮小化傾向が続いています。

住民基本台帳のデータでみると、平成28年以降も同様の傾向で推移し、平成31年の世帯数は32,326世帯、世帯当たり人員は2.58人となっています。

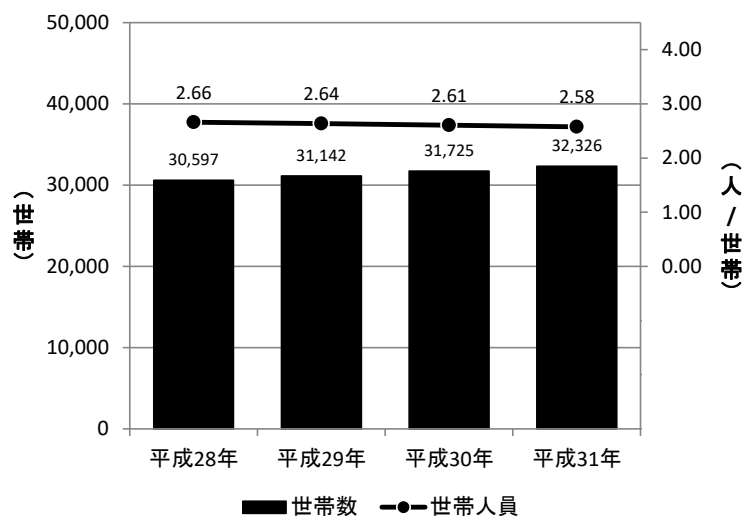
■ 世帯数の推移

図 全世帯数の推移



資料：国勢調査(各年10月1日)

図 全世帯数の推移(住民基本台帳)



資料：住民基本台帳(各年4月1日)

② 子どものいる世帯の推移 ～三世代世帯は減少、核家族化が進展～

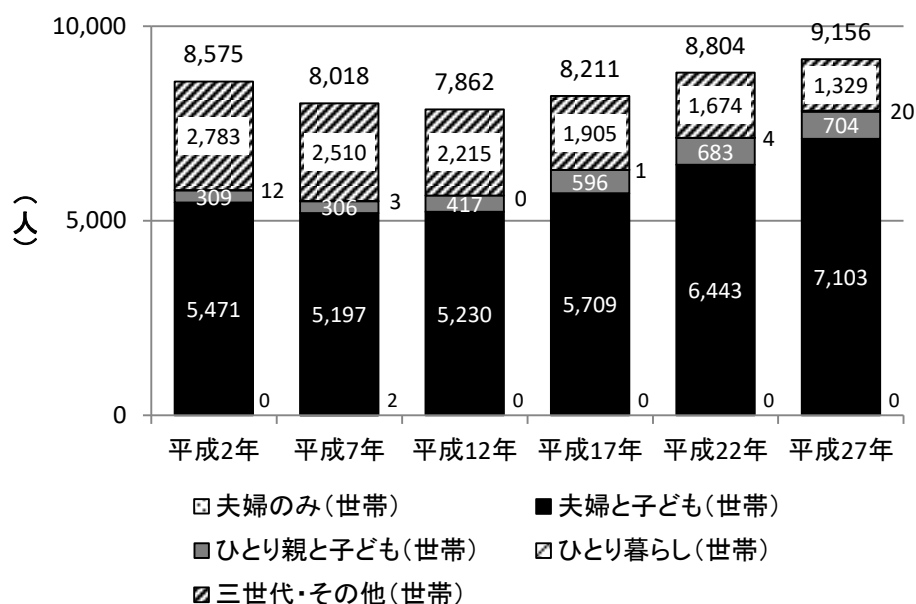
平成2年以降の18歳未満の親族のいる世帯家族類型の推移をみると、18歳未満の親族のいる一般世帯総数は、平成7年、12年と続けて減少しているものの、平成17年以降再び増加傾向を示し、平成27年は9,156世帯となっています。

家族類型別では、夫婦と子どもの割合は調査ごとに上昇し、平成2年の63.8%から平成27年には77.6%となっています。また、ひとり親と子どもの世帯も、平成2年の3.6%から平成27年には7.7%となっています。

一方、三世代・その他世帯は、平成2年の32.5%が平成27年には14.5%と低下しています。

■18歳未満の親族のいる世帯家族類型の推移

図 18歳未満の親族のいる世帯家族類型の推移

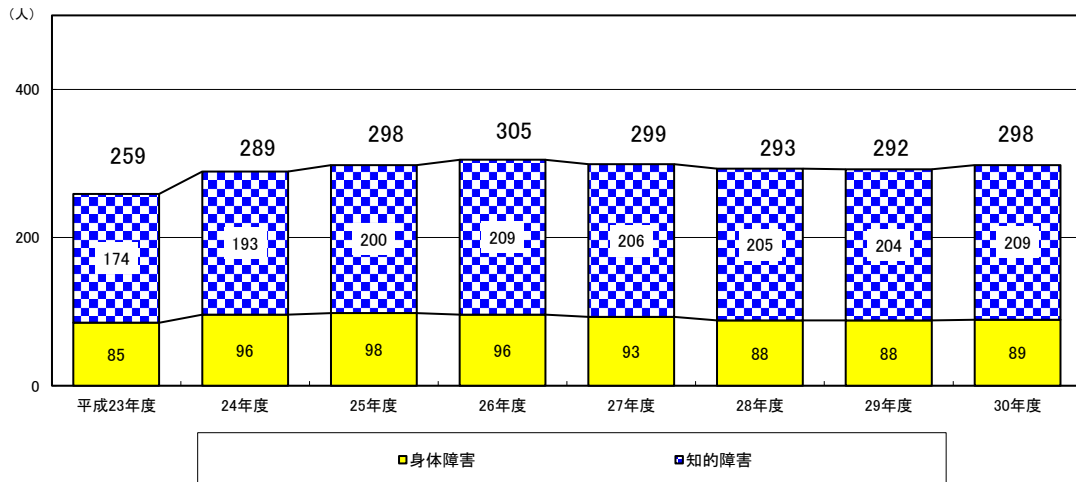


資料: 国勢調査(各年10月1日)

③ 障害のある児童の推移 ～平成25年度以降、横ばい傾向に～

障害のある児童の推移（身体障害者手帳、療育手帳所持者数）をみると、平成24年度には増加し、平成25年度以降は約300人前後で推移しており、平成30年度末時点では、298人となっています。

■身体・知的障害のある児童の推移（各手帳所持者数）



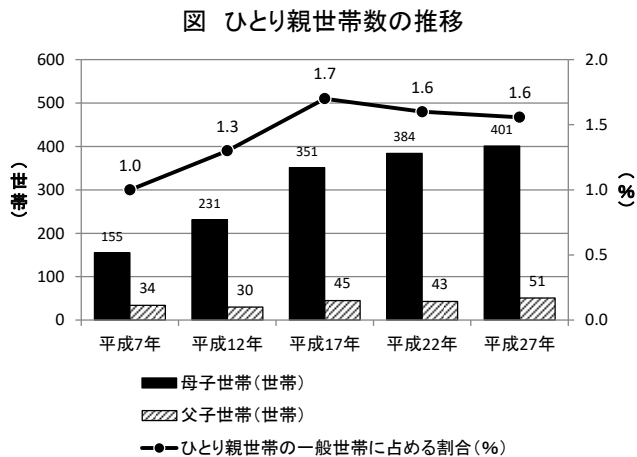
資料：市障害福祉課調べ（各年度末）

④ ひとり親世帯数の推移 ～ひとり親世帯は増加から横ばい傾向へ～

国勢調査からひとり親世帯の推移をみると、平成7年の189世帯が平成27年には452世帯と2.39倍に増加しています。平成27年では、母子世帯が401世帯（88.7%）、父子世帯が51世帯（11.3%）となっています。

また、ひとり親世帯の一般世帯総数に占める割合は、平成7年1.0%から平成17年1.7%と高くなりましたが、平成22年1.6%、平成27年1.6%と横ばい傾向になっています。

■ひとり親世帯の推移



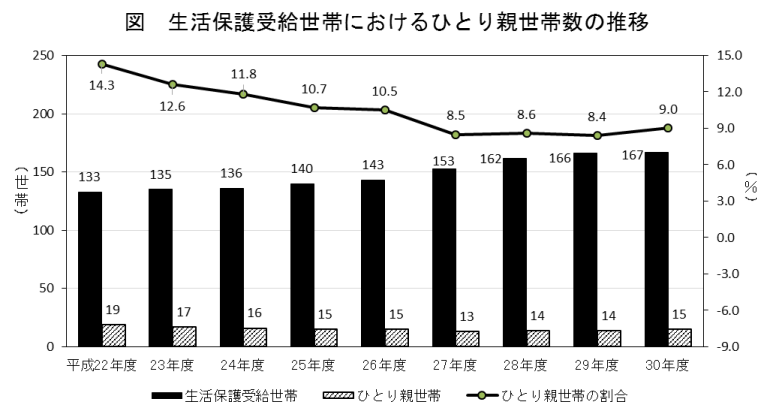
注) 国勢調査では、平成2年以降のひとり親世帯は、未婚、死別または離別の女親(あるいは男親)と、その未婚の20歳未満の子ども世帯となっています。

資料:国勢調査(各年10月1日)

⑤ 生活保護受給世帯におけるひとり親世帯数の推移 ～約1割で推移～

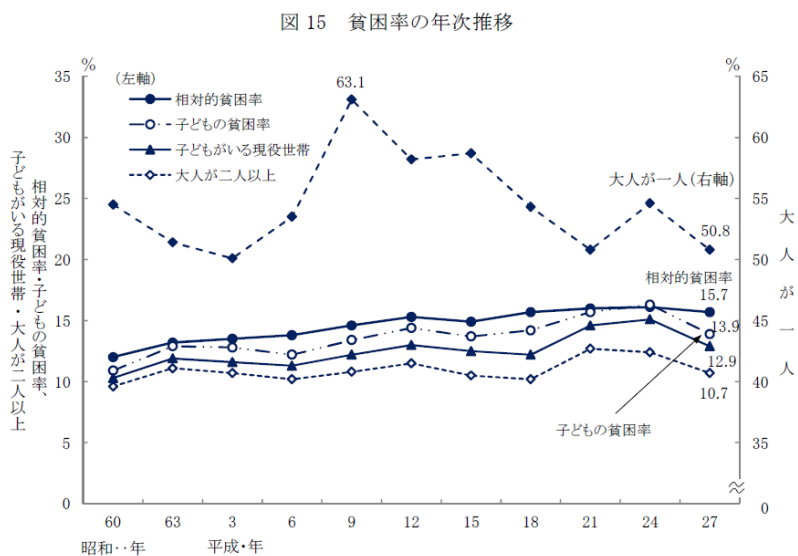
生活保護受給世帯におけるひとり親世帯の割合は、平成22年度から平成29年度までは減少傾向にありましたが、平成30年度には増加に転じています。また、平成30年度で9.0%と高い割合となっており、ひとり親世帯が経済的にも苦しい状況に置かれていることが伺えます。

■生活保護受給世帯におけるひとり親世帯数の推移



資料:市健康福祉政策課調べ

<参考資料> 貧困率の年次推移



- 注: 1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 4) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 5) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

資料:「平成28年 国民生活基礎調査の概況」厚生労働省

(5) 地域の子育て支援の状況

守山市では、地域団体やボランティア団体等によって、さまざまな子育て支援が取り組まれています。主なものを以下にまとめます。

名 称	活動内容・平成30年度実績等
親子ほっとステーション	公民館の青少年・子育て担当コーディネーターが中心となり、子育てサポーターが協力して、子育てに関する学習の場と親同士、子ども同士、地域住民の交流機会を提供。 ・実施回数：321回 参加者数：8,910人 ・登録サポーター数：105人
子育てサークル	公民館の青少年・子育て担当コーディネーターが中心となり、地域で活動する子育てサークルの立ち上げ支援や活動支援、活動内容の支援を実施。 PTA活動の一部として、保護者の集まりによる子育てサークル活動の支援を実施。
子育てサポーター	親子ほっとステーションや自治会サロン等で活動。
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員として登録・組織し、会員相互の援助活動を推進。 ・まかせて会員：204人 おねがい会員：615人 ・どちらも会員：49人 合計：868人 ・活動件数：1,721件
児童館事業	○地域総合センターでの活動 幼児クラブ、なかよしひろば、おやこひろば、こどものひろば、親子ふれあい教室 ○地域子育て支援センター にこにこひろば、赤ちゃんCLUB等 ○友愛児童館 チャレンジ広場、子どもボランティア育成支援、ひよこクラブ ○友愛第二児童館 キッズ広場、子どもボランティア養成支援、ひよこクラブ、おでかけ児童館 ○大型児童センター（ほほえみセンター） ほほえみサロン、フレンズタイム等
スクールガード	登下校時の子どもの安全を守るため、小学生の通学路を対象に配置し、見守り活動を実施。 ・登録者数：1,689人 不審者情報：31件
子どもSOSホーム	子どもが地域で危険に遭遇しても、いつでも駆け込める場として設置。 ・加盟数：628か所
民生委員児童委員、主任児童委員	赤ちゃん訪問で、育児に関する不安や悩みの聴き取り、相談を実施し、要支援家庭の早期発見を図る。 ・訪問件数：1,565件
健康推進員	地域において虐待の兆候や被害の早期発見ができるよう、養成講座の中に「児童虐待防止について」の講義を実施。
読み聞かせ活動	市内小学校で、地域有志の読み聞かせボランティアサークルによる読書活動を展開。図書館と地域が連携し、図書館員やお話ボランティアグループによる本の読み聞かせを実施。
地区福祉委員会による活動	各地区福祉委員会による諸活動。
自治会子育てサロン	参加者同士の交流を図り、育児不安等の予防、解消を支援するとともに、地域全体での子育て支援の土壌づくりを推進。 ・45自治会で実施

2 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の概要

本計画を策定するにあたり、その基礎資料として活用するため、守山市に居住する①0歳から小学校入学前の子どもがいる家庭、②小学生の子どもがいる家庭を対象に、ニーズ調査を実施しました。ここでは、その結果から特徴的な項目についてまとめています。

■調査対象者および調査方法等

項 目	就学前子ども保護者調査	小学生保護者調査
調 査 対 象 者	守山市在住の就学前の子どもを持つ保護者2,000人	守山市在住の小学生の子どもを持つ保護者1,000人
抽 出 方 法	平成30年4月1日現在の住民基本台帳を基に、子どもの年齢構成別に抽出	
調 査 方 法	配布・回収ともに郵送	
調 査 期 間	平成31年1月31日（木）～2月21日（木）までを基本とし、2月中まで回収	
回 収 状 況	配布数：2,000件 回収数：921件 回収率：46.0%（前回50.9%）	配布数：1,000件 回収数：447件 回収率：44.7%（前回49.4%）

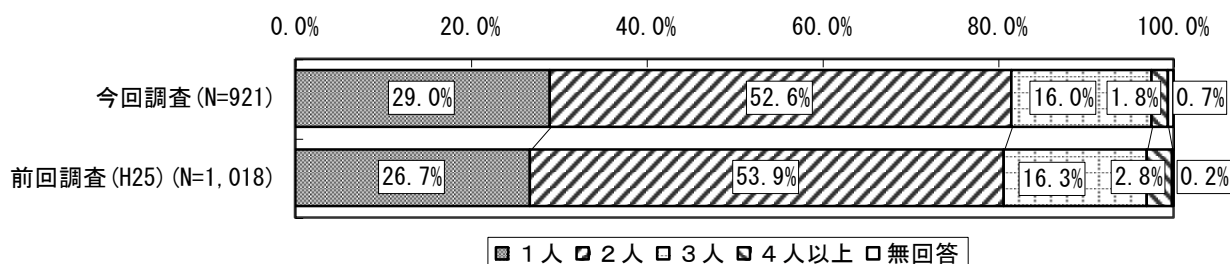
■調査結果の表記に関する留意点

- ① 図表中のNとは、質問に対する無回答を含む回答者総数のことです。
- ② 集計は、小数点第2位を四捨五入しています。したがって、数値の合計が100.0%にならない場合があります。
- ③ 回答の比率（%）は、該当質問の回答者数を基数として算出しています。したがって、複数回答の場合はすべての比率を合計すると100.0%を超えることがあります。
- ④ 本文中では、就学前子ども保護者調査の結果を「就学前」と表しています。同様に、小学生保護者調査の結果を「小学生」としています。
- ⑤ 前回調査とは、平成25年11月に実施した「子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査」のことです。

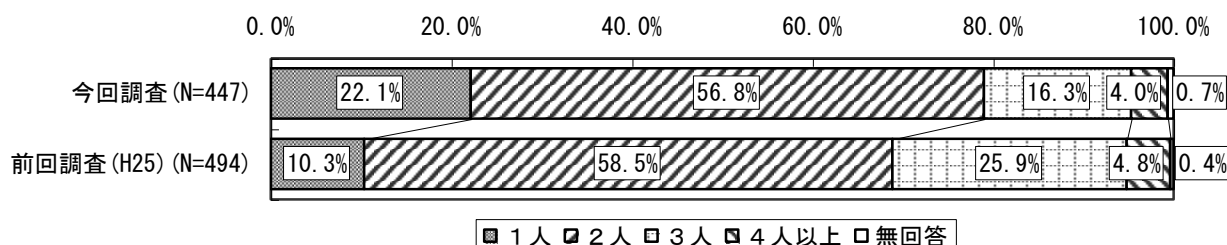
① 子どもの人数 ～【3人以上】が就学前でおよそ2割、小学生で3割～

- 子どもの人数は、就学前も小学生も世帯全体では、「2人」の率が最も高く、就学前が52.6%、小学生が56.8%となっています。次いで、就学前は「1人」(29.0%)が高く、小学生は、「1人」(22.1%)が高くなっています。

■子どもの人数（就学前）



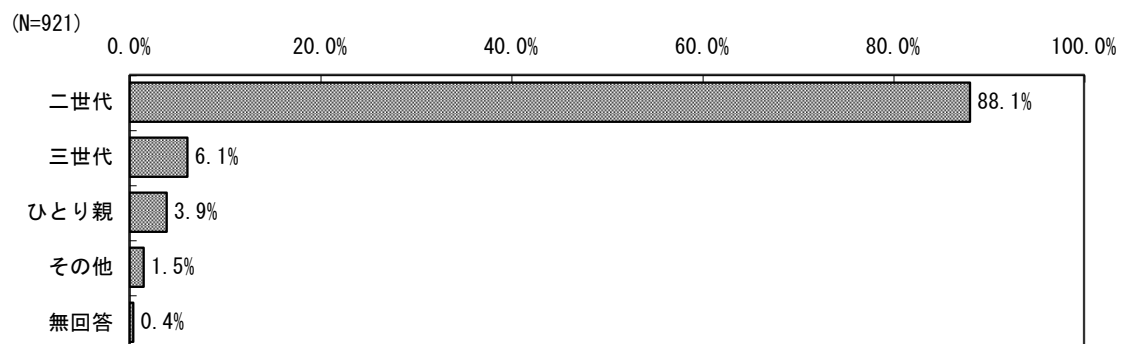
■子どもの人数（小学生）



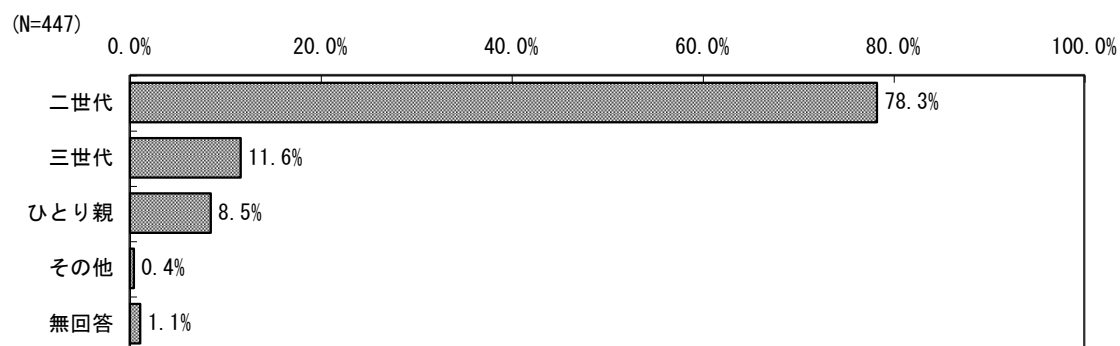
② 同居の世帯類型 ～【二世帯】は就学前9割、小学生が8割～

- 同居の世帯類型は、就学前も小学生も、両親と子ども等の「二世帯」の率が最も高く、就学前が88.1%、小学生が78.3%で、就学前の方が高くなっています。
- 「三世帯」は就学前が6.1%、小学生が11.6%となっています。
- 「ひとり親」世帯は就学前が3.9%、小学生が8.5%となっています。

■同居の世帯類型（就学前）



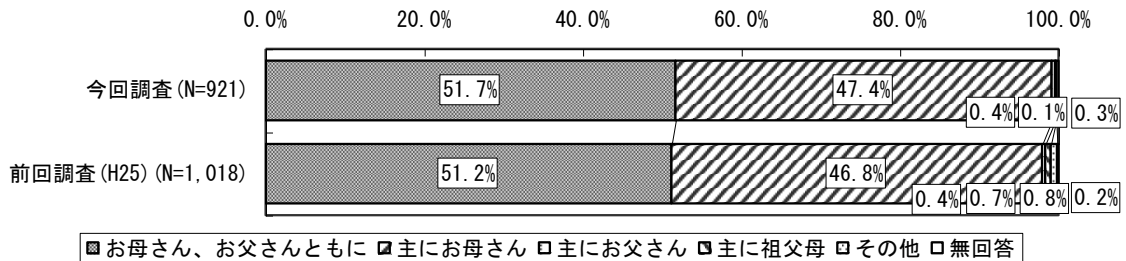
■同居の世帯類型（小学生）



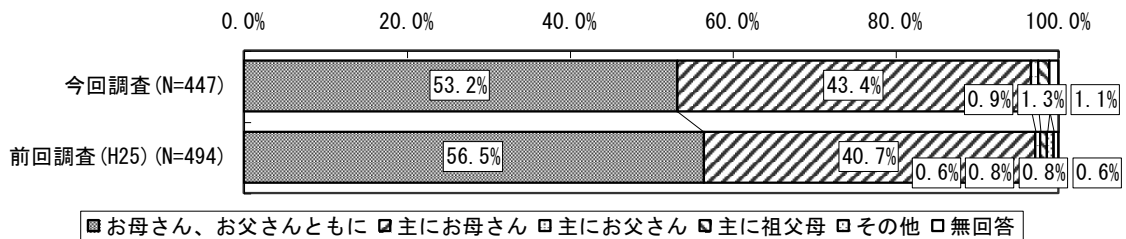
③ 子育て（教育を含む）を主にしている方 ～両親ともにが5割を超える～

- 「お母さん、お父さんともに」は就学前が51.7%、小学生が53.2%となっています。また、「主にお母さん」は就学前が47.4%、小学生が43.4%となっています。

■子育て（教育を含む）を主にしている方（就学前）



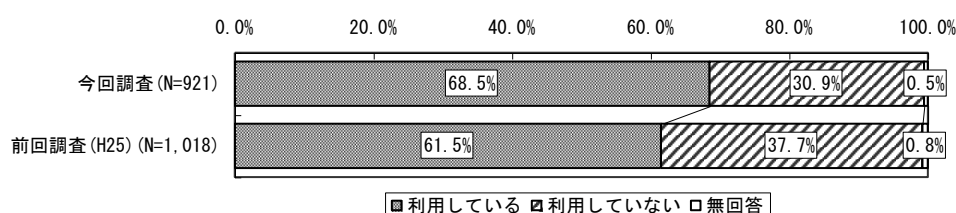
■子育て（教育を含む）を主にしている方（小学生）



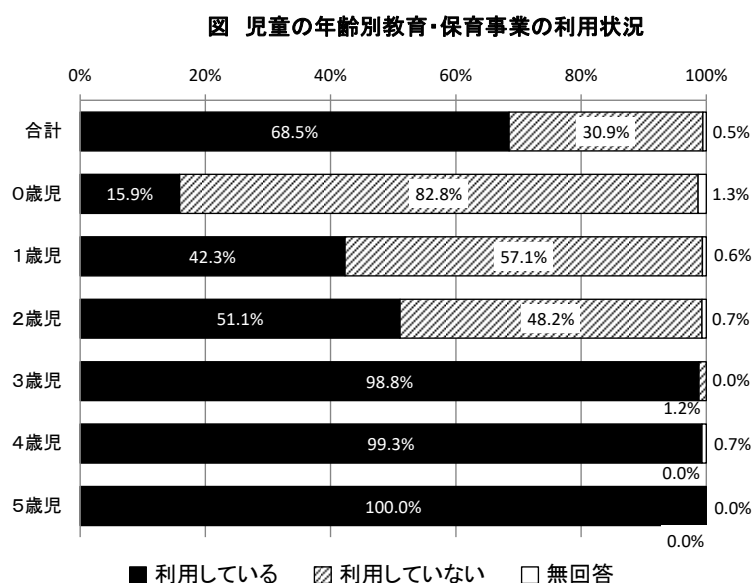
④ 定期的な教育・保育事業の利用状況 ～利用率は前回調査より増加～

- 教育・保育事業の利用状況は、「利用している」は68.5%で、前回調査61.5%より7ポイント増加しています。
- 子どもの年齢別の利用状況は、1、2歳児の利用率は40～50%あり、3歳以上になるとほとんどの子どもが利用しています。
- 子どもの年齢別の施設利用状況は、0児は「公立・私立保育所等」45.8%と「小規模・家庭的・事業所内保育所」45.8%に2分されています。1歳児、2歳児は「公立・私立保育所等」62.1%、81.9%になっています。3歳児以上では「公立・私立幼稚園等」が50%を超え、「公立・私立保育所等」は40%前後です。
- 小学校区別の施設利用状況は、守山は「公立・私立保育所等」50.6%、「公立・私立幼稚園等」40.9%で、「公立・私立保育所等」がやや多いです。物部、立入が丘、小津、玉津、速野も同様の傾向です。吉身では、「公立・私立保育所等」42.2%、「公立・私立幼稚園等」50.0%で、「公立・私立幼稚園等」がやや多いです。河西、中洲も同様の傾向です。「小規模・家庭的・事業所内保育所」の利用も各小学校区で2～10%程度あります。

■教育・保育事業の利用状況



■年齢別 教育・保育事業の利用状況



■年齢別 利用している教育・保育事業（就学前）

	公立・私立 保育所等	小規模・ 家庭的・ 事業所内 保育所	公立幼稚 園の預か り保育	私立幼稚 園の預か り保育	公立・私立 幼稚園 等	障がいの ある児童 が通う施 設	自治体の 認証・認 定保育施 設	その他認 可外の保 育施設	ファミ リー・サ ポート・ センター	その他	有効回答 数
0歳児	11 45.8%	11 45.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.2%	0 0.0%	1 4.2%	24 100.0%
1歳児	41 62.1%	18 27.3%	0 0.0%	1 1.5%	5 7.6%	0 0.0%	0 0.0%	3 4.5%	0 0.0%	0 0.0%	66 100.0%
2歳児	59 81.9%	6 8.3%	0 0.0%	0 0.0%	3 4.2%	1 1.4%	0 0.0%	2 2.8%	0 0.0%	1 1.4%	72 100.0%
3歳児	62 36.9%	0 0.0%	3 1.8%	1 0.6%	98 58.3%	3 1.8%	1 0.6%	2 1.2%	1 0.6%	1 0.6%	168 100.0%
4歳児	58 42.0%	1 0.7%	3 2.2%	0 0.0%	75 54.3%	1 0.7%	0 0.0%	1 0.7%	0 0.0%	1 0.7%	138 100.0%
5歳児	63 39.6%	1 0.6%	3 1.9%	0 0.0%	93 58.5%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.6%	0 0.0%	0 0.0%	159 100.0%
無回答	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
合計	298 47.2%	37 5.9%	9 1.4%	2 0.3%	274 43.4%	5 0.8%	1 0.2%	10 1.6%	1 0.2%	4 0.6%	631 100.0%

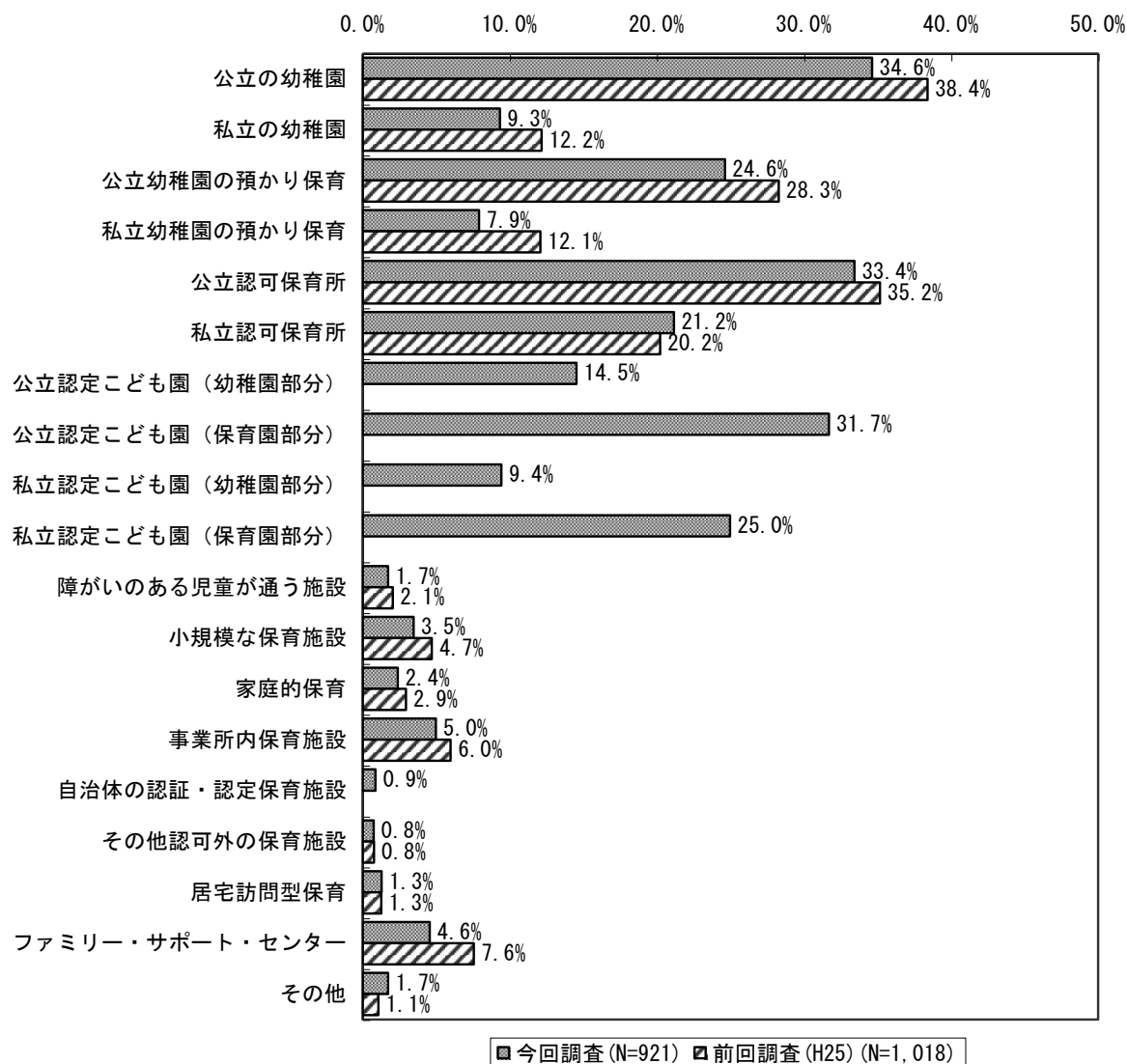
■小学校区別 利用している教育・保育事業（就学前）

	公立・私立 保育所等	小規模・ 家庭的・ 事業所内 保育所	公立幼稚 園の預か り保育	私立幼稚 園の預か り保育	公立・私立 幼稚園 等	障がいの ある児童 が通う施 設	自治体の 認証・認 定保育施 設	その他認 可外の保 育施設	ファミ リー・サ ポート・ センター	その他	有効回答 数
守山	83 50.6%	10 6.1%	0 0.0%	0 0.0%	67 40.9%	1 0.6%	0 0.0%	3 1.8%	0 0.0%	1 0.6%	164 100.0%
物部	32 50.0%	4 6.3%	0 0.0%	0 0.0%	27 42.2%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	64 100.0%
吉身	38 42.2%	2 2.2%	6 6.7%	1 1.1%	45 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 2.2%	0 0.0%	1 1.1%	90 100.0%
立入が丘	19 50.0%	4 10.5%	2 5.3%	0 0.0%	13 34.2%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.6%	0 0.0%	1 2.6%	38 100.0%
小津	22 48.9%	3 6.7%	0 0.0%	0 0.0%	20 44.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	45 100.0%
玉津	13 46.4%	1 3.6%	0 0.0%	0 0.0%	12 42.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.6%	0 0.0%	28 100.0%
河西	40 40.4%	5 5.1%	0 0.0%	0 0.0%	50 50.5%	2 2.0%	0 0.0%	1 1.0%	0 0.0%	1 1.0%	99 100.0%
速野	43 52.4%	6 7.3%	1 1.2%	1 1.2%	29 35.4%	2 2.4%	1 1.2%	2 2.4%	0 0.0%	0 0.0%	82 100.0%
中洲	7 43.8%	1 6.3%	0 0.0%	0 0.0%	8 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	16 100.0%
無回答・ 不明	1 20.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 60.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 100.0%
合計	298 47.2%	37 5.9%	9 1.4%	2 0.3%	274 43.4%	5 0.8%	1 0.2%	10 1.6%	1 0.2%	4 0.6%	631 100.0%

⑤ 今後、定期的に利用したい教育・保育事業 ～【認定こども園】がおおよそ6割～

- 今後の利用希望では、【認定こども園】（保育部分）の利用希望が公立・私立を合わせて56.7%、次いで【認可保育所】が公立・私立を合わせて54.6%となっています。
- 【幼稚園】が公立・私立を合わせて43.9%、【認定こども園】（幼稚園部分）の利用希望が公立・私立を合わせて23.9%、となっています。

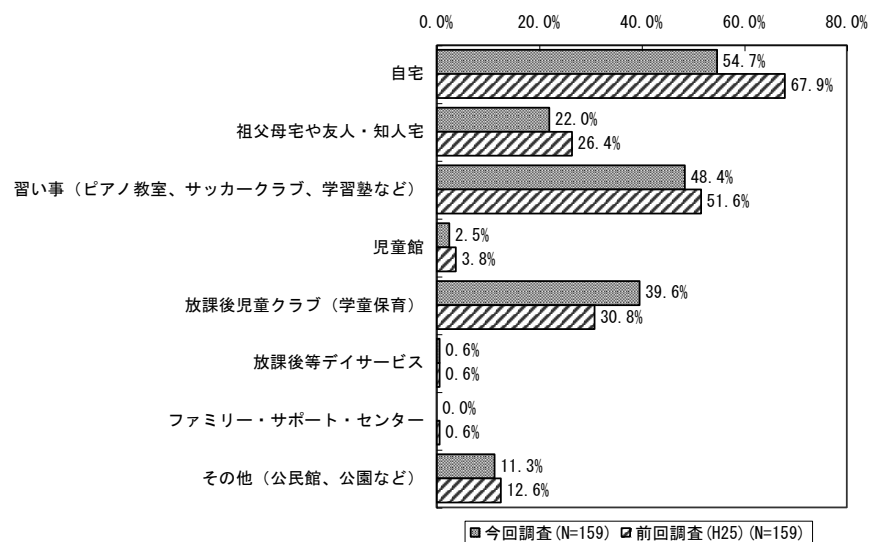
■ 今後、定期的にご利用したい教育・保育事業（就学前）



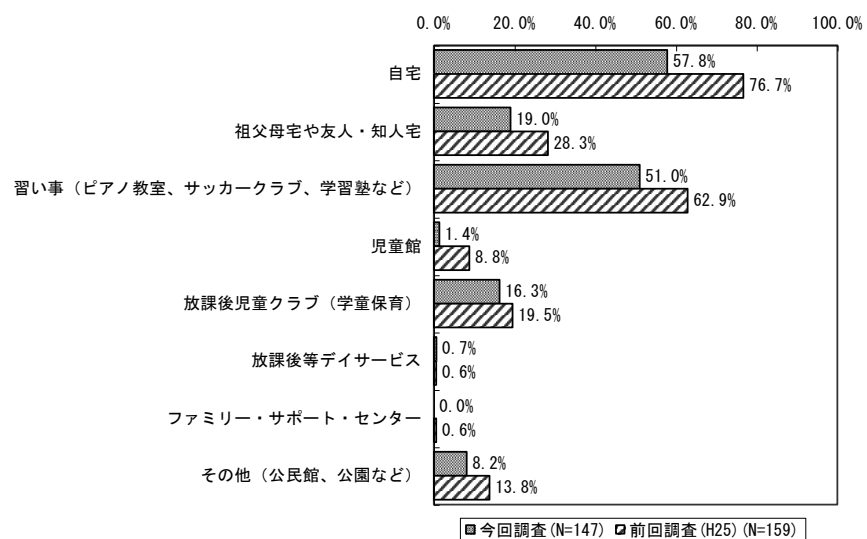
⑥ 放課後児童クラブの利用状況と利用意向 ～利用率は学年が高くなる従って低下～

- 5歳児への質問で、低学年の時に放課後に過ごさせたい場所で「放課後児童クラブ」の希望は、前回調査30.8%、今回調査39.6%と高くなっています。また、高学年の時に放課後に過ごさせたい場所で「放課後児童クラブ」の希望は、前回調査19.5%、今回調査16.3%となっています。
- 小学生の放課後児童クラブの利用率は、全体は15.4%で、1年生37.0%、2年生22.1%、3年生15.1%、4年生が13.1%、5年生が1.4%、6年生が1.5%と学年が高くなる従って低下しています。
- 放課後児童クラブを利用した感想としては、「現状のままでよい」29.0%、「施設・設備を改善してほしい」26.1%、「利用時間を延長してほしい」24.6%となっています。

■ 低学年時の放課後児童クラブの利用意向（5歳児回答）



■ 高学年時の放課後児童クラブの利用意向（5歳児回答）



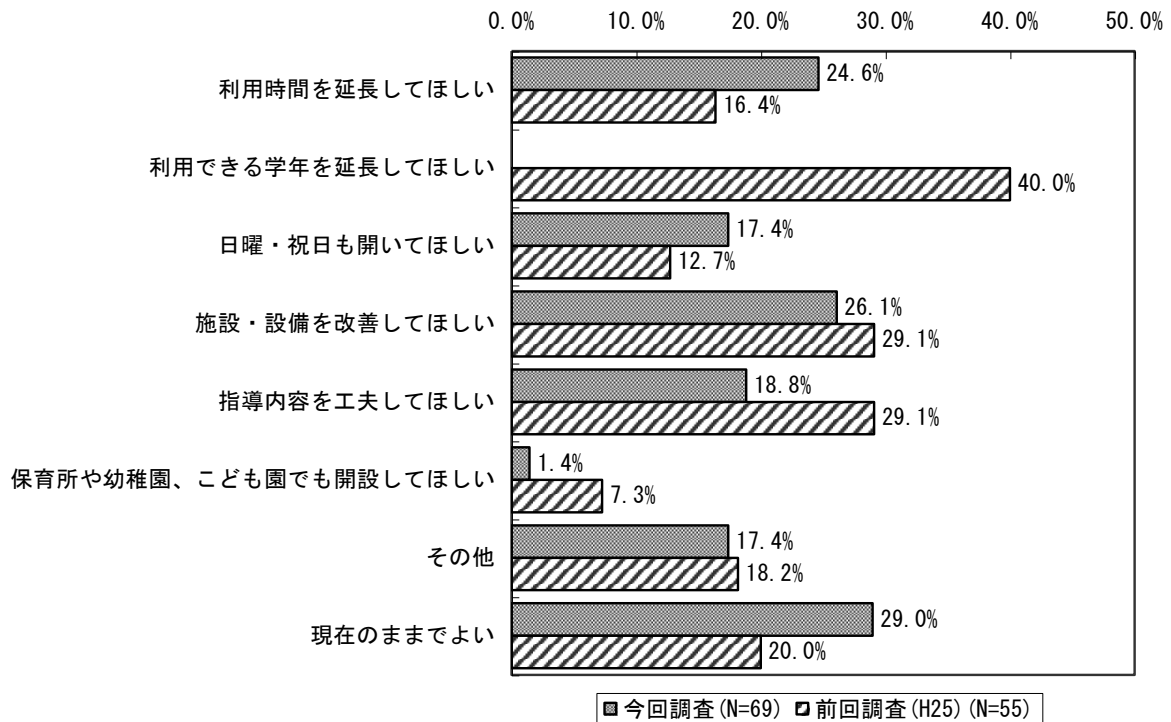
■子どもの学年別 放課後児童クラブの利用率

上段：実数、下段：構成比

	利用して いる	利用して いない	無回答	合計
1 年生	27 37.0%	45 61.6%	1 1.4%	73 100.0%
2 年生	17 22.1%	60 77.9%	0 0.0%	77 100.0%
3 年生	11 15.1%	61 83.6%	1 1.4%	73 100.0%
4 年生	11 13.1%	72 85.7%	1 1.2%	84 100.0%
5 年生	1 1.4%	68 95.8%	2 2.8%	71 100.0%
6 年生	1 1.5%	64 97.0%	1 1.5%	66 100.0%
無回答	1 33.3%	2 66.7%	0 0.0%	3 100.0%
合計	69 15.4%	372 83.2%	6 1.3%	447 100.0%

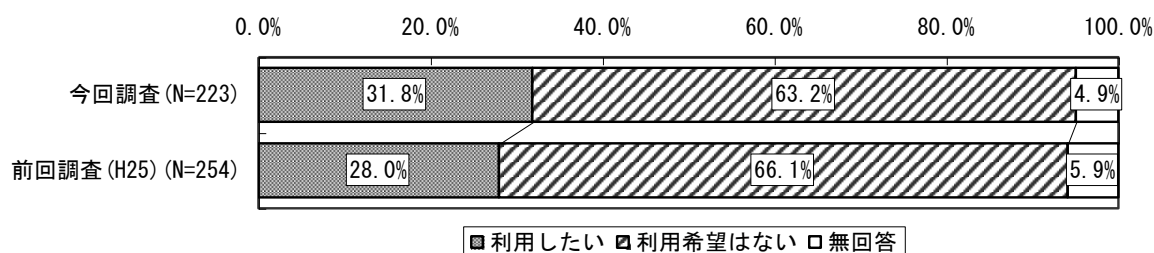
■放課後児童クラブを利用した感想（小学生）

（該当すべて選択）

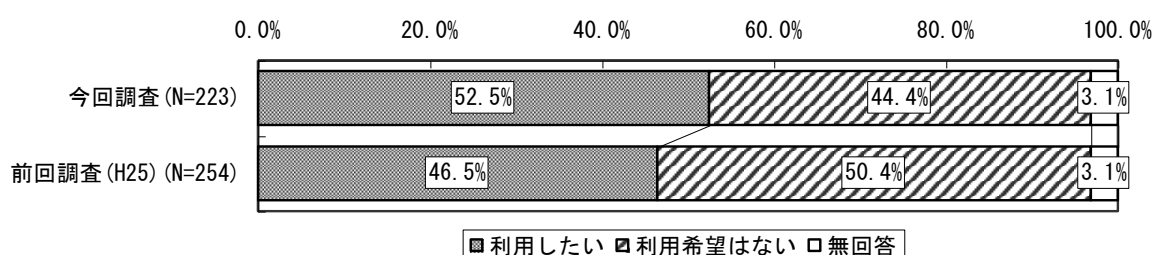


- 低学年の期間別の利用意向は、平日で「利用したい」は31.8%ですが、夏休みなどの長期休暇で「利用したい」は52.5%と高くなっています。
- 高い学年の期間別の利用意向は、平日で「利用したい」は10.5%ですが、夏休みなどの長期休暇で「利用したい」は25.3%と高くなっています。

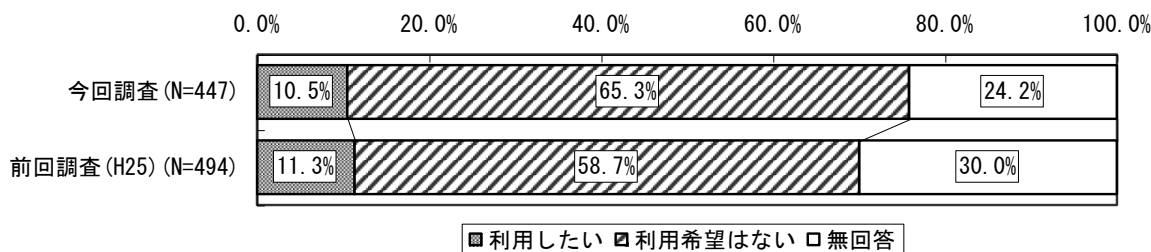
■放課後児童クラブの低学年の期間の利用意向＜平日＞（小学生）



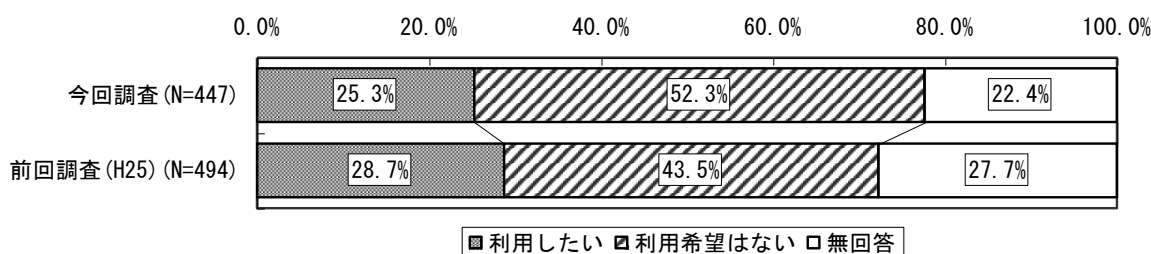
■放課後児童クラブの低学年の期間の利用意向＜長期休暇＞（小学生）



■放課後児童クラブの高学年の期間の利用意向＜平日＞（小学生）



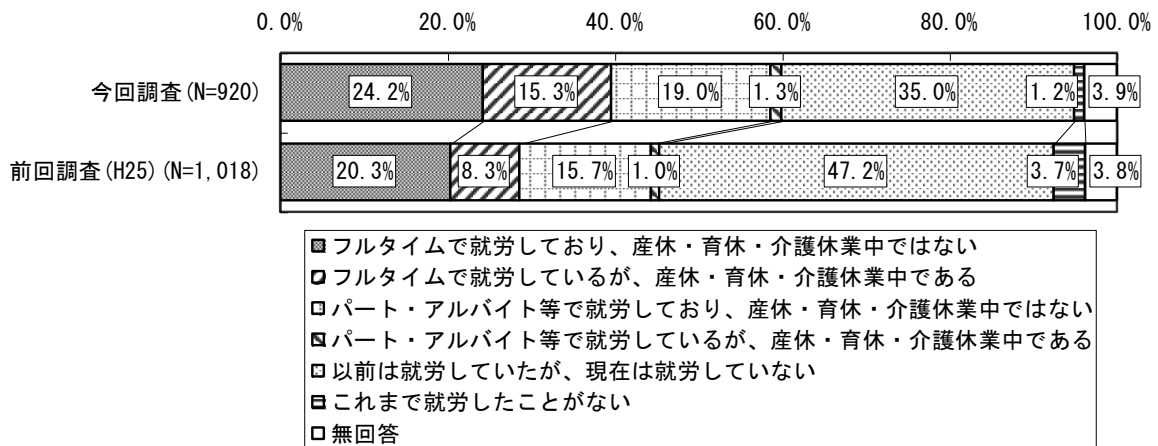
■放課後児童クラブの高学年の期間の利用意向＜長期休暇＞（小学生）



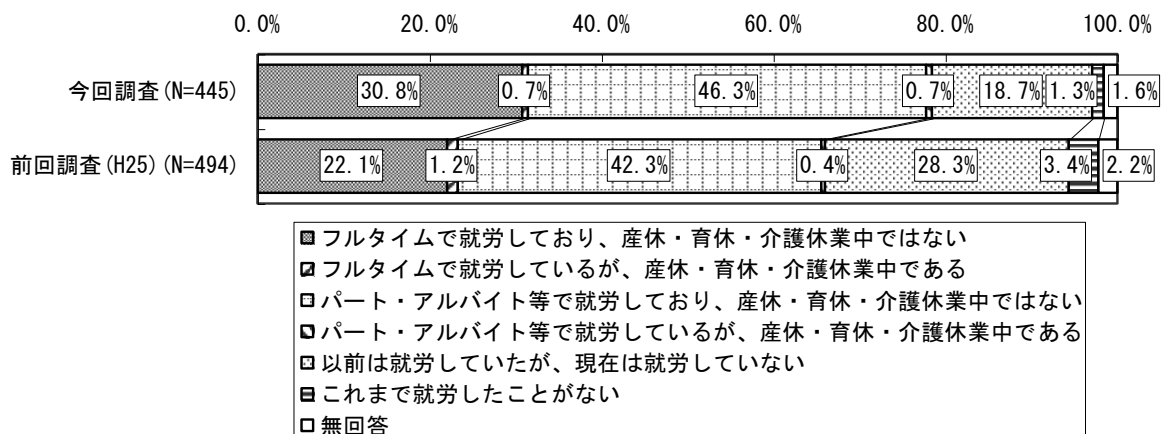
⑦ 保護者の就労状況と家庭類型 ～母親の就労率は前回調査より上昇～

- 就学前の母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が35.0%で最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が24.2%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が19.0%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が15.3%などとなっています。【就労】率は59.8%で、前回調査の45.3%より14.5ポイント高くなっています。
- 小学生の母親の就労状況は、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が46.3%で最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が30.8%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が18.7%などとなっています。【就労】率は78.5%で、就学前より18.7ポイント高く、また、前回調査の66.0%より12.5ポイント高くなっています。

■ 就学前の母親の就労状況／前回調査との比較（就学前）

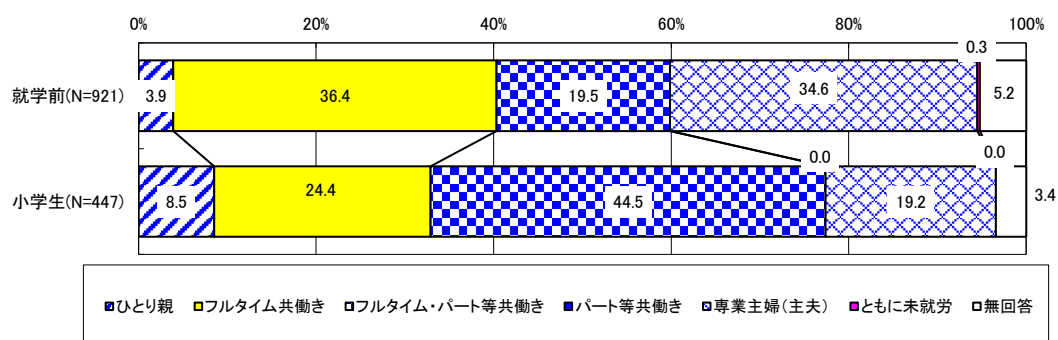


■ 小学生の母親の就労状況／前回調査との比較（小学生）



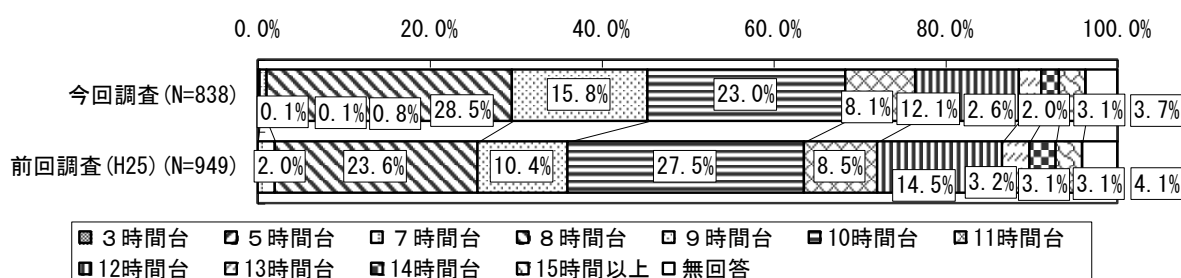
- 母親と父親の就労状況から家庭類型をみると、就学前の場合、「フルタイム共働き」が36.4%、「フルタイム・パート等共働き」が19.5%で、【共働き】率は合わせて55.9%となっています。
- 小学生の場合、「フルタイム共働き」が24.4%、「フルタイム・パート等共働き」が44.5%で、【共働き】率は68.9%で、就学前より13.0ポイントも高くなっています。

■母親と父親の就労状況による家庭類型

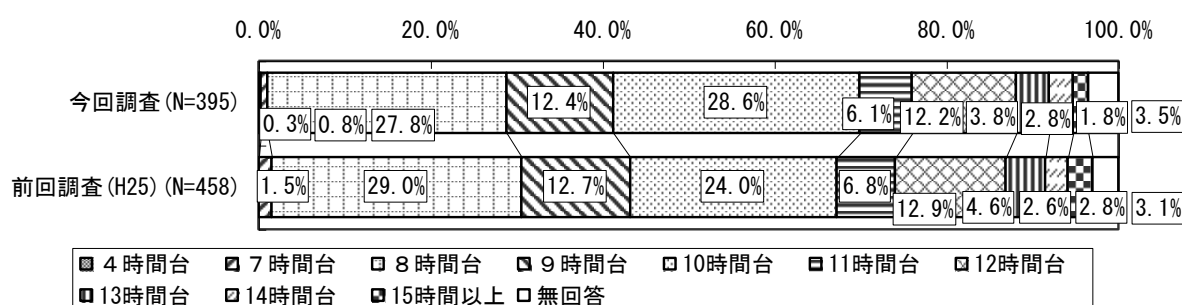


- 就学前の父親のフルタイム就労者の1日当たりの就労時間は、「8時間台」が28.5%と最も高く、次いで「10時間台」23.0%、「9時間台」15.8%となっています。
- 小学生の父親のフルタイム就労者の1日当たりの就労時間は、「10時間台」が28.6%、「8時間台」27.8%、「9時間台」12.4%となっています。

■父親の一日当たりの就労時間（就学前）



■父親の一日当たりの就労時間（小学生）

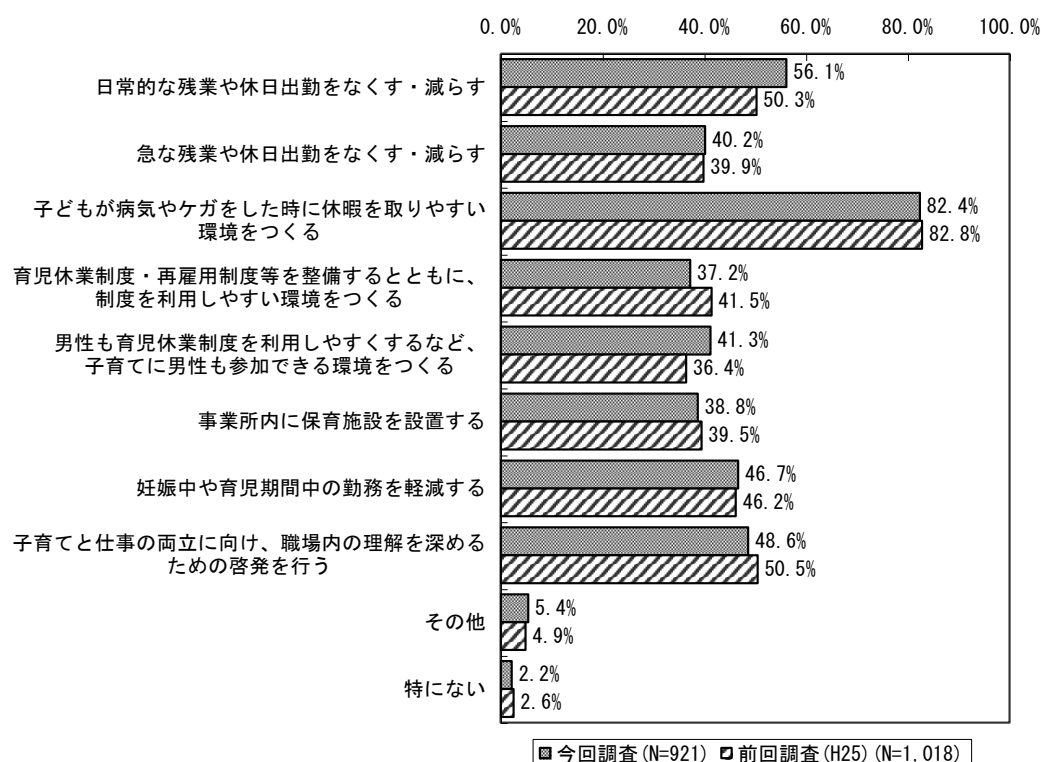


⑧ 子育てと仕事の両立支援として企業に期待すること

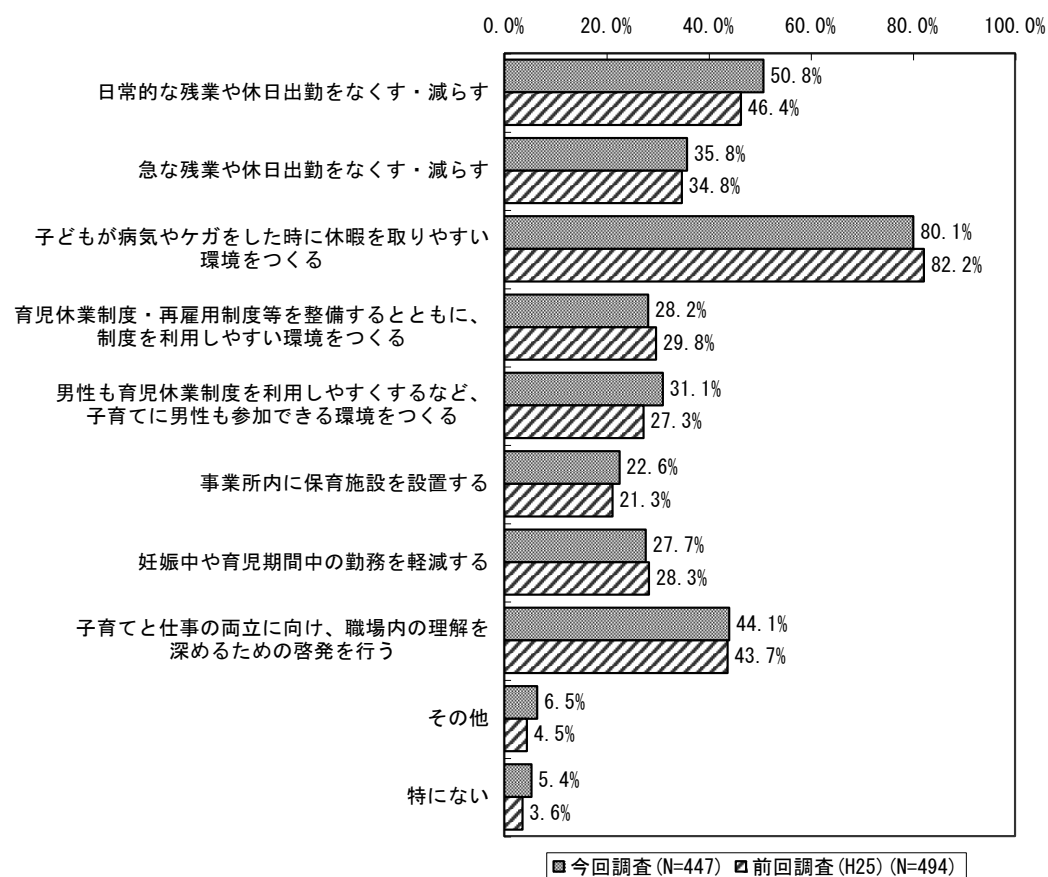
～「子どもが病気やケガをした時に休暇を取りやすい環境づくり」がトップ～

- 就学前は、「子どもが病気やケガをした時に休暇を取りやすい環境をつくる」が82.4%でトップ、次いで「日常的な残業や休日出勤をなくす・減らす」56.1%、「子育てと仕事の両立に向け、職場内の理解を深めるための啓発を行う」48.6%、「妊娠中や育児期間中の勤務を軽減する（フレックスタイム制度や短時間勤務制度など）」46.7%と続きます。
- 小学生の場合も、就学前と同様に「子どもが病気やケガをした時に休暇を取りやすい環境をつくる」が80.1%でトップ、次いで「日常的な残業や休日出勤をなくす・減らす」50.8%、「子育てと仕事の両立に向け、職場内の理解を深めるための啓発を行う」44.1%、「急な残業や休日出勤をなくす・減らす」35.8%と続きます。

■子育てと仕事の両立支援として企業に期待すること（就学前）



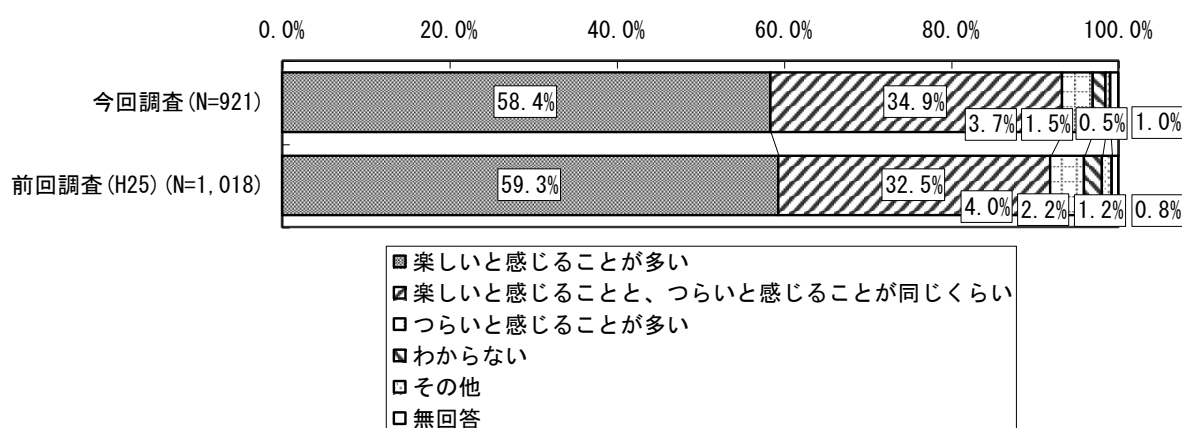
■子育てと仕事の両立支援として企業に期待すること（小学生）



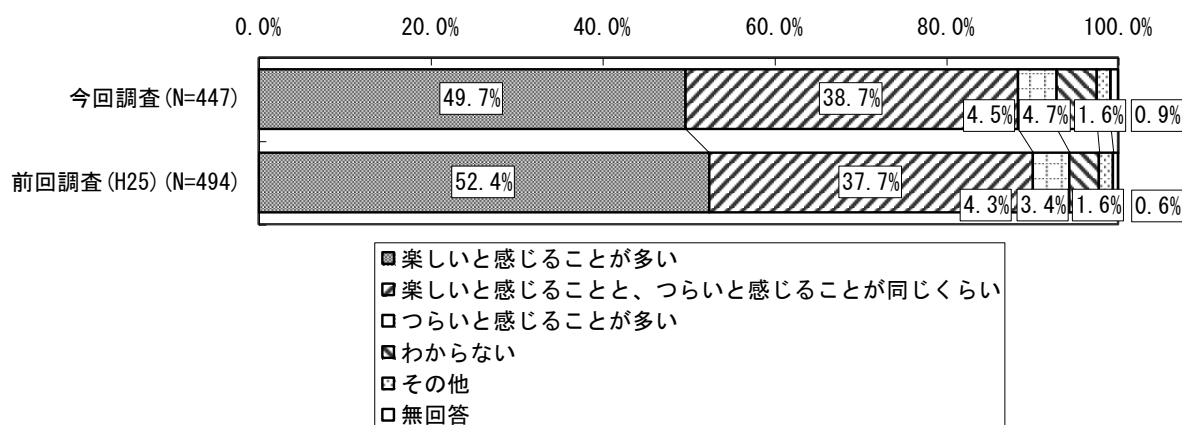
⑨ 子育てに対して感じること ～「楽しい」は就学前が6割～

- 子育てが「楽しいと感じることが多い」率は、就学前が58.4%、小学生が49.7%となっています。
- 一方、「つらいと感じることが多い」率は、就学前が3.7%、小学生が4.5%となっています。
- 「つらいと感じることが多い」率は、子育てに関して気軽に相談できる人が「いない／ない」人のほうが高くなっています。

■子育てに対して感じること（就学前）



■子育てに対して感じること（小学生）



■子育てに関して気軽に相談できる人の有無との関係（就学前）

上段：実数、下段：構成比

	楽しいと 感じるこ とが多い	楽しいと 感じるこ とと、つ らいと感 じるこ とが同じく らい	つらいと 感じるこ とが多い	わからな い	その他	無回答	合計
いる／ある	523 60.0%	303 34.7%	27 3.1%	12 1.4%	5 0.6%	2 0.2%	872 100.0%
いない／ない	13 31.7%	18 43.9%	7 17.1%	2 4.9%	0 0.0%	1 2.4%	41 100.0%
無回答	2 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 75.0%	8 100.0%
合計	538 58.4%	321 34.9%	34 3.7%	14 1.5%	5 0.5%	9 1.0%	921 100.0%

■子育てに関して気軽に相談できる人の有無との関係（小学生）

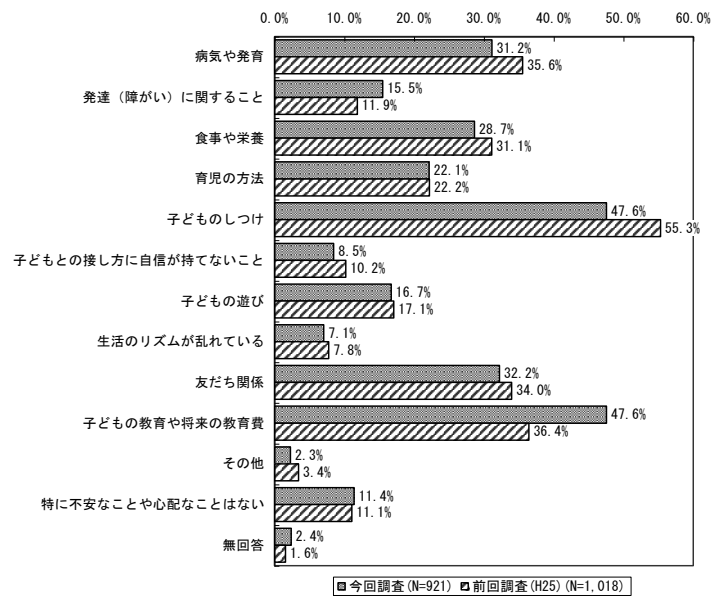
上段：実数、下段：構成比

	楽しいと 感じるこ とが多い	楽しいと 感じるこ とと、つ らいと感 じるこ とが同じく らい	つらいと 感じるこ とが多い	わからな い	その他	無回答	合計
いる／あ る	208 53.1%	150 38.3%	10 2.6%	20 5.1%	4 1.0%	0 0.0%	392 100.0%
いない／ ない	14 29.8%	22 46.8%	9 19.1%	1 2.1%	1 2.1%	0 0.0%	47 100.0%
無回答	0 0.0%	1 12.5%	1 12.5%	0 0.0%	2 25.0%	4 50.0%	8 100.0%
合計	222 49.7%	173 38.7%	20 4.5%	21 4.7%	7 1.6%	4 0.9%	447 100.0%

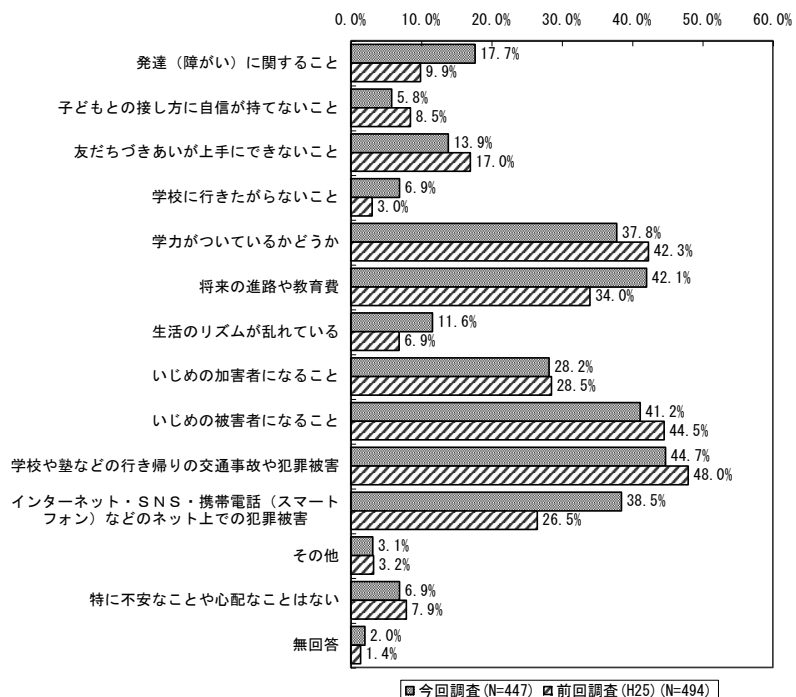
⑩ 子どものことで不安に思うことや心配なこと
～就学前は「子どものしつけ」がトップ～

- 就学前は、「子どものしつけ」47.6%、「子どもの教育や将来の教育費」47.6%、「友だち関係」32.2%、「病気や発育」31.2%、「食事や栄養」28.7%と続きます。
- 小学生は、「学校や塾などの行き帰りの交通事故や犯罪被害」が44.7%、「将来の進路や教育費」42.1%、「いじめの被害者になること」41.2%、「インターネット・SNS・携帯電話などのネット上での犯罪被害」38.5%と続きます。

■子どものことで不安に思うことや心配なこと（就学前）



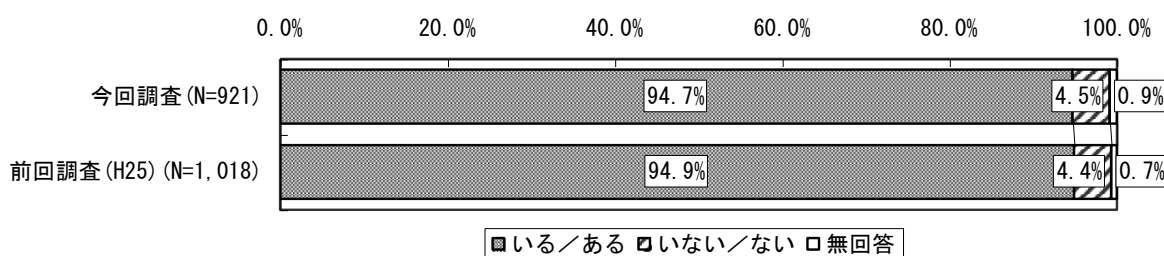
■子どものことで不安に思うことや心配なこと（小学生）



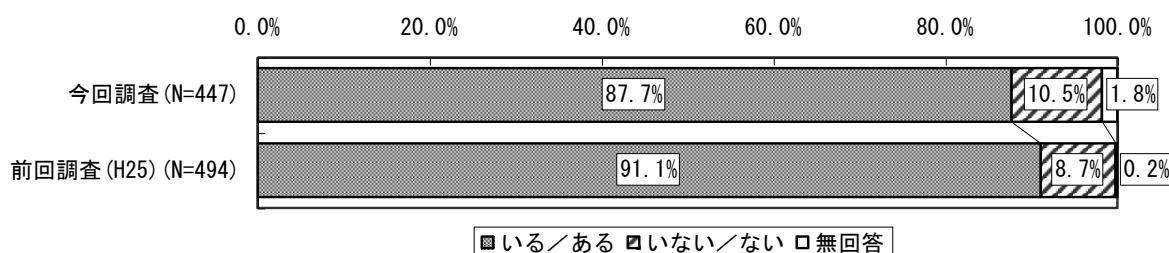
⑪ 子育てに関して気軽に相談できる人の有無と相談先
～ひとり親世帯で相談できる人や場所が「いない／ない」率が高い傾向～

- 子育てに関して気軽に相談できる人や場所が「いない／ない」率は、就学前が4.5%で、前回調査と同様の傾向です。
- 小学生の「いない／ない」率は10.5%で、前回調査と同様の傾向です。
- 就学前、小学生とも、ひとり親世帯では他の世帯に比べて「いない／ない」率が高く、就学前が16.7%、小学生が15.8%となっています。

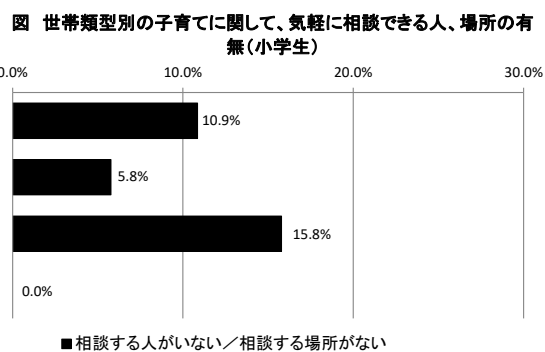
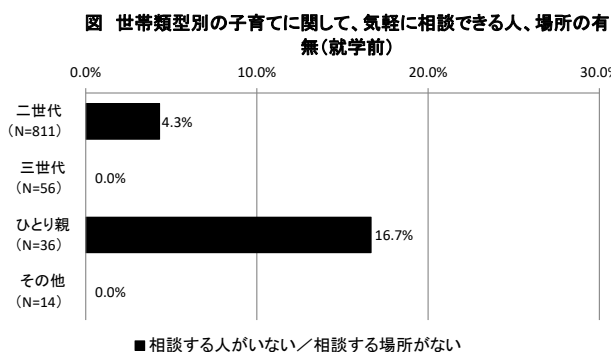
■ 就学前の子育てに関して気軽に相談できる人の有無（就学前）



■ 小学生の子育てに関して気軽に相談できる人や場所の有無（小学生）



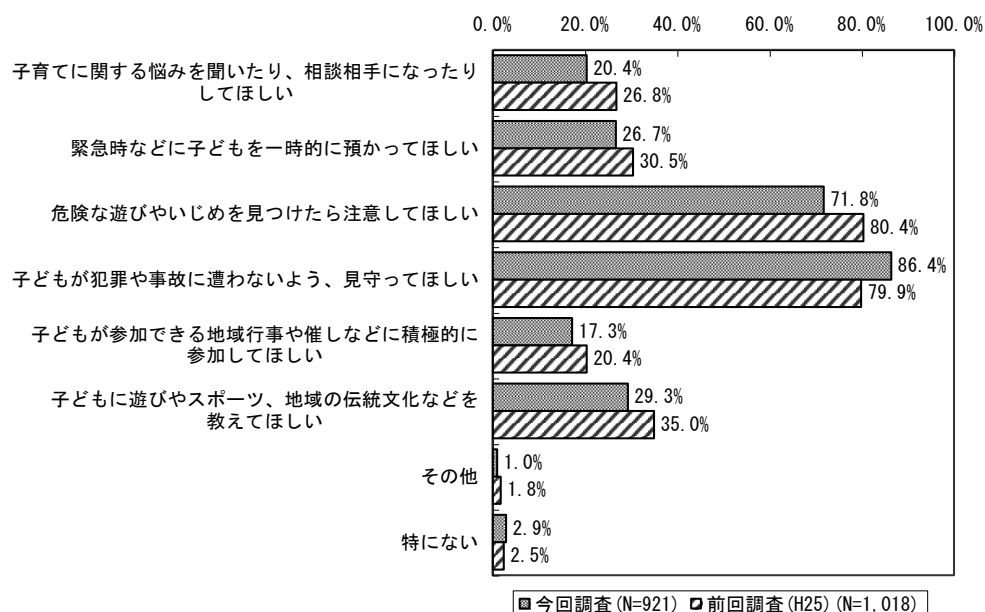
■ 同居の世帯類型別 子育てに関して気軽に相談できる人や場所が「いない／ない」率
＜就学前＞ ＜小学生＞



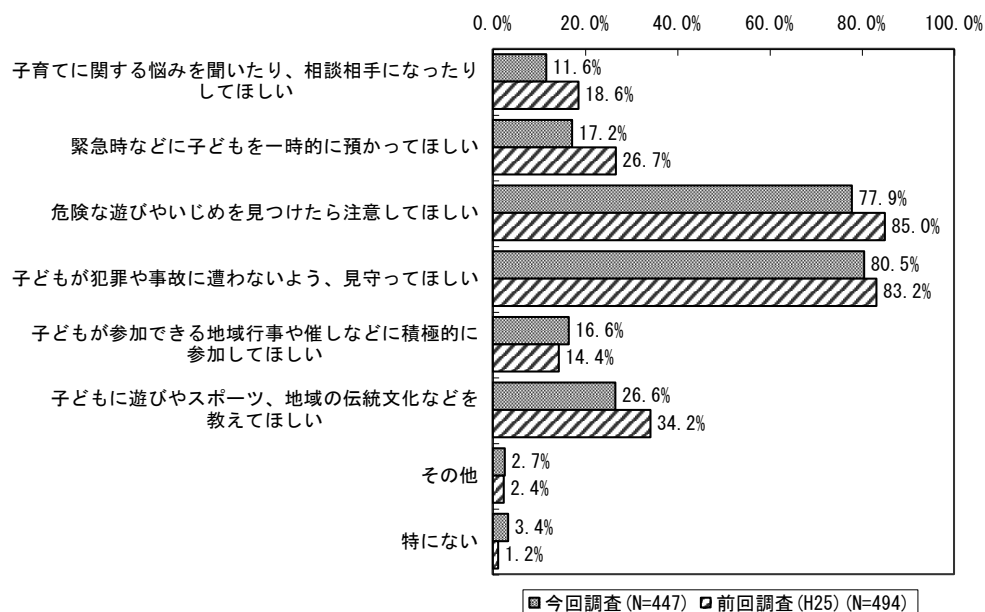
⑫ 子育て支援として、地域の人に期待すること ～犯罪や事故にあわないように見守り、危険な遊びやいじめに対する注意が上位～

- 子育て支援として、地域の人に期待することは、就学前の場合、「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」が86.4%、「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」が71.8%で、他の項目よりも高くなっています。
- 小学生の場合も、「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」が80.5%、「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」が77.9%、で、他の項目よりも高くなっています。

■子育て支援として、地域の人に期待すること（就学前）



■子育て支援として、地域の人に期待すること（小学生）



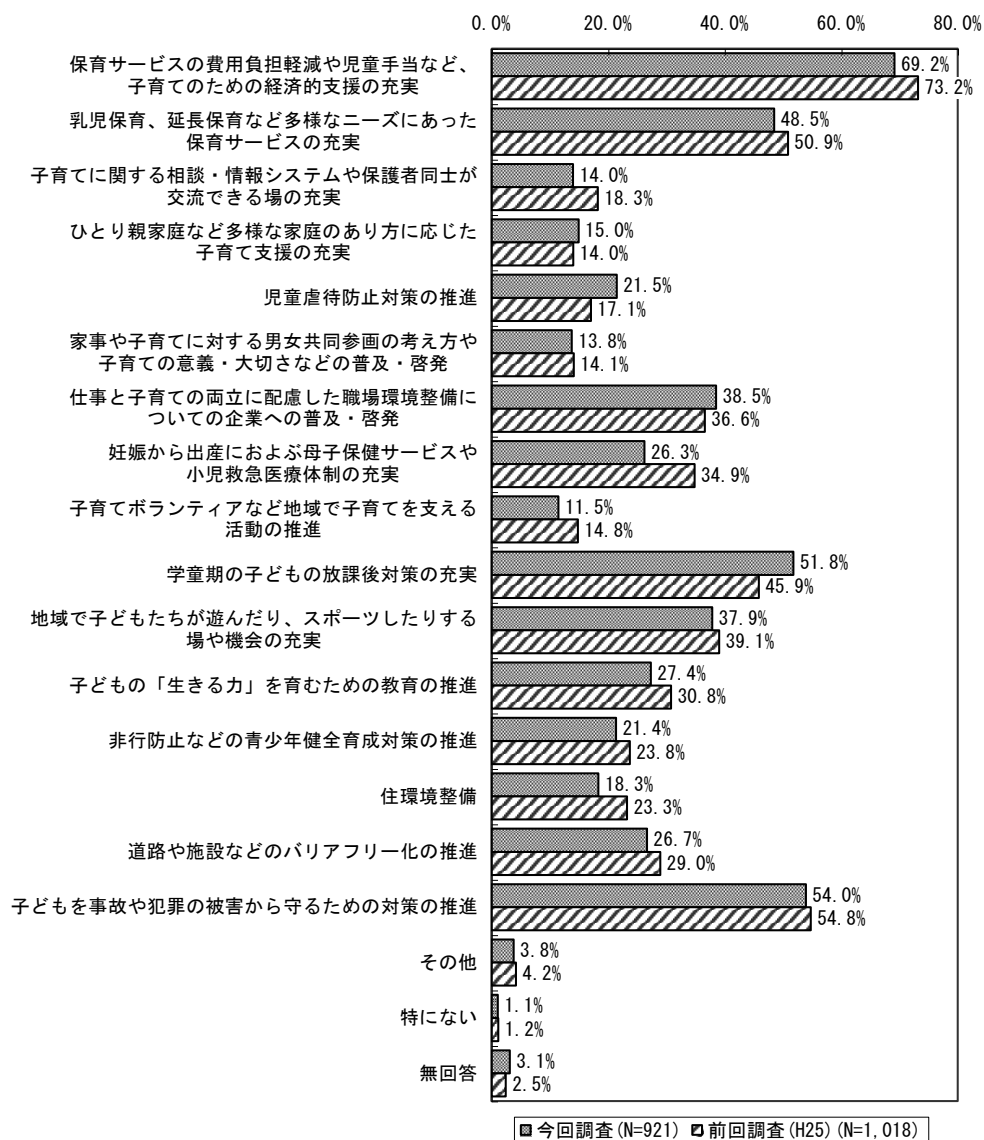
⑬ 子どもを健やかに産み育てるために、市に期待すること

～「子育てのための経済的支援の充実」、

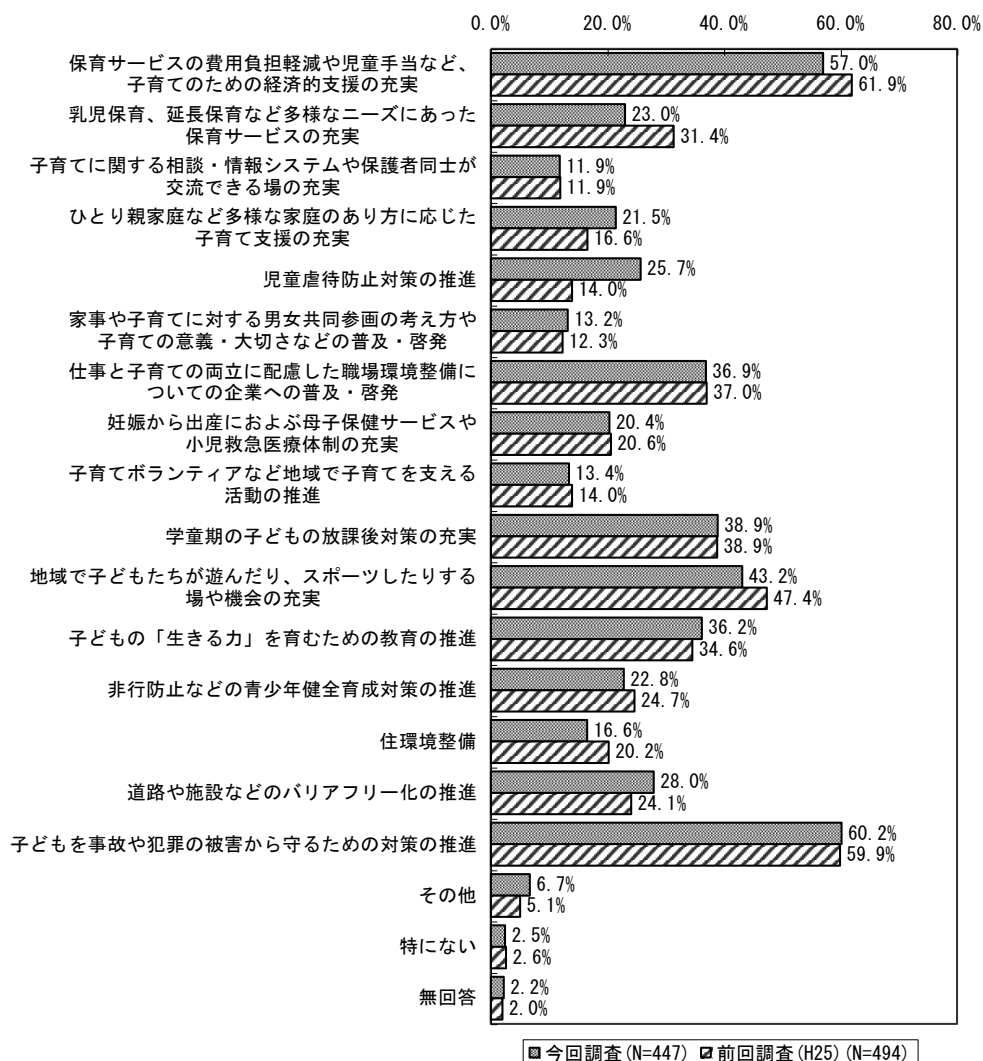
「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」～

- 就学前は、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」が69.2%で最も高く、次いで「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」54.0%、「学童期の子どもの放課後対策の充実」51.8%、「乳児保育、延長保育など多様なニーズにあった保育サービスの充実」48.5%となっています。
- 小学生は、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」60.2%、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」が57.0%、「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実」43.2%となっています。

■ 子どもを健やかに産み育てるために、市に期待すること（就学前）



■子どもを健やかに産み育てるために、市に期待すること（小学生）



3 子ども・子育て応援プラン2015における取組と評価

(1) 子ども・子育て応援プラン2015目標事業量等の達成状況

① 確保策の達成状況

保育事業等の平成31年度の目標事業量に関して平成31年度の実施状況(「※」は目標事業量・実施状況ともに平成30年度)をまとめています。一部事業において、目標事業量に達していない事業があります。

■確保策の実施状況

事業名		平成26年度 (現行事業量)	平成31年度 (目標事業量)	平成31年度 (実施状況)
教育・保育(定員)	就学前教育 【幼稚園、認定こども園(短時部)】	1,955人	1,910人	1,915人
	保育 【保育所、認定こども園(長時部)、地域型保育事業】	1,720人	2,393人	2,342人
利用者支援事業(か所数)		—	1か所	1か所
時間外(延長)事業(か所数)		13か所	20か所	23か所
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(施設キャパ／か所数)		863人 12か所	1,324人 15か所	1,310人 15か所
子育て短期支援事業(か所数)		—	2か所	2か所
乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問事業)(訪問数)		813人	800人※	769人※ (全件)
養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	訪問事業(訪問数)	100人	60人※	69人※
	代表者会議(開催回数)	2回	2回※	2回※
	支援検討会議(開催回数)	12回	12回※	12回※
地域子育て支援拠点事業(か所数)		2か所	2か所※	2か所※
一時預かり事業(か所数)	預かり保育(幼稚園)	1か所	4か所	5か所
	一時保育(保育園)	2か所	3か所	3か所
病児・病後児保育事業(か所数)	病児・病後児対応型	1か所	1か所	1か所
	体調不良児対応型	1か所	1か所	1か所
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(延利用数／会員数)		2,186人日 722人	1,600人日※ 790人※	1,721人日※ 868人※
妊婦健康診査事業(受診者数／受診券発行者数)		9,636人回 857人	9,840人回※ 800人※	9,263人回※ 752人※
実費徴収に係る補足給付を行う事業		—	10件※	2件※
多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園に対する障害児保育事業費補助金による助成)(か所数)		—	3か所※	3か所※

② 評価指標の状況

評価指標（一部修正）の状況を、平成30年度ニーズ調査結果等の資料より以下にまとめられています。

■評価指標の状況

分 野・内 容	ニーズ調査 結果等	前回調査	
		前回調査	今回調査
計画全体			
合計特殊出生率(市)	—	1.77(H24)	1.71(H29)
基本目標1 社会全体で子育てを支えるネットワークづくり			
「プレママサロン」の保護者の認知割合	就学前児童	59.9%	49.0%
「子育てに関する情報提供」を評価している保護者の割合	就学前児童	20.8%	19.3%
	小学生	16.2%	13.2%
「自治会子育てサロン」の保護者の認知割合	就学前児童	67.4%	68.4%
「地域子育て支援センター事業」の保護者の認知割合	就学前児童	77.2%	74.6%
「ファミリー・サポート・センター事業」の保護者の認知割合	就学前児童	56.6%	57.5%
「気軽に相談できる人がいない」保護者の割合	就学前児童	4.4%	4.5%
	小学生	8.7%	10.5%
基本目標2 愛情とゆとりある家庭環境づくり			
「子育てを楽しんでいることが多い」保護者の割合	就学前児童	59.3%	58.4%
	小学生	52.4%	49.7%
父親の育児休業取得率(無回答除く構成比)	就学前児童	2.9%	5.9%
フルタイム就労の父親の就労時間/日が「12 時間以上」の割合	就学前児童	23.9%	19.8%
	小学生	22.9%	20.6%
基本目標3 のびのびと遊び行動できる地域づくり			
「子どもの遊び場」を評価している保護者の割合	就学前児童	43.4%	45.3%
	小学生	28.7%	27.5%
「防犯・防災面で安全対策」と評価している保護者の割合	就学前児童	7.8%	8.0%
	小学生	10.9%	12.3%

分 野・内 容		ニーズ調査		
		結果等	前回調査	今回調査
基本目標4 健やかな育ちを支援する保健・医療・福祉の充実				
「すこやかセンターの保健師の訪問事業」の保護者の利用率		就学前児童	50.7%	57.5%
「子育てをつらいと感じることが多い」ひとり親の割合		就学前児童	3.8%	8.3%
		小学生	15.8%	5.3%
基本目標5 夢を持って心豊かに育つことのできる教育・保育の充実				
「保育所地域活動事業」の保護者の認知割合		就学前児童	64.2%	57.4%
「幼稚園未就園児交流事業」の保護者の認知割合		就学前児童	58.8%	53.7%
「保育所等の整備」を評価している 保護者の割合	保育所	就学前児童	14.2%	14.5%
	幼稚園		19.8%	13.9%
	こども園		17.2%	16.5%
「病児・病後児保育サービス」の保護者の認知割合		就学前児童	61.8%	67.9%

4 新たな計画における主要な課題

○親と子を取り巻く状況から

- ◆総人口は増加を続けているが、子ども人口は横ばい傾向、就学前人口は微減傾向にある。
⇒**今後の開発・転入動向等による人口動向を見ながら、教育・保育事業を推進することが必要。**
- ◆女性の就業人口は増加傾向が続いており、ニーズ調査による母親の就労率も前回調査より高くなっている。
⇒**多様な就労形態に応じた保育事業の充実。**子どもの病気やケガなどの時に休暇がとりやすい職場環境づくり。日常的な残業や休日出勤をなくす。その他、子育てと仕事の両立に向けた取り組みが必要。
- ◆就業人口の市外流出が増加しており、今後は駅周辺などでの保育ニーズが増えることが予想される。
⇒駅周辺での保育ニーズに対応した保育施設の立地誘導の可能性を検討する必要。
- ◆認可保育所、認定こども園に対するニーズが大きいが、幼稚園へのニーズは低下。
⇒**教育・保育内容の充実。就労形態の変化に対応した受入体制。**
⇒**待機児童解消には保育所などハード面の充実に加えソフト面での柔軟な対応が必要。特に、保育士等の人材確保が喫緊の課題。**
- ◆世帯規模の縮小化が続いており、平成27年（国勢調査）は1世帯当たり2.75人。地域の人への期待では、「犯罪や事故にあわないように見守り、危険な遊びやいじめに対して注意してほしい」が高い。子どもたちが健やかに育つための安心・安全な環境づくりが求められている。
⇒子どもたちを犯罪や事故の被害から守るため、家庭と地域住民や地域団体、関係機関等が連携し、身近な危険個所の除去、交通安全の推進、犯罪被害の防止などの取り組みが必要。
- ◆放課後児童クラブの夏休みの利用ニーズは、低学年、高学年とも平日よりも高い。利用の感想では、「現状のままでよい」が最も高く、次いで「施設・設備・利用時間の改善」が高い。
⇒**放課後児童クラブの受入体制などの充実が課題。**
- ◆父親のフルタイム就労者の1日あたり就労時間が【10時間】以上は、就学前50.9%、小学生55.3%で、子育てに参加する時間が少ない。
⇒男性の子育て参加を含め、**男女が仕事と子育て等家庭生活、あるいは生涯学習やボランティア活動などの地域生活の両立ができるような、ゆとりある生活を送れる社会の実現、働き方改革の推進、職場環境づくりに向けた企業の取り組み。**
- ◆ひとり親世帯が増加している。母子家庭および父子家庭に対する支援施策の充実が求められている。
⇒経済的な自立を促進するための就労支援や、生活全般の相談支援、子どもへの学習支援など、**総合的なひとり親支援対策が必要。**
- ◆国において子育て中の世帯における貧困率が10%を越えている中で、すべての世帯において、経済的困窮に起因する貧困による子どもの日常生活や教育、人生選択が理不尽に制限されることのない取組が求められている。
⇒子どもの貧困対策の必要性をすべての人々が共有し、多面的な支援施策の展開が必要である。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「第5次守山市総合計画」では、将来の都市像（基本理念）を『「わ」で輝かせようふるさと守山』としています。

今回策定の「守山市子ども・子育て応援プラン2020」は、親子を取り巻く環境の変化や多様なニーズを踏まえた質の高い教育・保育事業を推進するための子ども・子育て支援事業計画であるとともに、次世代育成支援対策地域行動計画および子どもの貧困対策計画を一体的に策定する計画でもあります。

そのため、次代を担う子どもたち一人ひとりの権利と利益が最大限尊重され、かつ、すべての子どもの現在および将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の世代間連鎖を断ち切り、未来に向かい、夢と希望を持って、心身ともに健やかに成長することができるように支援していくことが重要です。

また、子育ては、日々成長する子どもの姿に感動しながら、大きな喜びや生きがいを持ち、親もともに成長することができる尊い営みであることから、子育ての悩みや不安を少しでも軽減し、子育ての楽しさや喜びを実感し、親子がともに成長できるように支援していくことが重要です。

さらに、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、親子の成長を見守り、支援できるように、家庭をはじめ、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、職域など、社会のあらゆる分野の構成員が、子どもの育ちや子育て家庭への支援の意義を理解し、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携・協力して支援を行うことが重要です。

このような認識のもとに、守山市では地域のさまざまな「わ」（和・話・輪・環）により、子どもの育つ力（子育て）、子どもを育てる力（子育て・親育ち）を支援すること、そのことにより守山市全体が活性化し地域力が向上し、ふるさと守山が輝くことを目指し、前回計画である「守山市子ども・子育て応援プラン2015」の基本理念を引き継ぎ、次のように設定します。

計画の基本理念

親子の笑顔が輝くまちづくり
～ 地域の「わ」で 親子の笑顔をつなぐ守山 ～

2 計画推進にあたっての基本的視点

基本理念の実現に向け、こどもの育ち連携のもと、次に掲げる基本的視点を踏まえ、子どもの育ちに関わる部局が横断的に連携し各種施策・事業を推進します。

① 子どもの幸せと笑顔のあふれるまちづくり

子育て支援の推進にあたっては、子どもの立場に立ち、子どもの利益を最優先することを基本に、家庭の状況や障害の有無にかかわらず、一人ひとりの育ちを支援するため、教育・保育内容のさらなる充実を図ります。

また、地域社会全体で児童虐待やいじめ、配偶者等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）など子どもの人権侵害に立ち向かいます。子どもは、ふるさと守山の未来であり、その幸せと笑顔がこのまちをさらに輝かせるということを市民一人ひとりが共感できるよう取組を推進します。

② 守山の次代を担う人づくり

将来、子どもが自立して家庭を持ち、笑顔でいきいきと子育てができるように、また、地域社会の一員として、その次の世代の子どもたちを支えることができるように、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行うため、長期的な視野を持つとともに、守山の未来を託す人づくりを重視した取組を進めます。

③ 子育て家庭に寄り添うあたたかい地域づくり

地域社会全体で子どもの育ちや親育ち、子育て家庭を支援するため、地域社会を構成する多様な主体が連携・協働し、子どもをまちの宝として大切に育てられるように、ボランティア活動や自治会・学区の活動などが活発であるという本市の地域性を生かし、大人も子どもも年齢を超えて互いに学び、育ちあう地域づくりを重視した取組を進めます。

④ 多様な子育て支援ニーズへの対応

保護者の就労形態や子どもの教育・保育事業についての多様なニーズ、子どもの貧困など社会的養護を必要とする子どもの増加、いじめや不登校、虐待等子どもの抱える背景の多様化などの状況に十分対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の取組を進めるとともに、質の確保および社会的養護が必要な家庭に対する自立支援を重視した取組を進めます。

⑤ 待機児童ゼロの実現～保育所、放課後児童クラブの充実～

保育所や放課後児童クラブについては、これまでも充実を図ってきていますが、その利用にあたって「待機」を余儀なくされる状況が少なからず存在します。本市では、

こうした状況を打破し、待機児童ゼロを実現するため、必要な資源を投入し、取組を積極的に推進します。

⑥ 仕事と家庭・地域生活の調和の推進

保護者が男女にかかわりなく、子育てを楽しみながら、子どもの成長を喜びとして実感できるように、また、地域社会とのつながりの中で親も子も成長できるように、仕事と家庭生活、地域生活との調和の実現など、ゆとりある家庭づくりを重視した取組を進めます。

⑦ 妊娠前から学齢期まで切れ目のない支援

こどもたちが生活する環境や成長する過程に応じて、保健・福祉・教育等の各分野が密接に連携し、親子の育ちを切れ目なくサポートします。また、こどもたちが潜在的に有する力を最大限に発揮し、生き生きと生活してもらえよう、「こどもたちの生きる力を育む」「こどもの育ちと親育ちの連動」に取り組めます。

⑧ 子どもの貧困対策の推進

社会環境のめまぐるしい変化や、長期化するコロナ禍の影響を受けたことに伴い、不登校児童の増加、また児童虐待、ヤングケアラーなどの複雑・多様化した課題を抱えた子どもや家庭が増加している状況を踏まえ、子どもに関わる関係機関が連携を図り、部署横断的に切れ目のない支援に努めるとともに、「こども家庭センター」の設置（令和6年度）に向け、相談支援体制のさらなる強化を図ります。

また、貧困によって子どもの健やかな成長が阻害されないために、子どもが健やかに育ち、その力を最大限に発揮できるような環境整備に取り組めます。

3 計画の基本目標

基本理念の実現を目指し、5つの基本目標を設定し、基本目標のもとに子ども・子育て支援施策を推進します。

基本目標1 社会全体で子育てを支えるネットワークづくり

子育てを楽しく感じることができるよう、また、不安や悩みが少しでも軽減できるよう、こどもの育ち連携（新・守山版ネウボラ創造プロジェクト）のもと、子育て家庭の教育力の向上を図るとともに、子育てに関する相談体制の充実や情報提供の充実を図り、子どものすこやかな育ちのためのこころのケアを進めます。

また、社会全体で親子の育ちを見守り、支援するため、子育ての社会的意義についての啓発とともに、地域団体や地域住民等と連携し、子どもと子育て家庭に寄り添い、見守り、ふれあい、支援するネットワークづくり、地域づくりを進めます。

基本目標2 愛情とゆとりある家庭を育む環境づくり

すべての子育て家庭で親子がともに笑顔で暮らせるように、国や県、企業や事業所等と一体となって、男女が仕事と家庭生活や地域生活との調和が実現できる社会環境整備に努め、ゆとりある家庭環境づくりを進めます。

また、子育て家庭が暮らしやすく、ゆとりと豊かさを感じられる住環境の整備を進めるとともに、子どもの貧困の連鎖を断ち、夢と希望が実現できるよう、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

基本目標3 のびのびと遊び行動できる地域づくり

子どもたちが遊びを通して人間関係や自主性、豊かな情操を育んでいけるように、児童館活動を推進するとともに、のびのびと安全に遊べる公園等の身近な遊び場の確保・充実を図ります。

また、子ども連れでも安全・快適に外出できるように、公共施設等のバリアフリー化など環境整備を進めるとともに、次代を担う子どもの健全育成のための環境浄化や非行防止対策などを進めます。

さらに、子どもを事故や犯罪被害から守るため、地域住民や関係機関・団体等と連携し、交通安全対策や防犯対策を進めます。

基本目標4 健やかな育ちを支援する保健・医療・福祉の充実

生涯にわたって親子がともに健康で暮らすことができるよう、健やかな妊娠・出産・育児を支える母子保健対策をはじめ、父親も含めた保護者の健康づくり、適切な食習慣や健康づくりに資する食育を推進し、こどもたちが生活する環境や成長する過程に応じて、こどもの育ち連携のもと保健・福祉・教育等の各分野が密接に連携した取組を進めます。

また、障害のある子どもや長期療養中の子ども、虐待のおそれのある子ども、いじめを受けていたり、集団生活になじめないなどで不登校の子どもなど、さまざまな状況にある支援が必要な子どもとその保護者に対して、関係課や関係機関・団体等と連携し、切れ目なく支援を行います。

基本目標5 夢を持って心豊かに育つことのできる教育・保育の充実

明日の守山の担い手として、子どもが自らの人生の主演として夢と希望を持ち、心豊かにたくましく育つことができるよう、就学前の教育・保育、学校教育の充実に取り組むとともに、一人ひとりの子どもの人権が尊重され、すべての子どもが相互に認め合い、生命を大切にすることができるまちづくりを進めます。

また、子育て家庭の多様なニーズに対応し、就学前の教育・保育事業および地域子ども・子育て支援事業の見込量の計画的な確保に向けての取組を進めるとともに、質の確保を図ります。

さらに、地域のさまざまな人との出会いや交流の中で、子どもたちが社会性やコミュニケーション能力、豊かな情操などを育めるように、地域住民や地域団体、NPOやボランティア団体等との連携により、多様な体験機会の提供や場の充実を図ります。

4 施策の体系

本計画の具体的な施策・事業の展開を図るため、施策の体系を次のように設定します。

基本理念	親子の笑顔が輝くまちづくり ～ 地域の「わ」で 親子の笑顔をつなぐ守山 ～		
基本的視点	子どもの最善の利益のため、こどもの育ち連携のもと部局横断的に連携し各施策・事業を推進 ①子どもの幸せと笑顔のあふれるまちづくり ②守山の次代を担う人づくり ③子育て家庭に寄り添うあたたかい地域づくり ④多様な子育て支援ニーズへの対応 ⑤待機児童ゼロの実現～保育所、放課後児童クラブの充実～ ⑥仕事と家庭・地域生活の調和の推進 ⑦妊娠前から学齢期まで切れ目のない支援 ⑧子どもの貧困対策の推進		
	【基本目標】	【基本方向】	【基本施策】
	1 社会全体で 子育てを支える ネットワークづくり	(1) 子育てを支援する 取組の展開 (2) 子育てに関する 相談支援・情報 提供の充実	①子育て家庭の意識・教育力の向上 ②次代の親を育む支援の充実 ③地域ぐるみの子育て意識の向上 ①乳幼児期における子育て相談事業の充実 ②就学期における相談事業の充実 ③子育てに関する情報提供の充実
	2 愛情と ゆとりある家庭を 育む環境づくり	(1) 仕事と生活の調和 の実現 (2) ゆとりと豊かさを感じられる住環境 の整備 (3) 子育て家庭の 経済的負担の軽減	①子育てしやすい就労環境づくり ②子育てへの男女共同参画の推進 ①住宅対策の促進 ②ライフスタイルに応じた公共賃貸住宅の供給 ①乳幼児期における経済的負担の軽減 ②就学期における経済的負担の軽減 ③その他支援が必要な家庭の経済的負担の軽減
	3 のびのびと遊び 行動できる 地域づくり	(1) 子どもの遊び場 環境の整備 (2) 子どもと子育てに 配慮したまちづくり (3) 子どもに安全な 環境づくり	①児童館活動の推進 ②公園等の身近な遊び場の確保・充実 ①快適に外出できる環境の整備 ②青少年を取り巻く環境浄化・健全育成の推進 ①交通安全教育の推進 ②安全な通園・通学路の確保 ③防犯体制の強化
	4 健やかな育ちを 支援する保健・ 医療・福祉の充実	(1) 親と子の健康の確保 (2) 障害児や 長期療養児の 療育体制等の充実 (3) 要保護児童とその 家族への支援の充実 (4) ひとり親家庭への 支援の充実	①健やかな妊娠・出産を支えるサービスの充実 ②子どもの健やかな成長と親の健康づくりの支援 ③食育の推進 ④小児医療体制の充実 ⑤思春期保健対策の推進 ①障害の早期発見や疾病予防の推進 ②障害児への支援の充実 ③特別支援教育・早期療育環境の充実 ①問題の発生予防、早期発見体制の充実 ②養育支援を必要とする家庭への援助 ①生活の自立を図る支援の充実 ②ひとり親家庭に対する相談援助体制の充実
	5 夢を持って心豊か に育つことのできる 教育・保育の充実	(1) あすの守山を担う 子どもを育てる 学校教育・就学前 教育の推進 (2) 利用しやすい保育 事業の充実 (3) 放課後等の子どもの 健全な育成の推進 (4) 多様な体験活動の 機会や場の充実	①たくましく生きる力を培う教育の推進 ②いのち・人権を大切に教育・保育の推進 ③地域に関わった学校・幼稚園・保育所づくりの推進 ①利用しやすい保育所づくりの推進 ②多様な保育ニーズへの対応 ③保育内容の充実と人材の育成 ①児童館活動の充実 ②放課後児童クラブの推進 ①ボランティア活動の推進 ②地域における体験活動・環境学習の推進 ③国内外交流活動の推進

こどもの育ち連携（新・守山版ネットワーク）創造プロジェクト

第4章 施策の展開

子どもの貧困対策計画にかかる施策は「◆」を施策・事業の欄に記載。また、各施策の方向性に応じ取組内容の欄において、新規事業は「◎」、拡充・手法変更は「○」、継続は「□」を文頭に記載。

基本目標1 社会全体で子育てを支えるネットワークづくり

基本方向(1) 子育てを支援する取組の展開

核家族化の進行やコミュニティ意識の希薄化などを背景に、家庭や地域における子育て力の低下が指摘されています。

家庭が子どもの人間形成や安らぎの場として重要な役割を果たすことができるように、市民に対する啓発を進めるとともに、子育てに少しでも自信が持てるように家庭の教育力の向上を図ります。また、母子健康手帳の交付時に、子育て情報冊子を配付するなど、出産前から妊娠・出産・育児に関する情報提供を行う取組を検討し、進めます。

また、子どもたちが次代を担う親として、健やかに成長できるよう支援するとともに、保護者が楽しく安心して子育てをできるように、地域住民や各種団体等との協力・連携のもと、さまざまな交流の機会づくりを進めます。

さらに、このような交流の機会を通して、地域住民や各種団体等が子育て家庭に寄り合い、見守り、支援することの重要性を理解し、一層子育てを支援する取組が活性化することを目指します。

基本施策① 子育て家庭の意識・教育力の向上

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
1	新：妊娠期の教室 旧：マタニティカフェ	○妊婦およびそのパートナーを対象に、妊娠期の体調管理や注意点だけでなく、産後の育児・生活のことについて指導することで、産後の見通しを持てるよう指導します。	すこやか生活課
2	新生児・妊産婦訪問指導（◆）	□新生児（乳幼児）・妊産婦の家庭を対象に、必要な療養指導、疾病の予防、日常生活や育児に関する訪問指導を行い、妊産婦自身が産前産後の各時期における異常の発生を早期に発見できるよう指導をしたり、子育てをめぐる環境変化により生じる育児不安の解消、児童虐待の兆しを発見できるように、相談・指導内容の充実を図ります。 ◎母子健康手帳交付時に、保健師または助産師によるネウボウ面接を行い、ひとり一人に応じた保健指導を実施するとともに、全妊婦に対して支援プランを立案し、個別支援を行います。また、ハイリスク妊婦と思われる妊婦に対しては、妊娠期の訪問や事業参加勧奨等、積極的に介入を行います。	すこやか生活課

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
3	育児相談・家庭訪問	□育児相談や子育てに関する保健指導については、保健師による訪問活動、電話相談などにより、乳幼児の健全育成を図り、保護者の育児不安を解消することで健全な親子関係の構築を目指します。また、多様なケースにきめ細かな対応ができるように、関係機関との連携を図ります。	すこやか生活課
4	子育てに関する講演会等の実施	□保育所や幼稚園、認定こども園で、望ましい家庭環境や子どもへの接し方、親育ちの大切さについて理解を深めるための講演会や学習会などを実施するとともに、学んだことを実践できる環境づくりに努めます。 □乳幼児期の家庭教育に関する学習機会の提供と育児に関する情報提供や相談、交流などができる、子育てに関する教室・講座の充実を図ります。	保育幼稚園課
5	親子教室の実施	□幼児とその保護者を対象に、遊びを通じたふれあいの場を提供し、子どもの発達上の課題の解決・育児不安の解消を促し、健全な母子関係の構築を目指します。また、育児不安を強く抱えている保護者を発見した際は、個々に応じた保健指導を行います。 □保育所や幼稚園、認定こども園との連携を図っていきます。 □保護者に対するグループ指導を行う時間を設け、保護者支援の充実を図ります。	すこやか生活課
6	親子ほっとステーション	□乳幼児から小学生を持つ保護者を対象に、子育てや親育ちのために役立つ知識について学習する機会を充実するとともに、親同士の交流機会や、子育ての先輩である高齢者や子育て時期が終わった地域住民の子育てに関する知識・経験を生かし、身近な地域で子育てについて学習できる機会の提供に努めます。 ◎令和元年度より、わくわく子育て応援プログラムを開始し、各公民館にて7回連続講座を開設しています。すこやか生活課・発達支援課より講師を招き、子育てのポイントについて実践を交えながら学習する機会を提供します。	社会教育・文化振興課
7	地域子育て支援センター事業	□現在、市内の社会福祉法人に委託し実施している地域子育て支援センター事業について、子育てに関する相談・指導の充実に努めるとともに、情報提供、講座の開催などを通じて子育て家庭の育児不安の解消を図ります。 □地域子育て支援センターの育児のノウハウを活用し、子育てについての相談指導、子育てサークルの育成・支援など地域における総合的な子育て支援事業の充実を図ります。 □小地域ネットワーク活動の母体である学区社協や自治会の福祉部会等（地区福祉委員会）と連動し、地域ぐるみでの子育て活動を実践していく気運づくりに努めます。	こども政策課

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
8	未就園児とその保護者への子育て支援事業	□子育てに対する不安感の軽減や喜びの共有等を図るため、保育所や幼稚園、認定こども園において未就園児とその保護者を対象に育児講座（講演会）や親子教室、在園児との交流事業等を引き続き実施します。 □保育所、認定こども園（長時部）において地域担当保育士を配置し、地域への子育て支援の取組を推進します。	保育幼稚園課
9	産後ケア事業（新規）	○家族から支援が十分に得られない産後1年までの母子を対象に、産後の負担軽減や育児不安の解消を目指して、医療機関等において母子が一緒に心身のケアを受けるとともに、育児に資する指導等を実施します。	すこやか生活課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
プレママサロン	●実施回数:4回 参加者数:32人
新生児・妊産婦訪問指導	●新生児訪問件数:769件 ●妊婦訪問件数:3件
育児相談・家庭訪問	●赤ちゃんサロン開催回数:12回 参加者数:321組 ●健康相談開催回数:12回 参加者数:631人 ●訪問指導:1,565件・ ●電話訪問件数:650件
子育てに関する講演会等の実施	●保育所や幼稚園等において、未就園児とその保護者を対象に育児講座、親子教室等を開催（日程、内容を工夫） ●子育て相談についても随時実施
親子教室の実施	●親子教室開催回数:22回 参加者数:66組、延270人
親子ほっとステーション	●実施回数:321回 参加者数:延8,910人 ●登録サポーター数:105人
地域子育て支援センター事業	●地域子育て支援センターか所数:1か所 ●電話相談件数:290件 ●にこにこひろば、赤ちゃんCLUBなど参加者数:延6,541人
未就園児とその保護者への子育て支援事業	●保育所・こども園・幼稚園 参加親子 延1,185組 育児講座等の開催 11回 子育て相談 随時実施 交流事業 月1～3回程度実施
産後ケア事業	●市内産婦人科を含む6医療機関と委託契約を行い、平成29年度からデイサービスを、平成30年度から宿泊サービスを開始 利用実績:デイサービス型 1件

基本施策② 次代の親を育む支援の充実

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
10	中学校での子育て・性に関する教育	☐ 幼児とのふれあいを通じて、いのちの大切さ、子育ての喜びや楽しさ、難しさなどを保育所での体験活動を取り入れて学びます。 ☐ 家庭科教育でいのちの大切さや育児・家事などの学習を行うことや、性についての正しい知識と理解を身につけられるよう「性教育」を推進します。	学校教育課
11	新：未成年者への防煙教育（がん教室） 旧：未成年者への防煙教育	☐ 学校保健および健康推進員と連携し、小中学校に出向き、喫煙や受動喫煙の健康への影響、がんに関する講義を行うことで、健康に生きていくための正しい知識が得られるよう教育を推進します。	すこやか生活課
12	中学生職場体験学習	☐ 中学生の教育活動で、職業や自己の将来について考える機会を通して、キャリア教育を推進します。職場体験学習を行うことで、生徒の勤労観や社会性を養い、自分の将来設計や生き方についての自覚を図り、たくましく生き抜く人材の育成を推進します。	学校教育課
13	地域教材・人材を活用した保育内容の充実	☐ 子どもたちが地域に愛着を持って育つために、地域の昔話や祭りなど、地域教材・人材を活用した保育内容の充実に努めます。	保育幼稚園課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
中学校での子育て・性に関する教育	● 保育所での実習体験実施回数：各校1回 - 参加者数：920人
未成年者への防煙教育	● 市内8小学校、4中学校にて防煙教育を実施 - 参加者数：合計1,564人
中学生職場体験学習	● 実施学校：4校 実施回数：年間1回（5日間実施） - 参加生徒数：903人
地域教材・人材を活用した保育内容の充実	● 各保育所、幼稚園、認定こども園において、地域に根差した特色ある教材を使用し園活動を実施 ● 高齢者や地域住民、ボランティア等との交流を実施 ● 園外活動において地域の自然や文化財等を活用した活動を実施 ● 保育参加等を通じて、保護者の「地域への愛着」の醸成

基本施策③ 地域ぐるみの子育て意識の向上

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
14	高齢者との交流事業	□保育所や幼稚園、認定こども園において、地域の高齢者との交流や、デイサービスセンター等との交流を図ることにより、地域コミュニティ内での子育て気運の醸成を図るとともに、子どもが地域の伝統文化、高齢者に対する尊敬やいたわりの心を学べる機会の充実を図ります。	保育幼稚園課
15	子育てサークルへの支援	□公民館の青少年・子育て担当コーディネーターが中心となり、地域で活動する子育てサークルの立ち上げ支援や活動支援、活動内容の支援を行います。 □PTA活動の一部として、保護者の集まりによる子育てサークルの活動支援を行います。	社会教育・文化振興課 保育幼稚園課
16	子育てサポーター交流・研修会の実施	□子育てサークルの連携を図り、地域ぐるみで子育て活動を実践する気運を高めるため、さまざまな子育て事業に関わる子育てサポーターや支援者の交流会や研修会を実施し、情報の共有、活動の活性化を図ります。	社会教育・文化振興課
17	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	□仕事と育児の両立を支援し、安心して子育てができる環境づくりを進めるために、子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員として登録し、組織するファミリー・サポート・センター事業を実施し、会員相互の援助活動を推進します。 □地域子ども・子育て支援事業の一事業として、計画期間における毎年度の見込量の確保に努めます（第5章参照）。	こども政策課
18	自治会館や学区の公民館（会館）での子育て支援活動の展開	□親子ほっとステーションの開催、子育てサポーター交流・研修会の開催、自治会サロンへの支援などを行います。	社会教育・文化振興課
19	市民提案型まちづくり支援事業の実施	□市民公益活動団体の自主的、自発的に取り組むまちづくり活動の支援を行います。応募団体からのまちづくり活動の提案を審査し、採択したものに対してその活動に必要な経費を助成します。	市民協働課
20	こども食堂への支援（新規）（◆）	◎地域で運営、実施されているこども食堂について、活動の支援を行います。	こども家庭相談課
21	重層的支援体制整備事業（新規）（◆）	◎育児や介護、介助等の複合的な面で課題を抱える家庭に対し、子ども期、青壮年期、高齢期それぞれの課題に応じた支援体制を整備することにより、全庁的に家族まるごと支援、切れ目のない支援を行います。（R3.4～）	健康福祉部各関係課 こども家庭部各関係課 教育委員会各関係課
22	（コロナ関連）生活困窮世帯への生活支援およびアウトリーチ（新規）（◆）	◎新型コロナウイルス感染症等により、生活状況が影響を受けている、生活困窮者世帯やひとり親世帯等に対し、生活支援物資や食料の配布を行います。また、誰もがつながりや活躍の機会をもてる場を充実します。（R3.7～）	健康福祉政策課 生活支援相談課 こども家庭相談課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
高齢者との交流事業	●七夕飾りづくり、伝承遊び、ふれあい遊び、竹馬づくりなどの交流事業を各園において実施。 ●実施回数:42回 参加者数:延941人
子育てサークルへの支援	●公民館等においてPTA活動のための場所を提供 ●自治会子育てサロン数は市内で40団体
子育てサポーター交流・研修会の実施	●開催回数:1回 参加者数:82人
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	●会員講習会開催:5回 参加者数:112人 ●会員交流会開催:1回 参加者数:30人 ●広報紙(ファミサポ通信)発行回数:4回 ●会員登録数 まかせて会員:204人 おねがい会員:615人 どっちも会員:49人 合計:868人 ●活動件数:1,721件
自治会館や学区の公民館 (会館)での子育て支援活動の展開	●公民館の青少年・子育て担当コーディネーターによる自治会子育てサロンへの協力・支援を実施
市民提案型まちづくり支援事業の実施	●採択団体13団体のうち子育て事業の実施は7団体 ・陽なた村子どもチャレンジ倶楽部2018 ・野洲川で川遊び&樹木伐採プロジェクト2018 ・ハマヒルガオの保全・育成活動(美崎第一なぎさ公園) ・守山の水生生物マップ作り ・0才から100才までのコンサート～音楽におけるノーマライゼーションをめざして～ ・郷土守山の歴史文化伝承事業 ・いっしょうもちあげ大会 Sango(産後)café

基本方向(2) 子育てに関する相談支援・情報提供の充実

子育てについての悩みや不安の相談相手がいない人は、相談相手がいる人に比べて子育てがづらいと感じる割合が高くなっています。

子育ての悩みや不安を軽減・解消できるように、関係機関や関係団体等との連携を強化し、個々の家庭状況や子どもの発達段階に応じた適切な相談・指導体制の充実を図ります。

また、子育てや子育てに関するサービスや講座等の情報、さまざまな子育て支援団体・サークル等に関して、わかりやすい情報が入手しやすいように、民生委員・児童委員などの身近な地域人材による相談・情報提供とともに、広報紙をはじめパンフレット、市ホームページなど多様な手段を効果的に活用し、情報発信機能の充実を図ります。

基本施策① 乳幼児期における子育て相談事業の充実

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
23	乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）（◆）	☐ 乳幼児がいる家庭を民生委員・児童委員（主任児童委員）が訪問して地域社会と家庭をつなぐとともに、育児に関する不安や悩みの相談と情報提供等を行い、子育て家庭の孤立化を防ぎ、乳幼児の健全な育成を確保します。 ☐ 地域子ども・子育て支援事業の一事業として、計画期間における毎年度の見込量の確保に努めます（第5章参照）。	子育て応援室
24	保育所や幼稚園、認定こども園における子育て相談の実施	☐ 子育て教室やサロンの普及・啓発を図るとともに、子育て相談を実施したり、保育所、認定こども園においては、地域担当保育士を配置するなど子育てに関する相談・情報交換の場として機能の充実を図ります。また、状況に応じて家庭訪問を実施します。	保育幼稚園課
25	地域子育て支援センターでの相談・指導体制の充実	☐ 地域子育て支援センターにおける相談・指導体制の充実とともに、主任児童委員や人権擁護委員などとの連携を強化し、地域全体で子どもの権利を守るための支援機能の充実に努めます。	こども政策課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）	● 訪問件数：1,565件 3カ月児：769件、1歳児：796件
保育所や幼稚園、認定こども園における子育て相談の実施	● 地域担当保育士の設置 ● 子育て相談の実施（随時） ● 未就園児を対象とした事業（育児講座や交流事業）の実施
地域子育て支援センターでの相談・指導体制の充実	● 広報紙「ほほえみ」による情報提供：年6回 ● 広報紙「おててつないで」の発行：年1回 ● 子育てに関する電話相談（随時） ● 市民サービスセンターでの対面相談（月2回）

基本施策② 就学期における相談事業の充実

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
26	やすらぎ支援相談員配置事業	□市内4中学校に各1名やすらぎ支援相談員を配置し、子どもや保護者が心の悩みを気軽に相談できる機会の充実に努めます。また、深刻な相談内容については、スクールカウンセラーへつなぎ、悩み解消の手立てを講じます。	学校教育課
27	適応指導教室「くすのき教室」、教育相談	□適応指導教室（くすのき教室）は、不登校をはじめ学校に行きにくい児童生徒を対象に、教育相談および小集団活動を実施することにより社会的自立を支援します。また、学校や他の機関との連携や保護者への支援も行います。 □教育相談は、不登校等により不安や悩みを抱える保護者や児童生徒を対象に、電話および面接による相談を行います。必要に応じて他機関とも連携をとったり、定期的な学校訪問を行ったりして、適切な対応を図ります。	教育研究所

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
やすらぎ支援相談員配置事業	●相談件数:206件 ●別途、教室で過ごすことが困難な生徒への学習支援。
適応指導教室「くすのき教室」、教育相談	●適応指導教室在籍数 小学校:1名(1名) 中学校9名(3名) ()は終了者数 終了した中学生3名は全員高校進学 ●面談相談件数:647件 電話相談数:619件 (相談内容は不登校問題が多い。関係機関と連携し対応。) ●速野公民館での出張相談:0件 (平成27年度以降相談実績がなく、市北部地域の保護者等の相談もエルセンターで実施しているため、平成30年度末で廃止)

基本施策③ 子育てに関する情報提供の充実

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
28	子育て情報冊子の作成	□子育てに関する各種関係機関と連携して、子育てに関する制度や子育てに役立つ最新の情報を収集し、子育て情報冊子を作成します。 □「新生児・妊産婦訪問指導」および「赤ちゃん訪問」時に、子育て情報冊子を配付し、サービスや制度を十分活用してもらえるよう周知を図ります。	こども政策課
29	多様な媒体を使用した情報提供の充実	□子育て支援や健全育成に関する情報について、広報やホームページ（「子育て相談・情報サイトー覧」）など、多様な媒体を活用した情報提供を行います。 □乳幼児健康診査において、育児に関するパンフレットや予防接種の啓発を行います。令和元年度から、育児に必要な情報を掲載したガイドブックを作成し、4か月児健康診査などにおいて配布するなか、情報提供を行います。	こども政策課 すこやか生活課 発達支援課 学校教育課 社会教育・文化振興課
30	子育て応援サイトおよび母子手帳機能付き子育て応援アプリ「子育てタウン」による情報提供	○子育て応援サイトおよび母子手帳機能付き子育て応援アプリ「子育てタウン」により、未就学児を対象としたお知らせやイベント情報を毎月掲載します。	すこやか生活課 こども政策課 こどもの育ち連携推進室

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
子育て情報冊子の作成	●子育てに関する情報誌「子育て応援ハンドブック」を作成 ●「赤ちゃん訪問」時に配付するため、「子育て情報冊子」を作成 配付（訪問）件数：2,200件
多様な媒体を使用した情報提供の充実	●子育て支援事業訪問回数：60回 ●放課後児童クラブ訪問回数：0回 ●市ホームページや子育て応援ハンドブック等による情報提供実施 ●乳幼児健康診査時に、育児に関するパンフレット配布や予防接種の啓発を実施
「守山市子育て応援サイト」による情報提供	●子育て応援サイト「ママフレ」 年間アクセス数 24,638人 月平均 2,053人 （母子手帳機能付き子育て応援アプリは令和元年8月から運用開始）

基本目標2 愛情とゆとりある家庭を育む環境づくり

基本方向(1) 仕事と生活の調和の実現

仕事を持つ保護者にとって、「子どもと接する時間が少ない」ことが大きな悩みや不安となっています。また、フルタイムの父親の1日当たりの就労時間が「9時間以上」は、就学前世帯も小学生世帯も半数以上で、子育てを男女がともに楽しむ状況にないのが実情です（今回実施したニーズ調査結果から）。

仕事を持つ男女がともにゆとりある職業生活や家庭生活を確保できるように、男性を含めた働き方の見直しや労働環境の整備など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた社会の実現に努めます。

また、就労の有無にかかわらず、子育て中の保護者が、男女ともにいきいきと充実した家庭生活・地域生活を送ることができるように、生涯学習の機会を充実するとともに、親子で参加できる機会の充実を図ります。

基本施策① 子育てしやすい就労環境づくり

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
31	改正次世代育成支援対策推進法等の周知	□子育てにやさしい企業・働き方を増やすため、改正次世代育成支援対策推進法等の関係法制度や一般事業主行動計画に関する情報の労働者・事業主への啓発・広報活動に努めます。	商工観光課
32	長時間勤務改善の促進	□子育てしやすい職場環境づくりに向けて、長時間勤務を改善し労働基準法を遵守（週40時間労働制）することなどに関する啓発・広報活動に努めます。	商工観光課
33	フレックスタイムや在宅就労等の就労形態の多様化への働きかけ	□家庭と仕事の両立を図り、ゆとりある生活が送れるよう、フレックスタイム制や子育て期の短時間勤務、在宅就労など多様な就労形態の導入の働きかけに努めます。	商工観光課
34	育児休業制度の普及・啓発と取得促進に向けた働きかけ	□育児休業制度に関する正しい知識・情報の周知を引き続き図るとともに、企業に対し、育児休業を取得し職場復帰がしやすい環境の整備や育児休業給付制度の適切な運用について働きかけます。 □労働基準法や改正育児・介護休業法、就労支援に係る各種制度等について、労働者にわかりやすいパンフレットを配布し、啓発に努めます。	商工観光課
35	再雇用・再就職の促進を図る相談・情報・学習機会の提供	□育児休業など各種制度の定着と利用しやすい環境づくりを図るため、雇用状況や制度の利用状況の把握とともに、再雇用制度の導入の働きかけを行うなど、広報・啓発活動に努めます。	商工観光課
36	事業所内保育施設設置への働きかけ	□市内の企業・事業所を対象に、勤務が不規則な労働者家庭の子育てを支援するため、事業所内保育施設の設置について働きかけます。	こども政策課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
改正次世代育成支援対策推進法等の周知	●企業訪問にて保育人材バンクに関する啓発チラシを配布 ●「女性がイキイキと働くことが出来る職場づくり」に取り組んでいる企業の講演 開催場所: 第43回守山市人権・同和教育研究大会 第3分科会
長時間勤務改善の促進	●ワークライフバランスの推進ポスターを庁内に掲示。
フレックスタイムや在宅就労等の就労形態の多様化への働きかけ	●ワークライフバランスの推進ポスターを庁内に掲示
育児休業制度の普及・啓発と取得促進に向けた働きかけ	●育児休業制度および「プラチナくるみん」の推進にかかるポスターを庁内に掲示 ●「女性がイキイキと働くことが出来る職場づくり」に取り組んでいる企業の講演 開催場所: 第43回守山市人権・同和教育研究大会 第3分科会
再雇用・再就職の促進を図る相談、情報・学習機会の提供	●育児休業制度および「プラチナくるみん」の推進にかかるポスターを庁内に掲示 ●「女性がイキイキと働くことが出来る職場づくり」に取り組んでいる企業の講演 開催場所: 第43回守山市人権・同和教育研究大会 第3分科会
事業所内保育施設設置への働きかけ	●企業主導型保育3か所 守山コドモの森(定員:12名) オリーブ守山保育園(定員:19名) コープもりのこ保育園(定員:12名)

基本施策② 子育てへの男女共同参画の推進

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
37	父子手帳の交付	□母子健康手帳交付時に、「お父さんになるための父子手帳」も併せて交付し、父親の出産・育児へ積極的な参加促進に努めます。	すこやか生活課
38	男性の家庭生活への積極的参加の促進	□男女がともにお互いの人権を尊重し、家庭生活や社会生活を共同で支え合い、安心して暮らせるような社会づくりを目指し、学習機会を提供します。	人権政策課
39	男女共同参画に関する広報・啓発の推進	□市民一人ひとりが固定的な性別役割分担意識を変革し、男女共同参画の視点に立った豊かな社会・家庭生活の実現を目指し、広報紙をはじめ、ホームページ、有線放送等さまざまな機会や媒体を通じて、男女共同参画の考え方に関する広報・啓発に努めます。	人権政策課
40	男女共同参画に関する子どもへの教育の推進	□保育所の保育士や幼稚園、認定こども園、小学校の教職員等に対し、男女共同参画と人権尊重に関する継続的な研修を実施します。日常生活や保育・授業の中で、男女共同参画の視点に立った指導・援助に努め、その推進を図ります。	保育幼稚園課 学校教育課 人権政策課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
父子手帳の交付	● 交付件数: 812人
男性の家庭生活への積極的参加の促進	● 市人権・同和教育研究大会第6分科会にて講演会開催 講師: 小崎恭弘さん(大阪教育大学准教授) 演題: 育児も仕事も大切にしたい私の生き方 ～イクメンからイクボスへ～ 参加者: 106人
男女共同参画に関する広報・啓発の推進	● 市広報、ホームページ、有線放送で啓発 ● 啓発パネル展の開催(モリーブ、駅前総合案内所) ● 各学区で研修会を開催、学区民のつどいで啓発
男女共同参画に関する子どもへの教育の推進	● 学校・園を訪問し、女性の人権や男女共同参画等に関する学習を進める土台となる「自尊感情の育み方」について指導・助言 ● 校長会において、男女平等・男女共同参画にかかる教職員の意識啓発を実施

基本方向(2) ゆとりと豊かさを感じられる住環境の整備

子どもを安心して生み育てるため、また、子どもが健やかに育つためには、ゆとりある良好な住環境が必要です。

守山市の地域特性や多様なライフスタイルに対応した住宅の整備・供給を図るとともに、住宅困窮者に対する公共賃貸住宅の提供を図ります。

基本施策① 住宅対策の促進

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
41	守山市都市計画基本方針の推進	□ 計画的にまちづくりを推進するため、まちづくりの基本方針を制定し、地区計画の導入や空き家・空き地の活用を促進し、持続的で緩やかな人口の推移によるコミュニティの維持・活性化を進めます。また、子どもを安心して育てられる環境づくりなどを推進し、安全で安心して住み続けられるまちづくりを行います。	都市計画・交通政策課
42	土地区画整理事業	□ 良好な住環境の整備および公共施設の整備・改善を推進し、整然とした住宅地や道路・公園などの整備を行うことにより、良好な市街地の形成を図ります。	都市計画・交通政策課
43	建築指導事業	□ 長期優良住宅の認定制度の実施により、長期にわたり良好な状態で使用できる優良な住宅の普及促進に努めます。 □ 違反建築パトロール等を実施し、安全・安心のまちづくりを推進します。	建築課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
守山市都市計画基本方針の推進	●石田町地区地区計画の変更決定(H30.6.21) ●赤野井町地区地区計画の決定(H30.12.20) ●地区計画等の案の作成手続に関する条例改正
土地区画整理事業	●岡立入線(立入地区)補償調査委託業務発注 ●埋蔵文化財試掘(東地区) ●公共施設管理者負担金協定書(東地区)締結・支払
建築指導事業	●建築確認件数: 488件 ●完了検査済証交付件数: 415件 ●長期優良住宅認定件数: 118件

基本施策② ライフスタイルに応じた公共賃貸住宅の供給

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
44	公営住宅維持管理事業(◆)	□公共賃貸住宅を整備・管理し、住宅困窮者(高齢者向け、単身用タイプからファミリータイプまで)に対して、公共賃貸住宅の供給を促進します。	建築課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
公営住宅維持管理事業	●市営住宅管理戸数: 340戸 ●市営住宅入居率: 85%

基本方向(3) 子育て家庭の経済的負担の軽減

保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実を求める保護者の声は、今回実施したニーズ調査結果を見ても多くあげられています。

子育てに関する経済的負担を少しでも軽減できるように、児童手当をはじめ医療費等の助成、教育費の軽減等各種制度について、制度や守山市の要綱等にしながら実施するとともに、制度等の周知を図ります。

基本施策① 乳幼児期における経済的負担の軽減

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
45	乳幼児医療費軽減（◆）	□健やかに子どもを生み育てることの環境づくりの一環として、乳幼児の健康の保持・増進を目的に、乳幼児に係る医療費の助成を行います。	国保年金課
46	妊婦健康診査の公費負担の充実（◆）	□妊婦健康診査に係る一定額を公費で負担し、受診の促進を図ります。	すこやか生活課
47	新：保育料の軽減措置（幼児教育幼児保育の無償化等）（◆） 旧：保育料の軽減措置（◆）	○所得階層やひとり親世帯等の世帯状況に応じた保育料の軽減措置や令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化（3歳児以上および0～2歳児の住民税非課税世帯）のほか、被災その他のやむを得ない事情により、保育料が支払えない場合において、保育料の減免による負担軽減を図ります。	保育幼稚園課
48	児童手当の給付（◆）	□家庭生活の安定に寄与するとともに、児童の健やかな成長を願って支給する児童手当について、制度の広報・普及に引き続き努めます。	こども家庭相談課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
乳幼児医療費軽減	●乳幼児福祉医療費助成費：187,679,493円 ●乳幼児福祉医療費受給者数(3/31現在)：5,125人
妊婦健康診査の公費負担の充実	●妊婦健康診査の公費負担 1,217人 延べ9,263件
保育料の軽減措置	●減免世帯：0件
児童手当の給付	●児童手当支給延児童数：154,825人 ●児童手当支給者数：7,693人

基本施策② 就学期における経済的負担の軽減

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
49	新：小・中学校 就学援助および 特別支援教育就 学 奨 励 事 業 (◆) 旧：小・中学校 就学援助事業	□経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、学習上必要な費用の一部を援助します。また、市立の特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減します。	学校教育課
50	育成奨学資金貸 付事業 (◆)	□未来を担う人材育成および教育の機会均等のため、高校・大学への修学が経済的に困難な生徒に対し、奨学金を貸与します。	学校教育課
51	返還免除型奨学 金の支給(新規) (◆)	◎大学等に通う経済的な負担を軽減するため、国の給付型奨学金を受けている人で卒業後の市内居住等の要件を満たす人を対象に、返還免除型奨学金を支給	学校教育課
52	義務教育就学児 童(小・中学生) の入院費助成 (◆)	○守山市に住民登録があり、健康保険に加入している小学生から中学生(15歳到達後最初の3月31日まで)の入院費用(保険がきかないものや入院中の食事代、部屋代などは除きます。)について助成します。	国保年金課
53	小学校6年生ま での通院費・調 剤料の助成(新 規)(◆)	◎子育て支援の充実を図るため、子どもの通院に係る医療費の一部を助成します。(R2.10～小学校3年生まで、R4.10～小学校6年生まで)	国保年金課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
小・中学校就学援助事業	●小学校 就学援助費：31,210,547円 対象：460人 特別支援就学奨励費：2,776,415円 対象：79人 ●中学校 就学援助費：14,593,726円 対象：244人 特別支援就学援助：598,997円 対象：18人
育成奨学資金貸付事業	●貸付金額：4,190,000円 ●貸付人数(継続)：6人 貸付人数(新規)：9人
義務教育就学児童(小中学生)の入院費助成	●義務教育就学児童入院費助成：7,641,255円(145件)

基本施策③ その他支援が必要な家庭の経済的負担の軽減

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
54	児童扶養手当の 給付 (◆)	□ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るため、手当の支給を行います。	こども家庭 相談課
55	ひとり親家庭の 自立促進 (◆)	□ひとり親家庭等への経済的支援と自立支援を図るため、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の支給や、県母子・父子・寡婦福祉資金の利用を促進します。	こども家庭 相談課

56	福祉医療助成事業（母子・父子医療費助成）（◆）	□ひとり親家庭の健康の保持・増進を目的に、母子家庭・父子家庭の医療費の一部を助成します。	国保年金課
57	公益財団法人おりづる会による経済援助事業（◆）	□市民協働課窓口に募金箱を設置し、寄せられた募金の寄付を行います。 □公益財団法人おりづる会が実施する経済援護事業について周知します。	市民協働課
58	（コロナ関連）各種給付金の支給（新規）（◆）	◎特別定額給付金（R2）、住居確保給付金の要件緩和（R2～）、ひとり親世帯臨時特別給付金（R2）、生活困窮者自立支援給付金（R3）、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金（R3、R4）、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（R3、R4）、子育て世帯への臨時特別給付金（R3）、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（R4）等、各種給付金を支給し、非課税世帯やひとり親世帯等、支援を要する家庭への支援を実施。	総務課 生活支援相談課 こども家庭相談課
59	プレミアム付き商品券の販売（新規）（◆）	◎消費税引上げの影響を大きく受ける住民税が非課税の方および子育て世帯に対し、プレミアム付き商品券を発行し、家計支援を実施。	健康福祉政策課
60	（コロナ関連）もりやまこども未来商品券の配付（新規）（◆）	◎新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済的な負担が大きくなっている子育て世帯や妊婦等に対し、市内の加盟店で利用できる地域商品券を配付。	こども政策課
61	（コロナ関連）食料・食材提供支援（新規）（◆）	◎新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済的な負担が大きくなっている生活困窮者の方に対し、随時食糧支援を行うとともに、関係機関と連携し、弁当やお米の提供等を実施。	健康福祉政策課 生活支援相談課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
児童扶養手当の給付	●児童扶養手当支給者数:471人
ひとり親家庭の自立促進	●自立支援教育訓練給付金の支給者数:5人 ●高等職業訓練促進給付金等の支給者数:9人 ●県母子・寡婦福祉資金の貸付者数:9人(9件) (就学支度資金0件、修学資金9件、住宅資金0件)
福祉医療助成事業(母子・父子医療費助成)	●母子家庭福祉医療費助成費:61,531,226円 ●父子家庭福祉医療費助成費:3,545,063円 ●母子家庭福祉医療費受給者数(3/31時点):1,548人 ●父子家庭福祉医療費受給者数(3/31時点):104人
公益財団法人おりづる会による経済援助事業	●募金寄付額:863円

基本目標3 のびのびと遊び行動できる地域づくり

基本方向(1) 子どもの遊び場環境の整備

子どもは遊びを通して、同年齢や異年齢の子どもたちとふれあいや交流をすることで、社会性や協調性、創造力や思いやりの心などを身につけ、豊かな人間性を育むとともに、健康な体づくりにもつながります。

ニーズ調査から、地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実を求める声も多く、のびのびと遊ぶことのできる環境づくりが必要です。

子どもたちが、遊びを通して、思いやりの心や規範意識、コミュニケーション能力など社会性を育むことができるように、地域の協力により安全にのびのびと遊ぶことができる空間づくりを推進します。

基本施策① 児童館活動の推進

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
62	児童館事業	☐ 子どもたちに安全で快適な遊び場を提供し、子どもの心と身体健康増進を図ります。 ☐ 乳幼児や小学生、保護者等を対象に、いろいろな遊びや体験学習の機会を提供し、遊びを通して生活体験を豊かにし、親子のふれあいや保護者同士の交流等を図ります。また、子育て支援情報の提供や子育て相談事業を実施し、保護者の育児不安や負担の軽減に努めます。 ☐ 中・高校生に対しても、自主的活動への支援ときっかけづくりの促進とともに、安全な居場所としての活用を図ります。	地域総合センター こども政策課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
児童館事業	●地域総合センター〔矢島町〕 幼児クラブ・なかよしひろば・おやこひろば・こどものひろば・親子ふれあい教室 開催回数:126回、参加者数:7,076人 ●児童館(民間委託2か所) 開催場所:友愛児童館〔守山二丁目〕 ひよこクラブ 参加者数:2,832人の親子 子どもボランティア育成支援 参加者数:204人 チャレンジ広場 参加者数:546人 カナリヤ広場 参加者数:257人 開催場所:友愛第二児童館〔水保町〕 キッズ広場 参加者数:1,029人 子どもボランティア養成支援 参加者数:280人 ひよこクラブ 参加者数:3,029人 おでかけ児童館 参加者数:268人 中高生の居場所づくり 参加者数:12人 ぴよぴよクラブ 参加者数:427人

施策・事業	実 績
児童館事業(つづき)	●大型児童センター 開催場所:ほほえみセンター 乳幼児や小中学生等の子どもを対象とした事業を展開 来館者数:33,912人

基本施策② 公園等の身近な遊び場の確保・充実

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
63	公園の管理	☐ 子どもたちの健康増進に資する公園について、適正に維持管理を行います。 ☐ 清掃等の日常的な管理を地域の自治会等と連携し、良好な維持管理を図ります。	土木管理課
64	外遊びの推進 (新規)	◎運動公園の空き日程の開放や「外遊びマップ」の配布により、子ども達の外遊びを推進します。	スポーツ振興課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
公園の管理	●児童遊園・親と子の広場補助金活用施設数:25か所 ●都市公園数:18か所、市民1人当たり面積:13.10㎡ ●小公園・緑地306か所 ●中洲親水公園の全面供用開始 ●有料施設利用者:57,600人

基本方向(2) 子どもと子育てに配慮したまちづくり

子どもを安心して生み育てるためには、まち全体が子どもや子育て家庭にとって配慮されたやさしい環境であることが必要です。

子どもや子ども連れでも安全に外出できるように、また、授乳やオムツ替えなどに利用しやすいように配慮したまちづくり・施設づくりを進めます。

さらに、青少年を取り巻く環境が悪化しているなかで、次代を担う子どもたちが健やかに成長するように、保護者や地域住民、関係機関・団体と連携し、有害図書や有害情報等の社会環境の浄化の取組を進めます。

基本施策① 快適に外出できる環境の整備

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
65	バリアフリーの道づくり事業	☐ 歩道について、歩車道分離を原則として、できるだけ幅の広い歩道を確保するとともに、車道と歩道に極端な段差がある部分の解消や、勾配をゆるやかにするための改良、マウントアップ型（車道と歩道に段差があり山形）をセミフラット型（段差が少なく平ら）に改良し、車いすやベビーカーがスムーズに通行できるよう整備します。 ☐ 歩道に水溜りができないように透水性舗装に改良するとともに、歩行者が安全で快適に歩けるコミュニティ道路の整備を推進します。	道路河川課
66	マタニティマークの普及	☐ マタニティマークの普及を図ることで、妊婦や子育て家庭に対する周囲の人々の思いやりのある行動や対応がとれる、やさしい環境づくりを推進します。	すこやか生活課
67	モーリーカー（デマンド乗合タクシー）の運行	☐ 既存バス路線などの公共交通の充実を基本に、路線バスを補完し、路線バス等の利用が困難な地域の方や自家用車を所持しない方の移動手段として、デマンド乗合タクシー『モーリーカー』を運行します。 ※利用対象は、満75歳以上の人や満65歳以上の人で運転免許証や車を所持していない人、3歳児までの乳幼児のいる保護者、妊娠中の人など。	都市計画・交通政策課
68	赤ちゃんの駅事業	☐ 子育て家庭が安心して外出できる環境づくりとして、市内事業所等と協力し、赤ちゃんの駅の設置を促進します。 ※「赤ちゃんの駅」とは、おむつ替えや授乳のための設備を有する施設として市が認証した施設。	こども政策課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
バリアフリーの道づくり事業	●古高川田線 照明設置工事 分離標識設置工事
マタニティマークの普及	●母子健康手帳交付時に全員に配付
もーりーカー（デマンド乗合タクシー）の運行	●運行実績 運行日数：359日 登録者数：1,289人 述べ利用者数：6,605人 ●平成30年4月から、乗降場所10ヵ所追加 ●利用登録要件の緩和（75歳以上は誰でも登録可能）
赤ちゃんの駅事業	●登録施設数 市内量販店・公共施設など54施設

基本施策② 青少年を取り巻く環境浄化・健全育成の推進

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
69	守山野洲少年センター「センターだより」発行	☐ 「広報もりやま」や守山野洲少年センターの「センターだより」などを通じ、青少年の健全育成に対する理解を深める啓発活動を引き続き実施します。 ☐ 「センターだより」の内容を配布対象者に応じて変え、全戸、保護者、地域の関係者、公共機関等に配布し、青少年の健全育成に対する理解を深めます。	社会教育・文化振興課
70	地域住民の協力による青少年健全育成活動	☐ 7月、11月の強調月間を中心に、あいさつ運動、非行被害防止等の声かけ、また通学路における青少年の見守り活動を常時行うことで、青少年を育成する環境づくりを推進します。	社会教育・文化振興課
71	有害環境浄化活動	☐ 市内の書店やコンビニ、レンタルビデオ店等に立入調査を行い、青少年に適切な販売をしていただくよう働きかけを行います。 ☐ 青少年のシンナー使用を防止するため立入調査を実施し、趣旨や目的を理解していただき、厳重な管理と適正な販売の働きかけを行います。	社会教育・文化振興課
72	補導活動	☐ 青少年の万引き等の初発型非行を防止するため、学校や地域等が連携して街頭巡回を実施します。巡回活動の中で、点検カードによる無施錠自転車をなくす活動に取り組みます。	社会教育・文化振興課
73	インターネット上の有害情報やいじめから子どもを守るための啓発	☐ 有害情報から青少年を保護するために、携帯電話取扱店における条例に基づくフィルタリングサービス利用の啓発、および各種事業等でのチラシによる啓発活動に引き続き取り組みます。	社会教育・文化振興課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
守山野洲少年センター「センターだより」発行	●センターだより発行回数:6回 ●来所相談件数:395件 ●電話相談件数:630件 ●訪問相談件数:100件
地域住民の協力による青少年健全育成活動	●心と心をつなぐあいさつ運動実施回数:2回 ●下校時の見守り活動実施回数:5日/週
有害環境浄化活動	●有害図書等立入調査実施回数:38回
補導活動	●補導委員等の巡回回数:119回 ●不審者情報発生件数(守山野洲合算):47件
インターネット上の有害情報やいじめから子どもを守るための啓発	●ネット被害防止に関する学習会開催(PTA連絡協議会補助事業) 開催場所:各園・小・中学校のPTA ●SNSに関する研修実施 開催場所:PTA人権教育リーダー研修会

基本方向(3) 子どもに安全な環境づくり

自動車事故に限らず、自転車関連事故は大きな社会問題となっており、自転車利用者のルール遵守とマナー向上が重要です。

子どもを交通事故から守るため、また、自転車による加害者とならないようにするため、関係機関や団体、地域等との連携を強化し、交通安全教育等交通安全対策を推進するとともに、交通安全施設の整備を進めます。

また、子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関や団体、地域等との連携のもとに、子どもに対する犯罪を未然に防止し、子どもが安全に健やかに育つ環境づくりを進めます。

基本施策① 交通安全教育の推進

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
74	交通安全教育の実施	□保育所や幼稚園、認定こども園、小・中学校において、講話やビデオ、実技指導などによる交通安全教室を実施し、子どもが正しい交通ルールを学び、交通事故の防止につながるよう啓発活動を推進します。	保育幼稚園課 保健給食課 危機管理課
75	シートベルト・チャイルドシート・子どもの自転車乗車時のヘルメット着用の推進	□道路交通法等の改正により、チャイルドシート着用義務化、自動車後部座席シートベルト着用義務化、幼児二人同乗自転車が規定されたことから、交通安全に対する保護者の認識を高めるための啓発を推進します。	保育幼稚園課 保健給食課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
交通安全教育の実施	●小・中学校での交通安全学習・指導 ・年度始め(4～5月)に実施(1回) 安全な歩き方、自転車の乗り方についての学習 ・全校集会や学年集会での指導 県の条例についての説明と指導(自転車保険の加入・ヘルメットの着用等) 危険箇所等の街頭指導の実施:毎月1～2回 登校班に随行した指導:随時(小学校) ●交通安全教室の開催 小学校 1回 121名(吉身) 子ども会 3回 70名(田中、千代、喜多) 高齢者 2回 40名 障害者 1回 23名 ●啓発活動 入学おめでとう啓発 1回(玉津小) 自転車啓発 1回(明富中) ●最寄りの交番の警察官による交通安全指導の実施。 対象:5歳児や親子を中心 職員劇やDVDの活用など、交通ルールに関心を持たせる工夫 交通ルールへの関心を高める。
シートベルト・チャイルドシート・児童・幼児の自転車乗車時のヘルメット着用の推進	●小中学校での安全教室実施 年度初め(4月) ●保護者への周知と啓発 実施:PTA総会、保護者懇談会、入学説明会等の場や学校通信、学年通信等を通じて 内容:県自転車条例(自転車保険の加入やヘルメット着用等)について ●保育園・幼稚園・こども園での指導 対象:園児や保護者 内容:交通安全の啓発時にシートベルトやチャイルドシートの着用や自転車乗車時のヘルメット着用について

基本施策② 安全な通園・通学路の確保

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
76	通学路の安全点検	□定期的に、教職員等による通園・通学路の安全点検を実施します。	保健給食課 保育幼稚園課
77	地域安全推進事業	□通学路の防犯灯整備の充実を図り、通学路の安全確保を推進します。 □各自治会からの要望に基づき、通学路および主要道路へLED防犯灯の整備を進めていきます。	危機管理課
78	通学路安全対策(道路の歩道部分のカラー舗装)	□学校等からのカラー舗装化の要望について、通学路安全対策本部会での検討を踏まえ、安全対策が早急に必要箇所について、順次工事を施工します。	道路河川課 保健給食課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
通学路の安全点検	●各校における通学路点検の実施(2回) ●通学安全対策本部 連絡会・本部会(各2回開催) ●幼稚園、こども園を中心に、1日、16日に親子での降園指導の実施 ●地域の園外保育の機会に交通指導と安全点検の実施。
地域安全推進事業	●LED防犯灯設置補助金申請数:21件 ●主要道路等2路線に市LED防犯灯設置
通学路安全対策(道路の歩道部分のカラー舗装)	●各校における通学路点検の実施(2回) ●通学安全対策本部 連絡会・本部会(各2回開催) ●グリーンベルト実施路線 今市中線 水保中野線

基本施策③ 防犯体制の強化

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
79	市民の防犯意識啓発事業	□犯罪の未然防止を図るため、自治会および関係機関と連携し、市民の防犯意識の高揚を図る啓発事業を推進します。	危機管理課
80	防犯の視点に立った市街地環境整備	□人通りの少ない通りや暗い道などでの犯罪を防止するため、LED防犯灯や防犯カメラ設置のほか、市民・事業者と連携しながら、防犯の視点に立った市街地環境整備を推進します。	危機管理課
81	スクールガードの実施	□登下校時の子どもの安全を守るため、地域のボランティアと連携し、小学生の通学路を対象に「スクールガード」を配置し、見守り活動を推進します。	保健給食課
82	こどもSOSホームの充実	□地域住民や水道検針員、事業所の協力により、子どもが地域で危険に遭遇しても、いつでも駆け込める場「こどもSOSホーム」の充実を図るとともに、地域住民による声かけなど、地域ぐるみで子どもを見守り、安全確保を図る取組を推進します。	社会教育・文化振興課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
市民の防犯意識啓発事業	●駅前等防犯啓発活動の実施:3回 ●研修会の実施:1回
防犯の視点に立った市街地環境整備	●新たに開発される住宅団地への防犯灯の設置(開発事業者の協力のもとで自治会と協議)
スクールガードの実施	●スクールガード登録者数:1,689人 ●不審者情報数:31件
こどもSOSホームの充実	●まちづくり協議会青少年部会により、年1回の点検・コーンの交換、設置場所の見直しを実施 ●こどもSOSホーム加盟数:628か所

基本目標4 健やかな育ちを支援する保健・医療・福祉の充実

基本方向(1) 親と子の健康の確保

子どもを安心して生み育てられる環境づくりに、母子保健サービスや医療体制の充実が不可欠です。核家族化の進行に伴い、周囲の支え・寄り添いが不十分な場合も多く、妊娠・出産期に不安を持つ人も多いことから、妊婦健康診査等の機会を適切に活用する必要があります。

また、母親のみならず、父親の健康の保持・増進は、安定的な家庭生活を営む上でも重要です。

心身の変化が著しい妊娠・出産期を、母としての自覚を持ち、健康な生活を送ることができるように、また、安心して妊娠・出産できるように、健康管理についての知識の普及や健康診査、相談、指導を充実していきます。

さらに、子どものライフステージに応じて健康の保持・増進が図れるよう、家庭、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校等と連携し支援するとともに、保護者の健康の保持・増進についても、食生活や運動、休養など、望ましい生活習慣の確保に取り組むよう、啓発・指導の充実を図ります。

また、子どもの急病時にも安心して適切な医療が受けられるように、医療体制の充実を図ります。

基本施策① 健やかな妊娠・出産を支えるサービスの充実

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
1	新：妊娠期の教室 旧：マタニティカフェ (再掲)	○妊婦およびそのパートナーを対象に、妊娠期の体調管理や注意点だけでなく、産後の育児・生活のことについて指導することで、産後の見通しを持てるよう指導します。	すこやか生活課
2	新生児・妊産婦 訪問指導 (再掲)(◆)	□新生児(乳幼児)・妊産婦の家庭を対象に、必要な療養指導、疾病の予防、日常生活や育児に関する訪問指導を行い、妊産婦自身が産前産後の各時期における異常の発生を早期に発見できるよう指導をしたり、子育てをめぐる環境変化により生じる育児不安の解消、児童虐待の兆しを発見できるように、相談・指導内容の充実を図ります。 ◎母子健康手帳交付時に、保健師または助産師によるネウボウ面接を行い、ひとり一人に応じた保健指導を実施するとともに、全妊婦に対して支援プランを立案し、個別支援を行います。また、ハイリスク妊婦と思われる妊婦に対しては、妊娠期の訪問や事業参加勧奨等、積極的に介入を行っていきます。	すこやか生活課

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
83	新：母子健康手帳等交付 旧：母子健康手帳（おやこ手帳）等交付	○「母子健康手帳」を交付するとともに、妊娠から出産に関するガイドブックを配布し、適切な情報提供や各種事業の周知、利用の促進に努めます。 ◎母子健康手帳交付時に、保健師または助産師によるネウボウ面接を行い、ひとり一人に応じた保健指導を行うとともに、全妊婦に対して支援プランを立案し、個別支援を行っていきます。	すこやか生活課
84	妊 婦 健 康 診 査（◆）	□健やかな妊娠・出産ができるよう、健康診査を充実させます。また、受診率の向上を図るため、母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦健康診査費用の一部助成を行います。 □妊婦健康診査費用の公費負担の充実を図ります。 □地域子ども・子育て支援事業の一事業として、計画期間における毎年度の見込量の確保に努めます（第5章参照）。	すこやか生活課
85	出 産 育 児 一 時 金 の 給 付（◆）	□国民健康保険の保険者として、出産育児一時金を医療機関に直接支払う方法により給付を行います。 出産育児一時金：420,000円（産科医療補償制度を利用しない場合：404,000円）	国保年金課
86	新：よちよちサロン（多胎児サロン） 旧：よちよちサロン（双子サロン）	□就学前の多胎児とその家族および多胎児を妊娠中の妊婦を対象に、情報交換の場を提供します。出産や育児方法などに関する情報交換・相談を行うことで、保護者の不安解消を図り、自信を持って出産・育児ができるよう支援します。	すこやか生活課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
母子健康手帳（おやこ手帳）等交付	●母子健康手帳交付状況：752件
妊婦健康診査	●妊婦健康診査受診券枚数：14枚 ●妊婦健康診査受診人数：1,217人 延9,263人 ●妊娠週数11週以内の妊娠届出件数：736件（97.8%）
出産育児一時金の給付	●出産育児一時金支給費：19,287,470円 ●申請者数（本人請求および連合会請求）：46件
よちよちサロン（双子サロン）	●よちよちサロン 実施回数：4回、46組、145人

基本施策② 子どもの健やかな成長と親の健康づくりの支援

No	施策・事業	取 組 内 容	担当課
87	乳幼児健康診査事業（◆）	□4か月児・10か月児・1歳6か月児・2歳6か月児・3歳6か月児を対象とした健康診査・健康相談の内容の充実にも努め、発達確認や健康の保持・増進、疾病・虐待の早期発見に努めます。また親子同士の交流など、育児支援の役割も果たせるよう、健康診査の充実と受診率の向上に努めます。	すこやか生活課
88	予防接種事業	□重篤な感染症予防のために、予防接種が受けられるよう、保護者への啓発などを行い、受けやすい環境を整えることによって、接種率の維持・向上に努めます。また、継続して個別接種の推進を図ります。	すこやか生活課
89	新：はじめましてサロン 旧：赤ちゃんサロン	○乳児と保護者を対象に、児の体重測定や育児相談等を行い、児の発達確認や保護者の育児不安の解消を図ります。また、乳児を抱える保護者の交流の場として活用を促進します。	すこやか生活課
3	育児相談・家庭訪問（再掲）	□育児相談や子育てに関する保健指導については、保健師による訪問活動、電話相談などにより、乳幼児の健全育成を図り、保護者の育児不安を解消することで健全な親子関係の構築を目指します。また、多様なケースにきめ細かな対応ができるように関係機関との連携を図ります。	すこやか生活課
4	子育てに関する講演会等の実施（再掲）	□保育所や幼稚園、認定こども園で、望ましい家庭環境や子どもへの接し方、親育ちの大切さについて理解を深めるための講演会や学習会などを実施するとともに、学んだことを実践できる環境づくりに努めます。 □乳幼児期の家庭教育に関する学習機会の提供と育児に関する情報提供や相談、交流などができる子育てに関する教室・講座の充実を図ります。	保育幼稚園課
5	親子教室の実施（再掲）	□幼児とその保護者を対象に、遊びを通じたふれあいの場を提供し、子どもの発達上の課題の解決・育児不安の解消を促し、健全な母子関係の構築を目指します。また、育児不安を強く抱えている保護者を発見した際は、個々に応じた保健指導を行います。 □保育所や幼稚園、認定こども園との連携を図っていきます。 □保護者に対するグループ指導を行う時間を設け、保護者支援の充実を図ります。	すこやか生活課
90	発達相談	□乳幼児健康診査や健康相談により、発達面で課題が疑われる子どもに対して、発達相談員による相談・発達検査などを行い、子どもの成長発達を促すための適切な指導体制づくりに努めます。 □発達面で課題のある子どもの増加から、相談件数が増加しています。支援が必要な子どもに支援を行うことができるように、相談日の増加や関係機関との連携を行います。	すこやか生活課

No	施策・事業	取 組 内 容	担当課
91	生涯歯科保健推進事業	☐ 平成29年度に中間見直しを行った生涯歯科保健計画に基づき、計画的な取組を推進します。 ☐ 1歳6か月児、2歳6か月児および3歳6か月児の子どもに歯科検診を実施し、希望者にはフッ素塗布を行い、歯科疾患の予防に努めます。 ☐ 歯科保健を学校保健と連携させ、ライフステージに応じたむし歯予防を図ります。 ☐ 中学校から増加する歯周疾患に対応するため、中学校における歯周病予防教育に引き続き取り組みます。	すこやか生活課
92	フッ化物洗口事業	☐ 永久歯のむし歯予防のため、市内保育園、幼稚園、認定こども園の4歳児、5歳児および小学校で、希望者を対象に集団でフッ化物による洗口を実施し、生涯を通じた歯の健康増進を図ります。	すこやか生活課 保健給食課
93.	子宮頸がん・乳がん検診の推進	☐ 女性の健康の保持・増進を図るため、子宮頸がん検診・乳がん検診を行います。今後も、無料クーポン券の配付などを通じて、受診率の向上を図ります。	すこやか生活課
94	がん検診・特定健康診査等の受診促進	☐ 保護者の生活習慣病の予防をはじめ、疾病等の予防を進めるため、がん検診や特定健康診査等の受診を促進します。	すこやか生活課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
乳幼児健康診査事業	●4か月児健康診査 実施回数:24回 受診率:96.3% ●10か月児健診 実施回数:18回 受診率:97.8% ●1歳6か月児健康診査実施回数:24回 受診率:97.6% ●2歳6か月児健康診査 実施回数:18回 受診率:98.8% ●3歳6か月児健康診査実施回数:24回 受診率:95.4%
予防接種事業	●麻しん風しん(第2期)接種者数:881人 接種率:96.3% ●ヒブ感染症、結核、日本脳炎など、13種類の疾病に対する予防接種を実施
赤ちゃんサロン	●赤ちゃんサロン開催回数:12回 321組
発達相談	●発達相談開催回数:164回 実施人数:144人(実人数)
生涯歯科保健推進事業	●バイキンマンスクール開催回数:9回、参加者数:延184人 ●市内公立中学校1年生対象の健康教育の実施。4中学校841人 ●市内小学校での歯科健康教育の実施。2回 計174人 ●おやこ歯科健診 346人/842人(受診率41.1%)
フッ化物洗口事業	●フッ化物洗口実施率:98.0% ●小学校6年生で永久歯むし歯がない児童の割合:91.8%
子宮頸がん・乳がん検診の推進	●無料クーポン券の配布 子宮頸がん:414人(20歳)、乳がん:692人(40歳) ●子宮頸がん検診・乳がん検診クーポン券未利用者に対して、再勧奨はがきを送付。 ●子宮頸がん検診・乳がん検診お知らせはがき(クーポン対象者以外で昨年度未受診の人)を送付。

施策・事業	実 績
がん検診・特定健康診査等の受診促進	●40歳～70歳までの5歳刻み年齢の者に対し、胃・大腸・肺がん検診お知らせはがきを送付 5,832人 ●19歳から39歳までの国保加入者に対し、39歳以下検診お知らせはがきを送付 2,102人 ●40歳から74歳までの国保加入者に特定健診無料受診券を送付 ●受診状況に応じて、特定健診の再勧奨はがきを送付

基本施策③ 食育の推進

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
95	保護者への食育推進事業（◆）	☐ 新しく生命を宿した妊婦の食生活については、その胎児の健康に大きく左右することから、妊娠期における食育の啓発を推進します。 ☐ 乳幼児期の食事は、「からだを作る」と同時に知的・精神的発達とも密接に関係することから、正しい栄養や食生活・マナーなどの重要性についての啓発を推進します。	すこやか生活課
96	保育所・幼稚園・認定こども園を通じた食育の啓発	☐ 乳幼児期から、正しい食習慣や食に関する知識を身につけるため、園庭での栽培活動（種まきから食べるまで）や、絵本や紙芝居を利用して食育を推進します。	保育幼稚園課
97	学校における食育の推進	☐ 望ましい食習慣を養い、児童生徒が食を通じて自ら健康管理ができるように、学校における食育の推進に努めます。 ☐ 小学校高学年から中学校では、家庭科において食に関する学習を進めており、栄養や健康に及ぼす影響、また、食物の生産過程や調理を含めた食育の学習を、小・中学校において積極的に推進します。 ☐ 学校給食における米飯に守山産米を使用（100%）するなど、地場産物を積極的に学校給食に使用することにより、地産地消、食育の取組を推進します。	保健給食課
98	乳幼児の野菜づくり体験事業	☐ 地元で収穫される野菜に関心を持つ機会づくりのため、生産者や事業者と連携し、地元で収穫される野菜づくりを指導するなど食育の意識啓発を図ります。	保育幼稚園課
99	地域の生産者との交流	○野菜の生産に関わる苦労や喜びを感じたり、生産者や食べ物への感謝の気持ちを持つことを目的に、地域の生産者と交流を行い、食育の意識啓発を図ります。→新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、現在は休止中	保健給食課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
保護者への食育推進事業	●個別 妊産婦:0件 乳幼児:4,711件 すくすく健康相談【全件】:631件(内個別栄養相談:150件) ●集団 妊産婦:プレママサロン 4回 38人 乳幼児:27回 208人
保育所・幼稚園・認定こども園を通じた食育の啓発	●年齢発達に応じた栽培活動や調理体験の実施(食への関心や食べる意欲を高めた) ●絵本や紙芝居を使った食育の実施
学校における食育の推進	●給食だよりの発行(年間11回) ●食育通信の発行(年間4回) ●食育強化月間(6月:日ごとにテーマを決めた献立) ●親子料理教室の開催:参加者40名 ●学校給食における守山産米100%使用 ●学校給食における守山産小麦のパン使用(12月、1月、3月)、守山メロン使用(6月)、矢島かぶら使用(12月、1月)
乳幼児の野菜づくり体験事業	●各園の菜園における野菜等の栽培体験の実施 ●近隣農家の協力による野菜等の栽培、収穫作業等体験の実施
生産者招待給食	●守山市学校給食週間(1月21日から25日)の1日で実施 実施状況:守山小6名、物部小2名、吉身小8名、立入が丘小4名、小津小3名、玉津小2名、河西小5名、速野小1名、中洲小2名

基本施策④ 小児医療体制の充実

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
100	湖南広域休日急病診療所	□休日における初期医療の提供施設として湖南広域休日急病診療所を運営します。	地域医療政策室
101	小児救急医療体制	□滋賀県保健医療計画に基づき、小児救急医療体制の確保に努めます。	地域医療政策室
102	小児救急電話相談の周知	□休日や夜間、子どもの病気やケガで、病院へ行った方が良いか判断に迷った時に、小児科医師のアドバイスを受けることができる電話相談について、周知を図ります。	地域医療政策室 こども政策課
103	滋賀県救急医療情報システムの周知	□今、診てもらえる医療機関を探せるホームページ(医療ネット滋賀)へのアクセスについて、周知を図ります。	地域医療政策室 保育幼稚園課
104	応急手当法の普及	□湖南広域消防局等で開催されている各種救命講習会について、保護者等への周知を図ります。	保育幼稚園課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
湖南広域休日急病診療所	● 済生会滋賀県病院前(栗東市)にて、診療所を湖南4市で運営 診療科:主に内科と小児科 診療日数:73日 患者数:9,679人(内科3,774人,小児科5,905人)
小児救急医療体制	● 病院群輪番制病院数:3か所 ● 患者数:6,840人(うち、守山市の患者数:1,335人)
小児救急電話相談の周知	● 市広報・市ホームページ・すこやかセンターだよりにて周知
滋賀県救急医療情報システムの周知	● 市広報・市ホームページ・すこやかセンターだよりにて周知
応急手当法の普及	● 応急手当についての研修会の実施 対象:市立幼稚園・保育園・こども園の職員 ● 救急救命士による救急救命講習会の実施 対象:幼稚園・こども園の新規採用教職員を中心 ● 応急手当に関する広報 対象:保護者 方法:「ほけんだより」に掲載

基本施策⑤ 思春期保健対策の推進

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
10	中学校での子育て・性に関する教育(再掲)	☐ 幼児とのふれあいを通じて、いのちの大切さ、子育ての喜びや楽しさ、難しさ等を保育所での体験活動を取り入れて学びます。 ☐ 家庭科教育でいのちの大切さや育児・家事などの学習を行うことや、性についての正しい知識と理解を身につけられるよう「性教育」を推進します。	学校教育課
11	新:未成年者への防煙教育(がん教室) 旧:未成年者への防煙教育(再掲)	☐ 学校保健および健康推進員と連携し、小中学校にむき、喫煙や受動喫煙の健康への影響、がんに関する講義を行うことで、健康に生きていくための正しい知識が得られるよう教育を推進します。	すこやか生活課

基本方向(2) 障害児や長期療養児の療育体制等の充実

近年、発達障害の子どもが増加傾向にあり、早期把握と個々の状況や発達段階に応じた専門性の高い指導を行うことが重要です。

各種健康診査や発達相談、保育所や幼稚園、認定こども園への訪問支援事業などを通じて、障害や疾病を早期に発見・把握し、できるだけ早期に適切な治療、療育を提供できる体制の充実を図ります。

また、障害児の増加や支援の多様化に対応するとともに、一人ひとりの可能性を伸ばし、自立や社会参加ができるように、保健・医療・福祉・療育・教育関係機関の密接な連携のもとで、障害の程度や子どもの成長の段階に応じた保育・療育・教育等の内容の充実を図ります。

基本施策① 障害の早期発見や疾病予防の推進

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
105	B型肝炎母子感染の早期発見	□妊婦健康診査時にB型肝炎検査を行い、B型肝炎の母子感染の早期発見と対応を図ります。また、受診率の向上のため、妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦健康診査の検査費用の一部を助成します。	すこやか生活課
106	乳幼児健康診査等の活用 (スクリーニング)	□疾病の早期発見と早期治療、発達に課題のある乳幼児の早期発見と早期療育につなげるため、乳幼児健康診査などの事業を活用し、さらに高度な精密検査・医療等が必要な乳幼児を特定(スクリーニング)し、医療機関・発達相談等を紹介するなど、早期治療・早期療育を推進します。	すこやか生活課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
B型肝炎母子感染の早期発見	● 検査受診者数: 744人
乳幼児健康診査等の活用 (スクリーニング)	● 乳幼児健康診査総受診者数: 4,050人 ● 乳幼児健康診査で要精密検査となった乳幼児の受診率: 97.9%

基本施策② 障害児への支援の充実

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
107	障害福祉サービスおよび地域生活支援事業	□障害者総合支援法に基づき、障害児やその家族が地域で安心して生活が送れるよう、居宅における生活支援のためのサービスや日中活動を支援するためのサービスの充実に取り組みます。 □障害児の日常生活支援や社会参加を促進するため、日常生活用具の給付や、日中一時支援事業・移動支援事業の実施など、サービスの充実を図ります。 □相談支援の充実を図り、総合的なサービスの調整・提供に努めます。	障害福祉課
108	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	□障害者総合支援法の補装具費支給の対象とならない軽度・中等度の難聴児（18歳未満）に対して、県と市町とで補聴器の購入等に要する費用の一部を助成します。	障害福祉課
109	障害児通所支援（放課後等デイサービス事業等）	□児童福祉法に基づき、障害児の自立の促進および放課後等の居場所づくりを推進するため、障害児が放課後や長期休暇中に身近な所で必要な訓練等を利用できるように、放課後等デイサービスの充実を図ります。	障害福祉課
110	発達支援事業	□発達支援を進めるため、発達相談、訪問相談、言語相談・指導、就労相談、研修・啓発事業、関係機関のコーディネートなど、幼児期から就労期までの一貫した指導・支援ができる教育・福祉・保健の支援体制を整備します。 ◎令和2年度に県と協定書を締結したことにより、見守りを要する市内から通学する高校生について、県と市における情報共有の強化を図り、高校訪問を行うなど連携して支援を行います。	発達支援課
111	障害児相談支援および計画相談支援	□サービス等利用計画の作成等により、障害児にとって必要なサービスを、より安心して利用できるように、特定相談支援事業所の充実を図ります。	障害福祉課
112	重症心身障害者通所施設（生活介護）	○重症心身障害児（者）の利用する生活介護事業所に対し、県制度等各種加算制度により支援の充実を図り、重症心身障害児（者）の日常生活や運動機能の向上、生活の質の向上に努めます。 □今後も特別支援学校（養護学校）卒業生を中心に、当該事業の利用者の増加が見込まれるため、障害者総合支援法に基づく新たな施設の整備について、引き続き湖南4市で協議、検討を行います。	障害福祉課
113	保護者の負担軽減のための家庭訪問事業	□心身に障害がある児童や慢性疾患児を持つ保護者に対し、長期にわたる療養生活での肉体的・精神的負担の軽減を図るため、家庭訪問を行い、養育環境・健康状態を把握し、地域の必要な支援を受けることができるよう関係課と連携を図ります。	すこやか生活課
114	医療費の自己負担分の助成（◆）	□障害のある人の生活の安定を図り、健康保持、障害の軽減につなげるため、医療費の助成を行います。	国保年金課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
障害福祉サービスおよび地域生活支援事業	●日中一時支援事業実施事業所数:31か所 利用回数:6,140回 ●移動支援事業実施事業所数:31か所 利用時間:7,958時間
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	●支給件数:2件
障害児通所支援 (放課後等デイサービス事業等)	●放課後等デイサービス利用者:172人
発達支援事業	●発達相談件数:694件 ●訪問相談件数:87件 ●言語指導件数:延べ2,946件 ●市民啓発講演会参加者数:274人
障害児相談支援および計画相談支援	●障害児相談支援実人数:139人
湖南地域重症心身障害者通所施設運営事業	●生活介護事業所数(重症心身障害児・者対応):1か所 開所日:土日祝年末年始除く日 利用契約者数:19人
保護者の負担軽減のための家庭訪問事業	●長期療養者に対する訪問件数:延8件(実7件)
医療費の自己負担分の助成	●重度心身障害者(児)福祉医療費助成:151,553,469円 ●重度心身障害者(児)福祉医療費受給者数:916人(3/31時点)

基本施策③ 特別支援教育・早期療育環境の充実

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
115	小学校就学前の子どもを対象とした療育事業	□障害のある乳幼児が早期段階から障害や発達の状況などに応じた療育指導が受けられるよう「あゆっ子教室」および「のびのび教室」の指導体制・指導内容の充実を図ります。	発達支援課
116	新:通級指導教室運営事業 旧:ことばの教室運営事業	○言葉を話したり聞きとったりすることや発達について課題がある児童・生徒に対して、障害や特性の状況に応じた指導を行います。	学校教育課
117	特別支援教育	□市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校に在籍する特別な支援を必要とする幼児、児童・生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行います。 □市内小・中学校に「特別支援教育支援員(いきいき支援員)」を配置し、特別支援教育対象児童生徒への支援を行います。	保育幼稚園課 学校教育課
118	保育・療育・教育等の一貫した相談・指導体制の構築	□親子の健全な成長発達を支援できるように、発達面の評価を実施し、必要に応じて保育・療育・教育などの各機関と連携していきます。 □個別支援計画による継続的な支援を推進します。	発達支援課 保育幼稚園課 学校教育課
119	保育所等訪問支援事業(新規)	◎保護者の就労等により療育教室に通えない子どもや保護者に向けて、障害のある乳幼児が早期段階から障害や発達の状況などに応じた療育指導が受けられるよう、「保育所等訪問支援事業あゆっ子教室」としてアウトリーチ型の支援を行います。	発達支援課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
療育事業	●あゆっ子教室 通所児童数:62人 指導人数:延1,914人 ●のびのび教室 通所児童数:45人 指導人数:延489人
ことばの教室運営事業	●玉津小、立入が丘小、中洲小通級教室指導人数:61人 ●守山中、守山北中通級指導人数:31人 ●就学前幼児対象の言語指導数:181人
特別支援教育	●市内小・中学校 特別支援教育支援員(いきいき支援員) 小学校:規模により1～3名配置 計21名 中学校:各校に1名配置 計4名 学校教育課付 課題対応支援員 3名 合計 28名 校区别移行支援部会実施:8回 コーディネーター部会実施回数:6回 ●(公立)保育園・幼稚園・こども園:88名配置 就園推進検討委員会・就園推進協議会 18回 ●特別支援担当者研修会 2回 ●個別支援計画研修会 2回
保育・療育・教育等の一貫した相談・指導体制の構築	●発達支援課主催の特別支援教育研修会 開催回数:2回 のべ参加者数:165名 ●個別支援計画の活用推進に向けて、研修会を4月に実施 ●個別支援計画研修会(就学前)2回 ●守山市幼児教育研修講座での研修1回 ●教育相談講座「個別支援計画の作成ワークショップ」1回
保育所等訪問支援事業	●対象児童数:4人 指導人数:延べ81人

基本方向(3) 要保護児童とその家族への支援の充実

さまざまな理由により子どもの養育が困難となった家庭への訪問や、家庭相談員による相談件数などは増加しています。

児童虐待の背景には、子育て不安をはじめ、家庭の経済状況やDVなどのさまざまな問題が複合的に絡んでいるケースが多く存在します。

増加が著しく社会問題化している児童虐待について、啓発活動を推進し虐待の防止に努めるとともに、関係機関や団体、地域住民等との連携を強化し、虐待の未然防止、早期発見・早期対応、子どもの保護等を行うための支援体制の充実を図ります。

基本施策① 問題の発生予防、早期発見体制の充実

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
2	新生児・妊産婦訪問指導（再掲）（◆）	□妊産婦・新生児（乳幼児）の家庭を対象に、必要な療養指導、疾病の予防、日常生活や育児に関する訪問指導を行い、妊産婦自身が産前産後の各時期における異常の発生を早期に発見できるよう指導をしたり、子育てをめぐる環境変化により生じる育児不安の解消、児童虐待の兆しを発見できるように、相談・指導内容の充実を図ります。 ◎母子健康手帳交付時に、保健師または助産師によるネウボウ面接を行い、ひとり一人に応じた保健指導を実施するとともに、全妊婦に対して支援プランを立案し、個別支援を行います。また、ハイリスク妊婦と思われる妊婦に対しては、妊娠期の訪問や事業参加勧奨等、積極的に介入を行っています。	すこやか生活課
120	児童虐待の早期発見・早期対応および啓発（◆）	□保健・医療・福祉・教育など関係機関と地域が連携して、虐待を発見した場合の通報義務など地域住民に向けた啓発に取り組み、虐待の早期発見・早期対応につなげます。 □「赤ちゃん訪問」で地域の民生委員・児童委員（主任児童委員）が育児に関する不安や悩みの聴取・相談を行い、要支援家庭の早期発見を図ります。	子育て応援室
121	保育士や教職員の虐待に関する研修（◆）	□虐待の兆候の把握や早期発見に資するよう、引き続き保育士、教職員等への研修を行います。	保育幼稚園課 学校教育課
122	健康推進員養成講座での児童虐待防止研修（◆）	□健康推進員の養成講座の中で、母子保健の講義の際「児童虐待防止」にも触れ、地域において虐待の兆候や被害の早期発見ができるよう努めます。	すこやか生活課
123	児童虐待防止ネットワークの充実（◆）	□虐待の防止・早期発見・援助活動など総合的な取組を図るため、関係団体・関係者からなる要保護児童対策協議会を中心に、ネットワークの充実を図ります。	こども家庭相談課

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
124	児童虐待の早期発見・早期対応のため、保・幼・小・中にコーディネーターを設置（◆）	□保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校にコーディネーター（教職員）を配置して、こども家庭相談課や県中央子ども家庭相談センター（児童相談所）等の関係機関との連携を図ります。	学校教育課 保育幼稚園課
21	重層的支援体制整備事業（新規）（再掲）（◆）	◎育児や介護、介助等の複合的な面で課題を抱える家庭に対し、子ども期、青壮年期、高齢期それぞれの課題に応じた支援体制を整備することにより、全庁的に家族まるごと支援、切れ目のない支援を行います。また、誰もがつながりや活躍の機会をもてる場を充実します。（R3.4～）	健康福祉部各関係課 こども家庭部各関係課 教育委員会各関係課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
児童虐待の早期発見・早期対応および啓発	●市広報による啓発回数：2回 ●啓発物品配布、街頭啓発回数：2回 ●赤ちゃん訪問件数：1,565件
保育士や教職員の虐待に関する研修	●学校教育課主催研修：2回 ●こども家庭相談課主催研修：要保護児童対策協議会研修：1回
健康推進員養成講座での児童虐待防止研修	●実施回数：1回 受講者数：18人
児童虐待防止ネットワークの充実	●代表者会議開催回数：2回 ●支援検討会議開催回数：12回 ●児童虐待相談件数：269件
児童虐待の早期発見・早期対応のため、保・幼・小・中にコーディネーターを設置	●各校で要保護支援ケース会議を開催 ●学校教育課主催研修：2回

基本施策② 養育支援を必要とする家庭への援助

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
125	養育支援が必要な家庭への訪問指導（◆）	□さまざまな理由により養育が困難となった保護者に対して、家庭訪問等を行い、養育・健康管理のための知識を指導することにより、保護者の心身の健康の向上を図り、健全な親子関係の構築を支援します。	すこやか生活課 子育て応援室
126	要保護児童に対する措置の実施（◆）	□さまざまな理由により保護が必要である児童に対し、県中央子ども家庭相談センターと連携して一時保護など必要な措置を行います。	子育て応援室
127	家庭児童相談事業（◆）	□家庭相談員による家庭児童に関する相談指導業務の実施により、家庭における適正な児童養育と児童福祉の向上を図ります。	子育て応援室
128	相談機能の充実と関係機関との連携強化（◆）	□要保護児童対策協議会の活用やこども家庭相談課の相談活動等により県中央子ども家庭相談センター、保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校および民生委員・児童委員（主任児童委員）等との連携の強化を図り、支援体制の充実に努めます。	子育て応援室 保育幼稚園課 学校教育課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
養育支援が必要な家庭への訪問指導	●訪問件数: 延69件
要保護児童に対する措置の実施	●県中央子ども家庭相談センターの一時保護件数: 18件 児童数: 30人
家庭児童相談事業	●相談件数: 602件
相談機能の充実と関係機関との連携強化	●個別定期協議: 1回 ●児童福祉にかかる実務担当者連絡会: 2回 ●主任児童委員会での情報交換回数: 6回 ●学期ごとに学校・園訪問を実施

基本方向(4) ひとり親家庭への支援の充実

守山市におけるひとり親世帯は増加傾向にあり、今回行ったニーズ調査からは、子育てに関して気軽に相談できる人や場所が「いない／ない」とする率が、二世帯や三世帯等世帯に比べて、就学前児童、小学生の調査とも高くなっています。

相談できる人や場所が「いない／ない」人は、子育てが辛いと感じる率も相談できる人や場所が「いる／ある」人よりも高く、身体的にも精神的・経済的にも負担が大きくなっているものと推察されます。

ひとり親家庭の生活の安定を図るため、各種給付の周知を図っていきます。特に母親の経済的基盤を強化し自立できるように、教育や技能訓練を促進するとともに、就業の機会の拡大と雇用の促進に努めます。

また、子どもの健やかな成長と家庭の福祉の向上を図るため、子育て支援をはじめ、母子・父子自立支援員による相談・指導等相談体制の充実を図ります。

基本施策① 生活の自立を図る支援の充実

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
54	児童扶養手当の給付(再掲)(◆)	□ひとり親家庭の児童の健全な育成を図るため、手当の支給を行います。	こども家庭相談課
55	ひとり親家庭の自立促進(再掲)(◆)	□ひとり親家庭への経済的支援と自立支援を図るため、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の支給や、県母子・父子・寡婦福祉資金の利用を促進します。	こども家庭相談課
56	福祉医療助成事業(母子・父子医療費助成)(再掲)(◆)	□ひとり親家庭の健康の保持・増進を目的に、母子家庭・父子家庭の医療費の一部を助成します。	国保年金課
129	就業支援(◆)	□就業支援にあたり、ハローワーク等と連携します。 □ひとり親家庭の親や子の就職の機会均等を保障するため、公正採用選考が徹底されるよう、企業啓発を推進します。	こども家庭相談課 商工観光課

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
130	子どもの学習 ・生活支援事業 (◆)	□生活保護世帯や、ひとり親世帯等の子ども（小学生・中学生・高校生）の学習支援事業に取り組みます。貧困の連鎖を断ち切るため、基礎的な学力の向上と、基本的な生活習慣および社会性の育成を目的として継続して実施します。	生活支援 相談課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
就業支援	●就労相談件数:330件
子どもの学習支援事業	●週1回開催、利用者:小学生1人、中学生7人、高校生5人 ※平成30年度より、直営から委託へと運営形態を見直し、良質なスタッフの確保や質の高い学習支援と居場所機能の両立により、子ども一人ひとりに対し、途切れなく安定的なサービス(支援)を提供

基本施策② ひとり親家庭に対する相談援助体制の充実

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
131	母子父子福祉 対策推進事業 (新規)(◆)	□母子・父子自立支援員による自立支援や、ひとり親家庭福祉推進員による相談活動により、ひとり親家庭の生活安定を図るとともに、各種の経済的支援を推進します。 ◎養育費の取り決めに要した経費を支援する養育費に関する公正証書等作成促進補助金や第三者による養育費の保証に関する契約に要した経費を支援する養育費の保証促進補助金を交付し、ひとり親家庭が安定して養育費を確保できるよう、支援します。(R3.4～)	こども家庭 相談課
132	保育所優先入所の 推進(◆)	□ひとり親家庭の保護者が安心して就業することができるよう、保育所入所選考基準において優先(加点)します。	保育幼稚園課
133	子育て短期支援 事業(◆)	□保護者が病気や出産など一時的に養育困難になった場合に利用できるように、子育て短期支援事業(ショートステイ事業、トワイライトステイ事業)を実施します。 □地域子ども・子育て支援事業の一事業として、計画期間における毎年度の見込量の確保に努めます(第5章参照)。	子育て応援室
58	(コロナ関連) 各種給付金の 支給(新規)(再 掲)(◆)	◎特別定額給付金(R2)、住居確保給付金の要件緩和(R2～)、ひとり親世帯臨時特別給付金(R2)、生活困窮者自立支援給付金(R3)、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金(R3、R4)、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(R3、R4)、子育て世帯への臨時特別給付金(R3)、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(R4)等、各種給付金を支給し、非課税世帯やひとり親世帯等、支援を要する家庭への支援を実施。	総務課 生活支援相談課 こども家庭相談 課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
母子父子福祉対策推進事業	● 県母子・寡婦福祉資金の貸付者数: 9人(9件) 就学支度資金0件、修学資金9件、住宅資金0件 ● 親と子のつどいの広場参加数: 49人(親19人、子30人)
保育所優先入所の推進	● 保育所入所選考基準にひとり親世帯に該当する場合の加点を設定
子育て短期支援事業	● 「子育て短期支援事業(ショートステイ事業およびトワイライトステイ事業)」2カ所に委託(児童養護施設・ファミリーホーム) 利用件数: 0件

基本目標5 夢を持って心豊かに育つことのできる教育・保育の充実

基本方向(1) あすの守山を担う子どもを育てる学校教育・就学前教育の推進

国際化・情報化の進展、少子高齢化の進行など、変化の激しい社会を生きる子どもたちには、確かな学力とともに、豊かな人間性や創造力、柔軟性、主体性など、心身ともにたくましく「生きる力」を幼少期から育むことが必要です。

人間としての基礎を形成する重要な就学前の時期に、心身ともに調和のとれた発達を促し、思いやりの心を持った豊かな人間性を育ていけるように、また、子ども一人ひとりの持つ可能性や個性を伸ばしていけるように、家庭や地域、関係機関等との連携を強化し、就学前保育・教育内容の充実を図ります。

次代を担う子ども一人ひとりが、豊かな人間関係を形成し、いのちの大切さやお互いの存在を認め合えるように、また、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる「生きる力」を育めるように、教育内容を充実するとともに、一人ひとりの可能性や個性を伸ばすような、指導の充実に努めます。

また、本市では、幼児期の教育・保育の質を確保するため、すべての幼児教育施設（公立・私立の保育所、幼稚園、認定こども園）を対象に、守山市幼児教育指針（カリキュラム）を平成18年度に策定し、平成20年度から各園の実情に応じ、本指針に基づく教育・保育に取り組んでいます。市内の幼児教育施設における教育・保育について、基本的な内容を同一のものとするにより、保護者に安心感を持っていただくとともに、小学校への円滑な接続につながるものと考えています。この共通カリキュラムの取組の実施状況等については、今後、検証を行うとともに、必要な改善を行い、幼児期の教育・保育のさらなる充実に努めます。

さらに、地域住民との交流や連携・協力のもとに、特色のある学校等運営を進めるとともに、地域に開かれた保育所、幼稚園、認定こども園、学校づくりを進め、子育て、親育ち支援に努めます。

基本施策① たくましく生きる力を培う教育の推進

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
134	地域の特性を生かした就学前教育、学校教育	□守山市独自の自然体験や高齢者とのふれあい交流、体験的活動を積極的に取り入れた地域行事を活用し、子どもの生きる力の基礎の育成と郷土愛を育めるよう、地域の特性を生かした特色ある就学前教育、学校教育を推進します。	学校教育課 保育幼稚園課
135	3年制保育の実施	□3歳児への幼児教育の機会を提供するために、幼稚園、認定こども園での3年制保育を継続実施します。	保育幼稚園課
136	小学校低学年少人数学級の実施	□小学1年～3年において、32人程度学級編制を実施し、少人数指導の充実に図ります。	学校教育課
137	「自分の住むまち学習」の活用	□市内小学3年では、社会科学習で校区についての学習を実施するとともに、4年において、副読本「わたしたちの守山」を活用し、野洲川についての学習を継続して実施します。	学校教育課

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
138	としょかんわくわくボックス	□配送を希望する市内の保育所、幼稚園、認定こども園等に、30冊の絵本セットを巡回します。	図書館
130	子どもの学習・生活支援事業（再掲）（◆）	□生活保護世帯や、ひとり親世帯等の子ども（小学生・中学生・高校生）の学習支援事業に取り組みます。貧困の連鎖を断ち切るため、基礎的な学力の向上と、基本的な生活習慣および社会性の育成を目的として継続して実施します。	生活支援相談課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
地域の特性を生かした就学前教育、学校教育	●保育所・幼稚園において、豊かな自然や文化財等の地域資源を生かした園活動や高齢者とのふれあい交流を実施 ●小学4年：森林環境学習として「やまのこ学習」を実施 ●小学5年：自然・水環境学習として「うみのこ学習」を実施 ●その他：野菜栽培、田植え・稲刈り等を地域の方と一緒に活動
3年制保育の実施	●全幼稚園・こども園（公私立とも）で3年制保育（3歳児からの保育）を実施
小学校低学年少人数学級の実施	●市採用講師（学級担任）を配置 小学校に、1年生3名、2年生3名、3年生3名 合計9名
「自分の住むまち学習」の活用	●「自分の住むまち学習」の実施 - H28年度改訂版「わたしたちの守山」を使用 3年生のテーマ：校区について 5年生のテーマ：守山市について 「わたしたちの郷土を守る」を活用 - 社会科や総合的な学習を通して野洲川について学習
としょかんわくわくボックス	●としょかんわくわくボックス 対象：20園 各11回 ●ミニとしょかんわくわくボックス 対象：家庭的保育室 5室 各11回

基本施策② いのち・人権を大切にする教育・保育の推進

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
139	人権感覚あふれるひとづくりを目指した人権教育の推進	□就学前教育・学校教育・社会教育を通じ、市民一人ひとりが子どもの人権をはじめ、すべての人々の人権を尊重することが日常生活の中で実践できるよう、人権感覚あふれる「ひと」の育成に努めます。 □12月4日から10日の人権週間にあわせて、平成21年度から市内各小学校が輪番で実施している「人権教室」の取組を引き続き推進します。 □「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止の取組を推進します。	人権政策課 社会教育・文化振興課 学校教育課 保育幼稚園課

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
140	教職員の人権意識に関する研修	□子どもの権利に対する認識を深めるため、「子どもの権利条約」の趣旨の理解促進を図る広報・啓発活動を引き続き行い、子どもの権利が保障される地域づくり・意識づくりに努めます。 □保育・教育現場においては、子ども一人ひとりの基本的人権を尊重した保育・教育を実践するとともに、保育士や教職員等に対する研修を実施し、資質の向上を図ります。	保育幼稚園課 学校教育課
40	男女共同参画に関する子どもへの教育の推進（再掲）	□保育所の保育士や幼稚園・認定こども園・小学校の教職員等に対し、男女共同参画と人権尊重に関する継続的な研修を実施します。日常生活や保育・授業の中で、男女共同参画の視点に立った指導・援助に努め、その推進を図ります。	保育幼稚園課 学校教育課 人権政策課
141	インクルーシブ教育の推進	□インクルーシブ教育システムの構築に向けて、可能な限り、障害のある児童・生徒一人ひとりの特別な教育的ニーズに応じた適切な教育の推進に努めます。	学校教育課 保育幼稚園課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
人権感覚あふれるひとづくりを目指した人権教育の推進	●いじめ問題調査委員会 第1回平成30年12月21日 ●いじめ問題等対策連絡協議会 第1回平成30年7月3日、第2回平成31年2月12日 ●人権擁護委員、人権擁護推進員および行政職員による紙芝居を用いた授業を実施 場所：立入が丘小学校 11月30日 対象：（2年生） ●人権教室を実施 場所：浮気保育園 11月27日 ：立入が丘幼稚園 12月5日 ：立入が丘小学校（6年生） 12月7日 ：守山幼稚園 12月10日 ●保育士や教職員等に対し、男女共同参画や人権尊重に関する研修を継続して実施 ●各園の人権保育・教育園訪問
教職員の人権意識に関する研修	●全体研修会の実施（4月） 対象：保育士や教職員等 内容：男女共同参画や人権尊重に関すること
インクルーシブ教育の推進	●毎年1月に行う特別支援教育推進に関わる現地研修会の実施 場所：滋賀県立野洲養護学校（1月） 目的：特別支援学校への理解を深め、より良い支援の在り方を模索することを目的 内容：特別支援教育の視点や手法を生かし、特別支援学校の理解を深め、より良い就学支援につなげるために大切にしていきたい点について 参加者：園、小中、行政機関合わせ60名

基本施策③ 地域に開かれた学校・幼稚園・保育所づくりの推進

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
142	幼稚園・こども園未就園児交流事業	□未就園の子どもが遊び、交流できる場を提供するとともに、保護者の不安や悩みの解消に努め、子育ての楽しさや喜びが味わえるような機会をつくるなど、幼稚園は地域における幼児期の教育のセンターとしての機能の充実に努め、地域に開かれた幼稚園づくりを推進します。	保育幼稚園課
143	地域活動事業	□保育所・こども園が有する専門的知識を地域住民のために活用し、幅広い子育て支援活動を実施します。事業を通じてお互いを理解する心を育み、また、子育てに対する不安感を軽減・解消するとともに、保護者自身の子育て能力の向上を積極的に支援します。	保育幼稚園課
144	保育所や幼稚園施設の開放	□保育所や幼稚園を地域に広く開放することで、その有する専門的機能を地域住民のために活用するとともに、幼児にとっても身近な自然や文化、地域のさまざまな人々との関わりを通して豊かな心情を培う事業を充実させ、家庭、地域が一体となって子育ての大切さや喜びが実感できる園づくりを推進します。	保育幼稚園課
145	学校体育施設の開放	□学校体育施設を地域の身近な施設として開放するとともに、子どもと大人がともに取り組めるスポーツやレクリエーションの活動機会を積極的に提供します。	スポーツ振興課
146	読み聞かせ活動	□市内小学校では、地域有志の読み聞かせボランティアサークルによる読書活動を展開しています。今後も活動の促進を図ります。	図書館

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
幼稚園未就園児交流事業	●各園において交流事業を実施 保護者との信頼関係を構築して、子育てや入園等に関する相談を受ける ●積極的に地域に出かけ、各地域での子育て支援を実施
地域活動事業	●地域活動の実施 未就園児事業時以外のも、いつでも子育て等に対する相談を受ける ●必要に応じて、関係機関と連携
保育所や幼稚園施設の開放	●園庭開放について全園で実施 ●各種地域活動事業等を実施
学校体育施設の開放	●各施設を有する学区ごとに利用調整会議を開催(5月) 利用団体がスムーズに活動できるよう調整 体育館は小・中学校体育館の13か所、運動場は小学校の9か所(いずれもナイター設備により夜間利用可能)、軟式テニスコートは、中学校の2か所を開放
読み聞かせ活動	●読み聞かせ活動 実施主体: ボランティアサークル等 場所: 各小学校および保育園・幼稚園・こども園(21校園)

基本方向(2) 利用しやすい保育事業の充実

母親の就労率および就労意向の高まりとともに、父親も含め保護者の就労形態の多様化、ひとり親家庭の増加などにより、保育ニーズも多様化しています。

また、就学前の子どもに対する教育ニーズも高いことから、保育内容の教育との一体化も求められています。

今後、仕事と生活の調和の実現を目指す一方、保護者の就労ニーズや保育・教育ニーズの動向を踏まえながら、待機児童ゼロを目指し、保育事業の充実を図ります。さらに、保育所等の量的充実に加えて、保育士確保と併せて、保育や子育て支援分野の担い手となる子育て支援員等の人材の確保が重要であることから、市独自の人材確保に向けた取組や働きやすい職場環境づくりなどに総合的に取り組みます。

基本施策① 利用しやすい保育所づくりの推進

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
147	保育ニーズへの対応	☐ 保育所の入所にあたり待機者が出ないように、また働く親のニーズに柔軟に対応できるよう、保育定員の維持・確保に努めます。 ☐ 安全で快適な保育環境を確保するとともに、今後の保育需要の増加にも十分対応できるよう、施設や設備維持に対する支援の充実にも努めます。 ☐ 育児休業等取得後の職場復帰を円滑に進めるため、保育を必要とする児童が保育所へ入所しやすい条件づくりに努めます。 ☐ 計画期間における毎年度の見込量の確保に努めます（第5章参照）。	こども政策課 保育幼稚園課
148	地域型保育事業の展開	☐ 待機児童の解消と多様な保育ニーズの受け皿として、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業の展開について、推進していきます。	こども政策課 保育幼稚園課
149	子ども・子育て支援新制度の周知・啓発	☐ 子ども・子育て支援新制度について、保護者の理解を深められるように、周知・啓発を行います。	こども政策課
150	保育所情報の提供	☐ 保育所等に関する情報について、子育て情報冊子や市ホームページなどで周知します。	こども政策課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
保育ニーズへの対応	● 保育所等定員数(4月1日現在): 2,061人(H31.4.1時点: 2,181人) ● 現在の保育状況(4月1日現在) 受入児童数(広域入所含まず): 1,942人 待機児童数: 84人(H31.4.1時点: 58人)
地域型保育事業の展開	● 地域型保育事業所数 小規模保育所: 6か所 家庭的保育室: 7か所 事業所内保育所: 2か所
子ども・子育て支援新制度の周知・啓発	● 窓口パンフレット、市ホームページや出前講座などで周知
保育所情報の提供	● 子育て情報冊子や市ホームページなどで周知

基本施策② 多様な保育ニーズへの対応

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
151	多様な保育事業の充実	□多様な就労形態や地域の保育ニーズに対応するため、弾力的できめ細かな保育事業の提供に努めるとともに、乳児保育、低年齢児保育、障害児保育、延長保育、夜間保育、休日保育、一時保育、病児・病後児保育等の多様なニーズに対応した保育事業、地域子ども・子育て支援事業を円滑に提供できるよう、保育所、認定こども園等に対する継続的な支援に努めます。 □地域子ども・子育て支援事業である延長保育、一時保育、病児・病後児保育について、計画期間における毎年度の見込量の確保に努めます（第5章参照）。	こども政策課 保育幼稚園課
148	地域型保育事業の展開（再掲）	□待機児童の解消と多様な保育ニーズの受け皿として、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業の展開について、推進していきます。	こども政策課 保育幼稚園課
133	子育て短期支援事業(再掲)(◆)	□保護者が病気や出産など一時的に養育困難になった場合に利用できるように、子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）を実施します。 □地域子ども・子育て支援事業の一事業として、計画期間における毎年度の見込量の確保に努めます（第5章参照）。	子育て応援室

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
多様な保育事業の充実	●乳児保育、低年齢児保育、障害児保育、延長保育：全園で実施 ●夜間保育、休日保育：カナリヤ第二保育園で実施 ●地域子ども・子育て支援事業の実績は第5章5を参照

基本施策③ 保育内容の充実と人材の育成

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
152	保育内容の充実と人材の確保	☐ 多様化する保育ニーズに十分対応できるよう、民間保育所の機能を活用します。 ☐ 保育所職員の処遇改善に努め、充実した保育体制を整えます。 ☐ 保育研究活動促進事業により、職員の研修・研究活動を促進し、入所児童の処遇の向上を図ります。 ☐ 保育施設やファミリー・サポート・センター、一時預かり等の子育て支援分野の担い手として、毎年20人程度の子育て支援員を養成し、各事業での従事へ繋げることを目指します。	保育幼稚園課
153	潜在保育士職場復帰支援事業	☐ 保育士資格を持ちながら、就業していない者が、市内保育所・こども園における実務体験を通じて、保育業務への理解を深め、就業に対する心理的障壁を取り除くなど、就業に向けての契機づくりを行うため実施します。	保育幼稚園課
154	第三者評価の検討	☐ 保育所事業の質の向上を図るため、全園長が監査員となり、相互に各園の評価を行う方式や第三者による評価システムについて検討します。	保育幼稚園課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
保育内容の充実と人材の確保	●保育士確保や定着化を進めていくための施策を展開 - 公立園の正規職員比率の向上 - 保育士の時給引上げ等の処遇改善 - 民間園への給与加算等 - 民間園の新規採用保育士を対象に臨時給付金を支給 - 民間への宿舍借上げ支援事業 - 民間園への保育周辺業務従事者補助事業 - 民間への保育所等事故防止補助事業
潜在保育士職場復帰支援事業	●参加者4名のうち、2名がパート保育士、預かり保育担当教諭として就労
第三者評価の検討	●1施設で実施

基本方向(3) 放課後等の子どもの健全な育成の推進

子どもが小学生になると、母親の就労率は高くなるため、昼間家庭に保護者がいない子どもが安心して過ごせる居場所の確保が、保護者が安心して働くことができるためにも必要です。

放課後児童クラブについては、平日よりも夏休みなど長期休暇の利用ニーズが高く、利用ニーズに柔軟に対応できる体制が求められています。

放課後や長期休暇を、安全・安心な環境のもとで、同年齢や異年齢の地域の子どもたちが交流し、遊びを含め多様な活動ができるよう、地域住民や地域団体、ボランティア団体等と連携し、放課後の居場所づくりに努めます。

また、放課後児童クラブについては、見込量の確保を図るとともに、保護者の就労状況や要望等を踏まえ事業内容の充実や指導内容の充実（家庭学習を補完し、計画的かつ日常的な学習習慣を身につけるため、自主学習(学年×10分を目安)の時間を設ける等）を図ります。

基本施策① 児童館活動の充実

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
62	児童館事業 (再掲)	☐ 子どもたちに安全で快適な遊び場を提供し、子どもの心と身体の健康増進を図ります。 ☐ 乳幼児や小学生、保護者等を対象に、いろいろな遊びや体験学習の機会を提供し、遊びを通して生活体験を豊かにし、親子のふれあいや保護者同士の交流等を図ります。また、子育て支援情報の提供や子育て相談事業を実施し、保護者の育児不安や負担の軽減に努めます。 ☐ 中・高校生に対しても、自主的活動への支援ときっかけづくりの促進とともに、安全な居場所としての活用を図ります。	地域総合センター こども政策課

基本施策② 放課後児童クラブの推進

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
155	放課後児童健全育成事業	☐ 放課後児童クラブについては、登録児童が定員を超えながら受入れを行っているクラブもあること等を踏まえ、既存施設の活用、施設整備などにより、見込量の確保を図ります。保護者の就労状況や要望等を踏まえ、事業内容の充実に努めます。 ☐ 家庭学習を補完し、計画的に学習する習慣を身につけるため、自主学習(学年×10分を目安)の時間を設けるなど、指導内容等の充実に努めます。 ☐ 計画期間における毎年度の見込量の確保に努めます(第5章参照)。	こども政策課
156	救命講習や発達支援等に関する研修の実施	☐ 子どもたちとの関わりが最も深い放課後児童クラブ支援員について、運営者との協働により児童の安全、生活指導、遊びの指導等が的確に行われる人材を確保し、救命講習や発達支援等に関する研修を実施し、資質の向上に努めます。	こども政策課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
放課後児童健全育成事業	●放課後児童クラブ実施施設数：15か所 ●登録児童数：1,506人（通年利用は4/1、季節利用は8/1時点を算入）
救命講習や発達支援等に関する研修の実施	●研修の実施（2回） - 第1回 緊急時の対応（応急手当、心肺蘇生法、熱中症） 講師：湖南広域消防局北消防署職員 - 第2回 感染症対策と体調不良児への対応、遊びの指導 講師：オリーブ守山保育園病児病後児保育事業主任看護師、滋賀県学童保育連絡協議会

基本方向(4) 多様な体験活動の機会や場の充実

子どもたちが遊びやさまざまな活動を通して、豊かな人間関係を形成し、思いやりの心や規範意識、コミュニケーション能力など社会性を育むとともに、創造力の醸成や主体的に考え、実行する力、体力の増進など、心身ともに健やかに成長できるようにすることが重要です。

地域の豊かな人材や自然、歴史や文化等を生かし、多様な体験・交流の機会、活動の場の提供の充実を図ります。

また、子ども自身が未来を担う社会の一員として、主体的に自ら考え、参加し、自信を持って行動できるように、子どもの意見を反映する機会や子どもの能力を発揮する機会の充実を図ります。

子どもと本の大切な出会いの場である市立図書館について、図書館活動の充実を図り、図書館や本に親しみやすい環境づくりを推進します。

基本施策① ボランティア活動の推進

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
157	遊友ホリデークラブ	□地域の特性や特色を生かした感性を揺さぶるボランティア活動・体験活動を通して、子どもたちが人や物を大切にし、思いやりの心を養うため、自然や伝統文化、地域のさまざまな人との関わりを通じた活動機会を提供します。	社会教育・文化振興課
158	おはなしボランティア養成講座	□読み聞かせ初心者が絵本の読み方や本選びに対する考えを学ぶことで、ボランティア全体のスキルアップを図り、子どもの豊かな心を育む一助となるよう、養成講座を開催します。	図書館

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
遊友ホリデークラブ	●実施団体数：40団体 参加者数：延べ24,381人
おはなしボランティア養成講座	●実施回数：3回 参加者数：107人

基本施策② 地域における体験活動・環境学習の推進

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
159	エルセンター 子ども体験教室	□子どもを対象に、ものづくり、科学実験やフィールドワークなど、さまざまな体験活動の場を提供し、子どもの健やかな人格形成に資する「エルセンター子ども体験教室」の充実を図ります。	社会教育・文化振興課
160	環境学習機会提供	□子どもやその保護者などが、琵琶湖や河川などの豊かな自然に親しみ、環境を大切にする心を育てるための学習の場を提供します。	環境政策課
161	守山市緑の少年団育成補助金事業	□子どもたちが、地域の緑の愛護活動およびまちづくりの担い手として各種緑化活動を行うことで、身近な地域の自然を大切にする心を育みます。	土木管理課
162	スポーツ少年団	□スポーツ少年団活動を通じて、さまざまなスポーツ活動や体験活動などを推進し、子どもに「生きる力」を培い、感性豊かな人間性やたくましく生きるための健康・体力の増進を図ります。	スポーツ振興課
163	青少年団体への加入促進支援	□地域社会でのさまざまな体験・活動を通じて、力強く心豊かに生きていく力を養えるように、活動機会の提供やリーダー育成研修会開催等を推進します。	社会教育・文化振興課
164	図書館活動の充実	□図書館と地域が連携し、図書館員や図書館サポート隊おはなしボランティアによる本の読み聞かせの実施や、子どもによる図書館内の飾り付けを行うなど、図書館や本に親しみやすい環境づくりを推進します。また、体験活動や学習活動の充実を図り、子どもの主体的な学習意欲や社会性・協調性を育みます。	図書館
165	文化財保存継承事業	□子どもたちが地域の歴史、先人の知恵や技術に興味や関心を持って主体的に学習に取り組めるよう、さまざまな体験プログラムを用意し、学校と協力して文化財学習を進めます。 □市内に伝わる仏像や建造物などの有形文化財や祭りなどの伝統行事を後世に残すため、それらの保存と継承に努めます。 □国の補助事業「伝統文化親子教室」等への参画を支援し、子どもたちが伝統文化の学習を通じ、日本の心を理解する取組を市民とともに進めます。	文化財保護課
166	地域行事への参加	□保育所や幼稚園、認定こども園において、祭りや運動会などの地域行事に参加することにより、地域を慈しむ心を育み、思いやりのあふれた子どもの育成を推進します。	保育幼稚園課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
エルセンター子ども体験教室	●実施回数:3回 参加者数:80人
環境学習機会提供	●子どもや保護者を対象とした環境学習を開催 場所:琵琶湖、目田川等の河川 名称:「赤野井湾探検会」 実施回数:1回 参加者数:33人 名称:「水辺の楽校」 実施回数:3回 参加者数:146人 名称:「水生生物調査」 実施回数:1回 参加者数:14人
守山市緑の少年団育成補助金事業	●活動回数:27回 団員数:20人
スポーツ少年団	●大会開催等の支援 大会や強化練習会等を開催のための役員派遣等の活動費補助 ●スポーツ大会の開催支援 内容:ビッグレイクの竣工を記念した野洲市とのサッカー大会等の支援 (守山市・野洲市で1年ごとに担当市を交代)
青少年団体への加入促進支援	●GJL(守山ジュニアリーダーズクラブ)の活性化のため、もりやま青年団の事業への参加を呼びかけを実施 ●インリーダー研修会:7回開催 参加者数:400人 ●上級ジュニアリーダー研修会参加者:48人
図書館活動の充実	●お話会:実施回数:130回 参加者数2,206人 ●きせつのおはなし会:実施回数:4回、参加者数:42人 ●としょかんかざり隊:実施回数:2回、参加者数:28人
文化財継承事業	●H30年度の下之郷遺跡で活動するキッズクラブ「GOkids」活動では、特に弥生人の「食」について体験を通して学び、その魅力やすばらしさを見つけて、地域の人々に発信する活動実施 県のコンクール奨励賞を受賞。 ●指定有形文化財、無形民俗文化財の保存継承、公開に対する補助金の交付や支援 ●伝統文化親子教室では10の教室が参加。 ●国の補助事業「文化遺産総合活用推進事業」に実行委員会形式で参画し、5つの祭り保存会が構成団体として活動して後継者の育成、祭りの公開を実施
地域行事への参加	●地域のまつりや伝統に触れる機会を増やすため、地域の伝統文化を園の活動に取り入れ ●地域の良さの啓発のため、保護者へ地域行事等の情報提供による地域行事等への参加促進

基本施策③ 国内外交流活動の推進

No.	施策・事業	取 組 内 容	担当課
167	中学生海外派遣事業・姉妹都市ミシガン州エイドリアン市中学生受入事業	□姉妹都市ミシガン州エイドリアン市との相互派遣によるホームステイや学校生活等の体験を通して、国際理解教育を進めることで諸外国の文化や伝統を理解するとともに、自国の伝統や文化について考え、大事にする心を育み、国際社会で主体的に生きる態度と能力を培う活動の充実に努めます。	学校教育課 市民協働課

【平成30年度実績】

施策・事業	実 績
中学生海外派遣事業・姉妹都市ミシガン州エイドリアン市中学生受入事業	●前年度ホームステイ先のレナウイ郡エイドリアン市の中学生(8名)・引率教員(2名)を前年度ホームステイした守山市の中学生が受け入れ、守山市の中学校で交流事業を実施 ●毎年10月に守山市の中学生(8名)・引率教員(3名)の派遣団がレナウイ郡エイドリアン市にホームステイする体験を実施

第5章 事業の見込量と確保方策 (子ども・子育て支援事業計画)

1 子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、市町村は、「基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとされています。

また、同条第2項において、計画に記載すべき事項が定められています。その内容は以下のとおりです。

■子ども・子育て支援事業計画に記載すべき事項

(1) 幼稚園や保育所・認定こども園などに関する需給計画

幼稚園や保育所・認定こども園について、計画期間の5か年度それぞれに、「利用見込量」と、その見込量に見合う幼稚園や保育所などの定員（供給）を確保していくための計画（確保方策）を定めます。

(2) 時間外（延長）保育事業等地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画

時間外（延長）保育事業をはじめ、地域子ども・子育て支援事業について、見込量と確保方策を定めます。地域子ども・子育て支援事業は、以下の事業をいいます。

- | | |
|--|----------------------------------|
| ① 利用者支援に関する事業 | ⑧ 一時預かり事業 |
| ② 時間外（延長）保育事業 | ⑨ 病児・病後児保育事業 |
| ③ 放課後児童健全育成事業 | ⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） |
| ④ 子育て短期支援事業 | ⑪ 妊婦に対して健康診査を実施する事業 |
| ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業 | ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ⑥ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 | ⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 |
| ⑦ 地域子育て支援拠点事業 | |

(3) 教育・保育の一体的提供および推進体制の確保内容

認定こども園の普及に係る基本的な考え方などを定めます。

2 将来の子どもの人口

事業の見込量を設定するため、基礎となる将来の子どもの人口の推計を行いました。

■子ども人口の推計方法について

① 推計方法：コーホート要因法

「コーホート」とは、ある年（期間）に生まれた集団のことをいい、コーホート法とは、その集団のある期間の人口変化を観察することで、将来人口を推計する方法をいいます。コーホート法による人口推計の主な方法としては、「変化率法」と「要因法」があります。

② コーホート要因法

ある基準年の男女5年年齢別人口をもとに、【生残率・出生率・純移動率】を適用して将来人口を推計する方法。

●総人口の年齢3区分人口

- 令和5、6年の推計は、令和2年（上記推計結果）と令和7年（上記推計結果）の5年間の増減を1年分に換算し、各中間年の値を算出した。従って、0～14歳人口は下記の1歳年齢別人口とは誤差が生じる。

●1年ごとの1歳年齢別人口

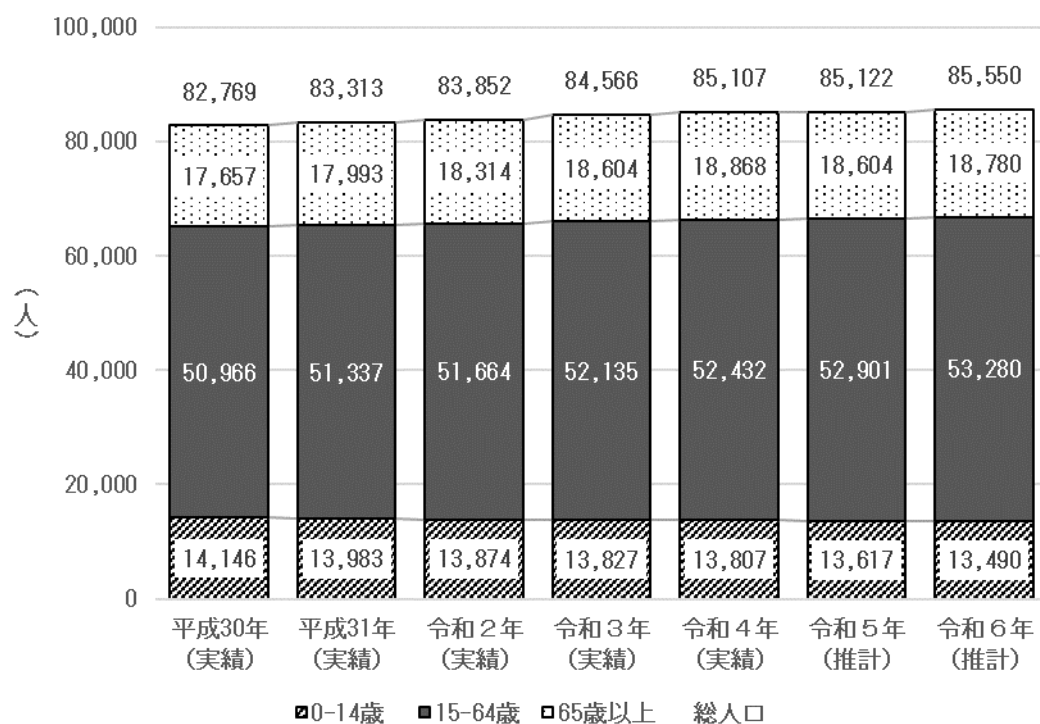
- 5年ごとの5歳年齢別推計人口を平成31年3月の1歳年齢別人口（実績）を基に1歳人口按分する。基準年と5年後1歳別人口を設定。
- 基準年と5年後の1歳別人口の2つの値を平均増減数で補完し、基準年と5年後の中間年の1歳人口を算出した。

●推計結果

- 総人口は、平成31年83,313人から令和6年では85,550人と増加する。
- 子ども人口（0～17歳）は、平成31年16,894人から令和6年では16,462人と微減する。
- 就学前人口は、平成31年5,119人から令和6年では4,759人と減少する。
- 就学人口（小学生 6～11歳）は、平成31年5,935人から令和6年では5,682人と微減する。

■市全体 総人口・年齢3区分別人口推計

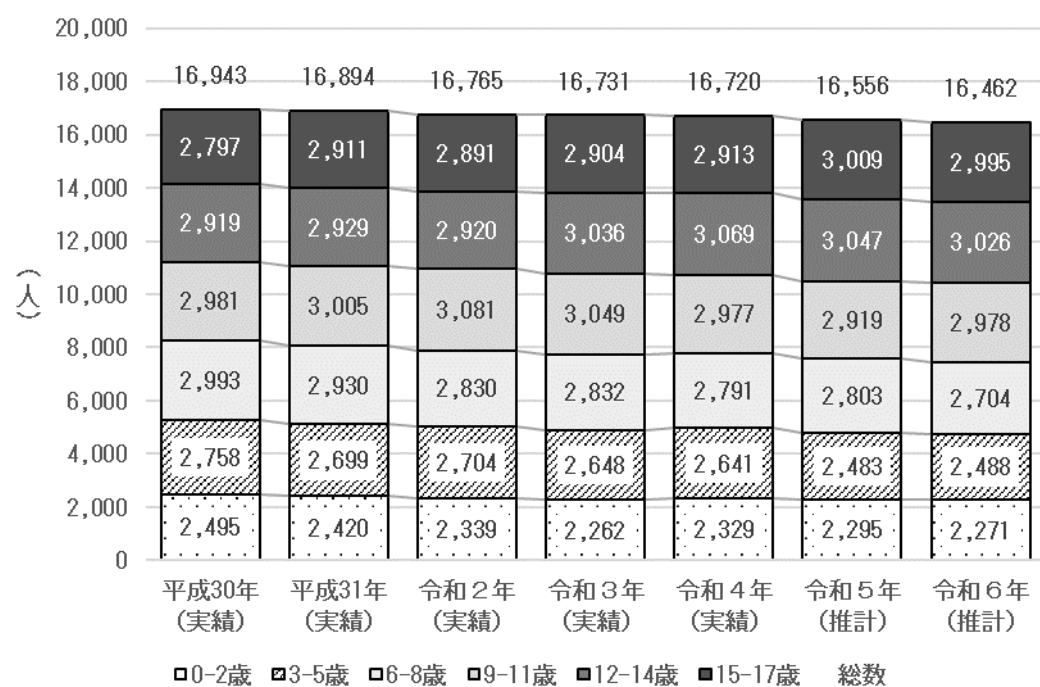
図 総人口・年齢3区分別人口推移



注) 住民基本台帳 各年3月末

■市全体 年齢区分別子どもの人口の推計

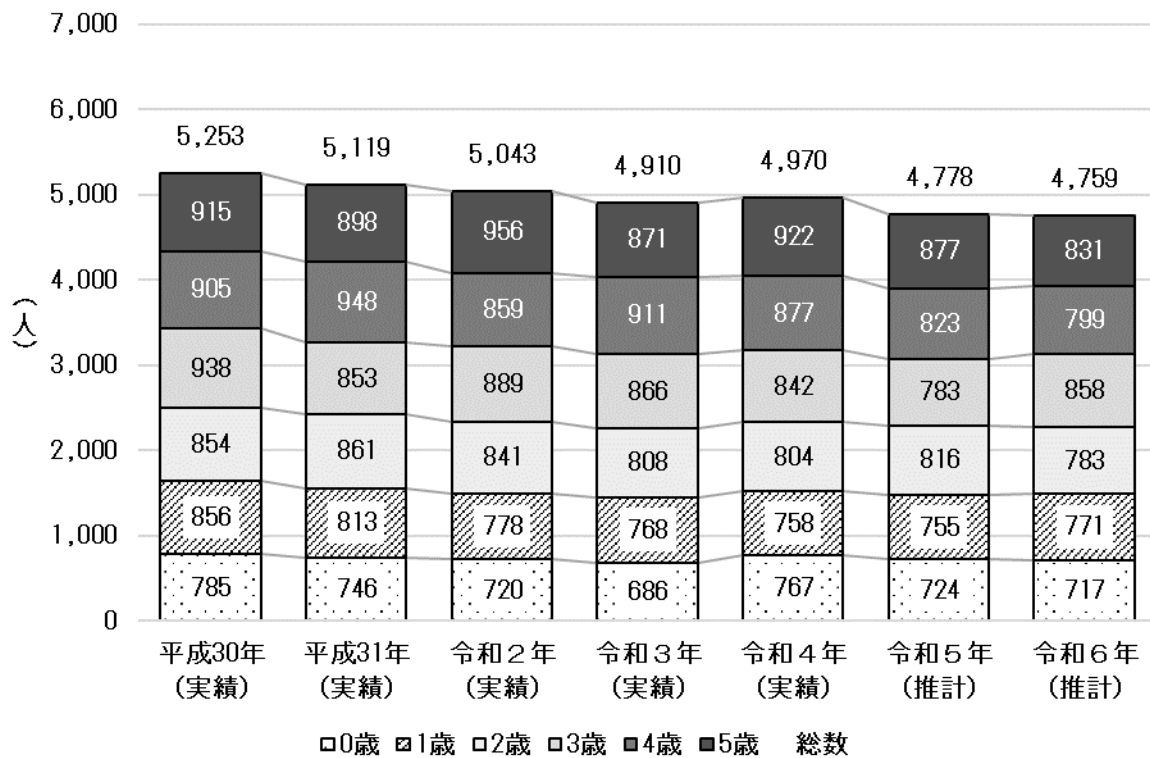
図 3歳年齢区分別人口推計



注) 実績は住民基本台帳 各年3月末

■市全体 就学前人口の推計

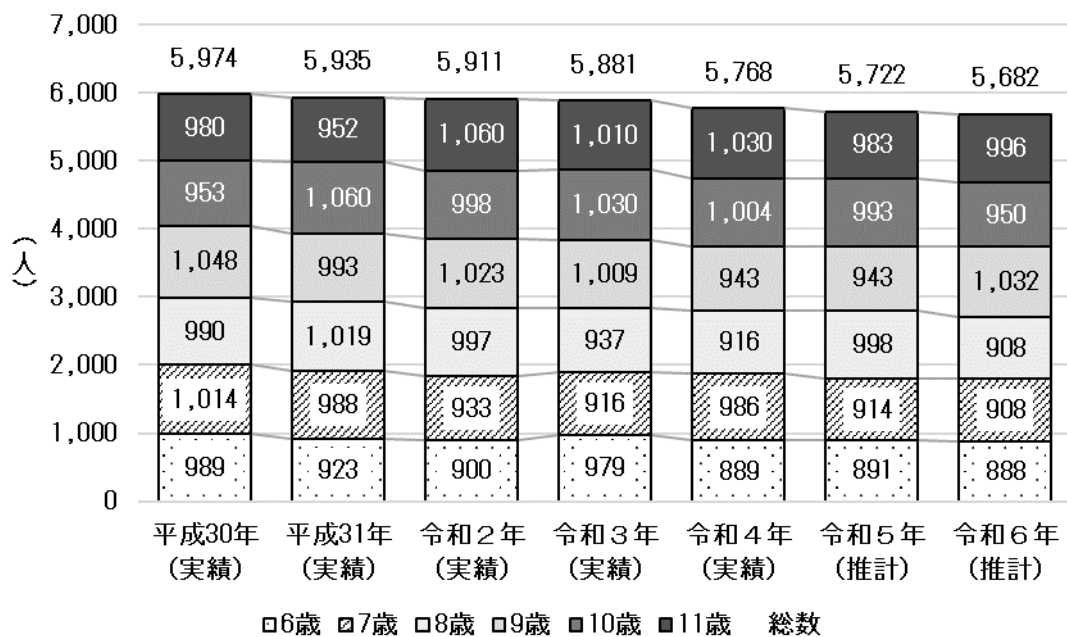
図 就学前人口推計



注) 実績は住民基本台帳 各年3月末

■市全体 就学人口の推計

就学人口推計



注) 実績は住民基本台帳 各年3月末

3 教育・保育提供区域の設定

① 教育・保育提供区域の定義

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域です（子ども・子育て支援法第61条第2項）。

教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲となる教育・保育提供区域では、運用にあたり、次の事項が定められています。

■教育・保育提供区域の運用に関して、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に定める事項

1 教育・保育提供区域は、教育・保育事業に共通の区域設定が基本

ただし、施設状況や利用実態に応じて、「子どもの認定区分ごとの設定」「地域子ども・子育て支援事業ごと（13事業のうち、11事業）の設定」も可能となっています。

2 教育・保育提供区域は、教育・保育事業を認可する際の需給調整の判断基準

各提供区域の中で供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を満たす申請があれば、原則、認可しなければならないとされています（★）。



★①社会福祉法人、学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識や経験に関する要件を満たすことを求める。②その上で、欠格事由に該当する場合や、供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

3 施設や事業の利用は、提供区域内での利用が原則

ただし、区域外の施設・事業の利用も可能となっています。

② 守山市における教育・保育提供区域の設定

守山市は、東西8.4km、南北12.2km、面積55.73km²の市域となっています。保育所が8か所（うち、私立5か所）、幼稚園が5か所、認定こども園が9か所（うち、私立5か所）、地域型保育事業所が19か所、小学校は9校、中学校は4校となっています。

このようななかで、認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域を設定するにあたり、次のことを重視します。

1) 供給過多、あるいは供給過少にも柔軟に対応できること

区域を設定した場合、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合以外は、基準等の条件を満たす申請が提供されると、認可することになるため、他の区域が供給過多であっても新たに認可することになるので、資源の有効活用が妨げられることは避けるようにします。

2) 子ども同士、親同士の交流機会の増加につなげるようにすること

地域特性や上記の観点も踏まえ、守山市では教育・保育提供区域について、次のとおり設定します。

① 認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域など、基本となる提供区域は、「市全域」の1区域とします。

1号認定：3歳以上の就学前の子どもで教育希望

2号認定：3歳以上の保育が必要な就学前の子どもで保育を希望

3号認定：3歳未満の保育が必要な子どもで保育を希望

② 地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域は、次表のとおりとします。

■ 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

11事業	提供区域	考え方
利用者支援事業 子どもまたはその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を実施	市内全域	教育・保育施設の活動の一環として、市内全域とします。
時間外（延長）保育事業 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の保育の実施	市内全域	通常利用する施設等での利用が想定されるため、市内全域とします。
放課後児童健全育成事業 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供	小学校区	現状どおり、各小学校区を基本として実施します。
子育て短期支援事業 保護者が疾病等の理由により、家庭において児童の養育が困難になった場合に、児童養育施設等において養育・保護を実施	市内全域	市内全域とします。

11事業	提供区域	考え方
乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境の把握や情報提供等を実施 （市独自の取組として1歳児への全戸訪問活動も実施）	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導や助言等を実施	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
地域子育て支援拠点事業 乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、相談、情報の提供や助言等を実施	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
一時預かり事業 幼稚園や保育所において一時的に乳幼児を預かり、必要な保護を実施	市内全域	教育・保育施設での利用を含むため、市内全域とします。
病児・病後児保育事業 病児または病後児について、病院や保育所等の専用スペース等で一時的に保育を実施	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 乳幼児や小学生等の児童を有する保護者等を会員として、預かり等の希望者と援助することを希望する会員との相互援助活動に関する連絡・調整等を実施	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
妊婦健康診査事業 妊婦が定期的に行う健診費用を助成	市内全域	現状どおり、市内全域とします。

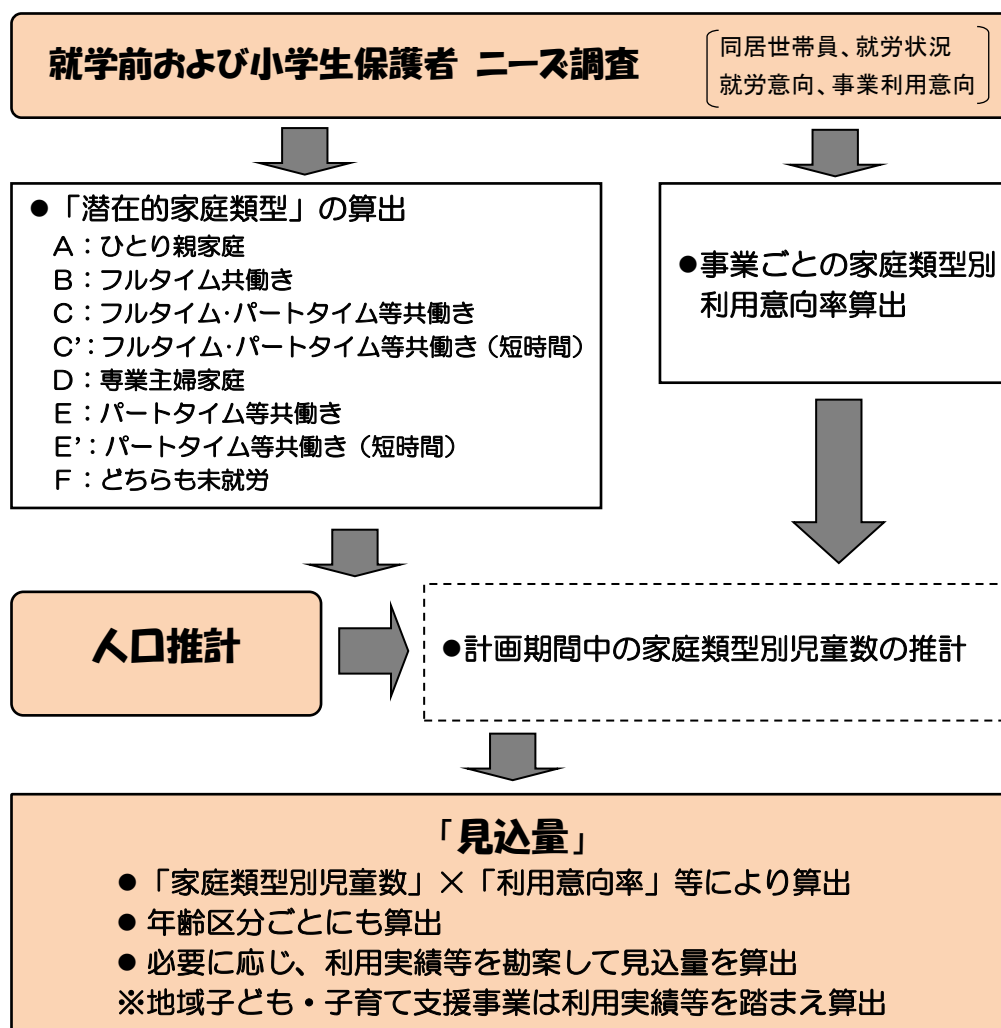
4 乳幼児期の教育・保育の見込量と確保方策

① 教育・保育の見込量設定の考え方

教育・保育の見込量設定については、次の点を基本とします。

- 1) ニーズ調査結果から、就労状況等世帯の状況と就労意向、教育・保育事業の利用状況や利用意向を踏まえ、国の算出マニュアルに基づくニーズ量を基本としますが、保護者の就労現況や育児休業の取得状況、利用実績等を踏まえ、見込量を設定します。
- 2) 一方で、育児休業満了時には希望する教育・保育施設が円滑に利用できるようにするとともに、保護者の就労による保育が必要な条件のみならず、育児休業中の兄弟姉妹の預かり、保護者の学習、求職中の預かり等も踏まえた見込量を設定します。

■見込量設定のフロー



② 就学前教育の実施【幼稚園、認定こども園（短時部）】

【概要】

対 象：就学前児童（１号認定／３歳～５歳）

施 設 数：幼稚園５園（すべて公立）、認定こども園９園（公立４園、私立５園）

定 員 数：１,８１０人

■幼稚園、認定こども園の利用児童数の推移

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童数(人)		1,622	1,575	1,486	1,434
内訳(人)	３歳	534	468	466	486
	４歳	556	553	467	468
	５歳	532	554	553	480
施設数(園)		13	13	13	13



■幼稚園、認定こども園（短時部）（３歳児～５歳児）の見込量と確保方策

認定区分	実績				計画期間	
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量(人)	1,351	1,264	1,149	1,071	1,046	1,019
確保量(人)	1,915	1,890	1,810	1,810	1,810	1,810

【確保実績と今後の確保方策】

- 利用児童数に応じた受け皿の確保を行いました。保育の無償化開始から保育園への移行が増加した影響により、利用児童数は減少を続けていますが、引き続き人口等を注視していくとともに、適切な受け皿を確保し、多様化するニーズに合わせた柔軟な対応を実施します。

③ 保育の実施【保育所、認定こども園（長時部）、地域型保育事業】

【概 要】

対 象：就学前児童（3号認定/0歳～2歳、2号認定/3歳～5歳）

施 設 数：保育所8園（公立3園、私立5園）、認定こども園9園（公立4園、私立5園）

家庭的保育室5か所、事業所内保育所2か所、小規模保育所12か所

■保育所、認定こども園等の利用児童数の推移

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童数(人)		1,925	1,947	1,956	1,942
内訳(人)	0歳	70	79	87	74
	1歳	285	303	299	286
	2歳	346	336	367	364
	3歳	393	390	383	397
	4歳	418	406	413	408
	5歳	413	433	407	413
施設数(園)		20	22	23	27

注)各年度4月1日現在



■保育所、認定こども園（長時部）等 0歳児（3号認定）の見込量と確保方策

認定区分(年齢)		実績				計画期間	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量(人)		110	109	108	133	147	156
確保量(人)	利用定員	160	165	165	168	168	168
	施設キャパ	149	154	154	154	154	154

※利用定員は、保育所等の認可時の定員であり、施設キャパは、施設基準上の利用可能人数。0歳児と1歳児は、同じ保育室で保育することから、0歳児から1歳児に施設キャパ数を振り替えています。

■保育所、認定こども園（長時部）等 1・2歳児（3号認定）の見込量と確保方策

認定区分(年齢)		実績				計画期間	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量(人)		790	845	842	879	878	898
確保量(人)	利用定員	684	775	870	888	888	888
	施設キャパ	811	836	836	856	856	856

【確保方策】

- 0歳児、1・2歳児の利用児童数の増加見込みが前倒しで推移していたため、令和3年度に小規模保育施設5園を開所し、95名分の受け皿を確保しました。また、令和4年度には、中規模保育施設（洛和みずのさと）を誘致し、21名分の受け皿を確保しました。
- 今後については、ニーズ動向を注視するとともに、施設キャパを最大限活用できるよう、保育士の確保と処遇改善を図ります。

■ 保育所、認定こども園（長時部） 3～5歳児（2号認定）の見込量と確保方策

認定区分（年齢）		実績				計画期間	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量（人）		1,289	1,384	1,442	1,501	1,437	1,452
確保量（人）	利用定員	1,337	1,427	1,507	1,546	1,546	1,546
	施設キャパ	1,382	1,472	1,472	1,472	1,472	1,472

【確保実績と今後の確保方策】

- 3～5歳児は、令和3年度には、守山幼稚園をこども園化し、80名の受け皿を確保しました。また、令和4年度には、中規模保育施設（洛和みずのさと）を誘致し、39名分の受け皿を確保しました。
- 今後については、ニーズ動向を注視するとともに、施設キャパを最大限活用できるよう、保育士の確保と処遇改善を図ります。

④ 地域型保育事業の認可に関する需給調整の考え方

教育・保育提供区域において教育・保育事業の供給が不足している場合、当該区域に認可基準を満たす地域型保育事業所の設置申請に対しては、原則、認可することとなっています（児童福祉法第34条の15第5項）。

本計画に定める教育・保育提供区域の見込量には、地域型保育事業に係る見込量も含まれており、今後の事業認可にあたっては、需給調整を行います。また、教育・保育提供区域において、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業所の利用定員総数が、計画で定める見込量に既に達しているか、申請された地域型保育事業所の設置によって見込量を超える場合、原則、当該地域型保育事業の認可を認めないこととします。

⑤ 教育・保育の一体的提供の推進

本市では、平成19年に策定した「幼児教育振興プラン」に基づき、就学前教育における3歳児保育や認定こども園の整備（既存施設の認定こども園化を含む）を進め、現在、9か所（うち、私立5か所）の認定こども園を設置しています。

本計画期間中における認定こども園の整備については、教育・保育の見込量の動向を踏まえ整備の必要性を見極める中、教育・保育の一体的提供の推進を図ります。

⑥ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴って、新制度未移行幼稚園の保育料や幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、必要に応じ、給付の方法や事務手続き等の変更について検討を行うなど、当該給付の円滑な実施の確保を図ります。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、その後の運営状況の把握などについては、認可権限や指導監督権限を持つ滋賀県による立ち入り調査等にも同行するなど、滋賀県と常に連携しながら、特定子ども・子育て支援施設等の情報を共有し、当該施設等に対し保育の質の向上が図られるよう働きかけます。

5 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

① 利用者支援事業

【概要】

対象：就学前児童（0歳～5歳）を持つ保護者

内容：子どもおよびその保護者が、教育・保育や子育て支援サービスなどを利用するにあたり、適切なサービスを選択したり、サービスへのアクセスを支援するため、身近な場所での情報提供や必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連携を図ります。

実施状況：子ども・子育て支援新制度において新たに法定化された事業です。平成28年度から市すこやか生活課において専任職員（助産師）を新たに配置し、専門的な見地からの助言・相談を行うとともに、適切なサービスが受けられるよう支援しています。

■利用者支援事業の実施状況

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所(か所)	1	1	1



■利用者支援事業の見込量と確保方策

項目	実績			計画期間		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量(か所)	1	1	1	1	1	1
確保量(か所)	1	1	1	1	1	1

【確保実績と今後の確保方策】

○ 今後も、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目指し、事業を継続します。

② 時間外（延長）保育事業

【概要】

対 象：2号認定（3歳～5歳）および3号認定（0歳～2歳）の乳幼児
 内 容：保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において保育を行います。
 保育標準時間については1日11時間を、保育短時間については1日8時間を超える利用について、時間外（延長）保育事業が適用されます。
 保育時間：公 立 7:00～19:00（7園）
 私 立 7:00～19:00（21園）、7:15～19:15（1園）、7:00～19:30（1園）、7:00～20:00（1園）、8:00～18:00（4園※）、6:45～19:00（1園）
 ※家庭的保育事業は保育短時間の利用にかかる時間外（延長）保育事業のみ実施。

■時間外（延長）保育の利用状況

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用人数 公立園(人)	387	367	422	351
利用人数 私立園(人)	621	504	510	590



■時間外（延長）保育事業の見込量（利用実人数）

項 目	実績見込			計画期間		
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量(人)	896	853	668	1,000	1,000	1,000
確保量(人)	896	853	668	1,000	1,000	1,000
施設数(園)	28	29	34	35	35	35

【確保実績と今後の確保方策】

○ 今後も、公立・私立全園で時間外（延長）保育を実施します。

③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

※放課後児童クラブについては、通年利用の見込量に対して確保方を講じるものとする。なお、季節利用については、一時的な利用であるため既存施設の活用を基本とする。

【概要】

対象：小学校1年生から6年生まで
 内容：保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、遊びや生活の場を提供して、児童の安全と心身の健全な育成を図ります。
 現在、18施設で実施
 利用時間：小学校の授業日 13:00～18:00（19:00）
 小学校の休業日 （8:00）8:30～18:00（19:00）
 休所日：日曜・祝日、年末・年始など

1) 守山小学校区

■放課後児童健全育成事業の利用者数の推移

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録児童数(人)	174	214	235	239
施設数(か所)	2	3	3	3

（現行施設）カナリヤクラブ、カナリヤ第三クラブ、カナリヤ第四クラブ、守山児童クラブ室



■放課後児童クラブの見込量と確保方針

項目		実績				計画期間	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量(人)	通年利用	216	232	240	250	263	274
	季節利用	73	78	80	82	85	86
計		289	310	320	332	348	360
基準上の施設キャパ(人)		235	235	273	273	273	273
確保量(人)	通年利用	216	216	219	206	263	274
	季節利用	73	31	42	31	85	86
計		289	247	261	237	348	360
施設数(か所)		3	3	4	4	4	4

【確保実績と今後の確保方針】

通年利用への対応

- 令和3年度に「守山児童クラブ室（市）」を開所し、38名分の受け皿を確保しました。今後は、ニーズの動向を注視します。

季節利用への対応

- 既存施設内での受入れが可能な人数である場合は、既存施設内での保育を実施しますが、ニーズの増加により超過する場合は、長期休暇中の期間に限り、学校施設等の活用を図り、受入れを行います。

2) 物部小学校区

■放課後児童健全育成事業の利用者数の推移

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録児童数(人)	128	131	131	155
施設数(か所)	1	1	1	1

(現行施設)物部児童クラブ室



■放課後児童クラブの見込量と確保方策

項 目		実績				計画期間	
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量(人)	通年利用	108	133	136	140	144	147
	季節利用	60	74	76	78	80	81
計		168	207	212	218	224	228
基準上の施設キャパ(人)		161	161	161	161	161	161
確保量(人)	通年利用	108	108	127	138	144	147
	季節利用	60	60	45	39	80	81
計		168	168	172	177	224	228
施設数(か所)		1	1	1	1	1	1

【確保実績と今後の確保方策】

通年利用への対応

- 利用児童数が増加しており、また、今後も増加が見込まれるものの、既存施設の定員の範囲内であるため、引き続き既存施設での受入れを行います。

季節利用への対応

- 既存施設での受入れは困難であるため、長期休暇中の期間に限り、学校施設等の活用を行いました。今後も学校施設等を活用し、受入れの実施を行います。

③吉身小学校区

■放課後児童健全育成事業の利用者数の推移

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録児童数(人)	86	109	141	140
施設数(か所)	1	2	2	2

(現行施設) 吉身児童クラブ室、吉身第二児童クラブ室、吉身スポキッズ児童クラブ



■放課後児童クラブの見込量と確保方策

項 目		実績				計画期間	
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量(人)	通年利用	134	142	146	150	154	156
	季節利用	51	54	55	57	58	59
計		185	196	201	207	212	215
基準上の施設キャパ(人)		170	170	204	204	204	204
確保量(人)	通年利用	134	134	132	126	154	156
	季節利用	51	30	41	58	58	59
計		185	164	173	184	212	215
施設数(か所)		2	2	3	3	3	3

【確保実績と今後の確保方策】

通年利用への対応

- 保育ニーズの増加が見込まれたことから、令和2年度に運営者の募集を行い、令和3年度に吉身スポキッズ児童クラブを開所し、34名分の受け皿を確保しました。今後は、ニーズの動向を注視します。

季節利用への対応

- 既存施設での受入れが可能であるため、学校施設等は使用せず、保育を行っています。今後、利用児童数が増加することになれば、学校施設等を活用し、受入れを実施します。

4) 立入が丘小学校区

■放課後児童健全育成事業の利用者数の推移

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録児童数(人)	71	86	106	123
施設数(か所)	1	1	1	1

(現行施設)立入が丘児童クラブ室、立入児童クラブさくら



■放課後児童クラブの見込量と確保方策

項 目		実績				計画期間	
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量(人)	通年利用	119	114	117	121	124	125
	季節利用	27	26	27	27	28	28
計		146	140	144	148	152	153
基準上の施設キャパ(人)		134	134	134	174	174	174
確保量(人)	通年利用	119	119	114	108	124	125
	季節利用	27	11	39	42	28	28
計		146	130	153	150	152	153
施設数(か所)		1	1	1	2	2	2

【確保実績と今後の確保方策】

通年利用への対応

- 立入が丘小学校区内の区画整理事業に伴う住宅増加の影響により、ニーズ増加が考えられることから、先行して40名分の受け皿を確保しました。今後は、人口増加およびニーズを注視し、必要に応じて受け皿の確保を行います。

季節利用への対応

- 既存施設での受入れが可能であるため、学校施設等は使用せず、保育を行っています。今後、利用児童数が増加することになれば学校施設等を活用し、受入れを行います。

5)小津小学校区

■放課後児童健全育成事業の利用者数の推移

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録児童数(人)	58	59	94	106
施設数(か所)	1	1	1	1

(現行施設)小津児童クラブ室



■放課後児童クラブの見込量と確保方策

項 目		実績				計画期間	
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量(人)	通年利用	89	82	85	85	85	85
	季節利用	31	28	29	29	29	29
計		120	110	114	114	114	114
基準上の施設キャパ(人)		107	107	107	107	107	107
確保量(人)	通年利用	89	89	81	89	85	85
	季節利用	31	31	34	42	29	29
計		120	120	115	131	114	114
施設数(か所)		1	1	1	1	1	1

【確保実績と今後の確保方策】

通年利用への対応

- 利用児童数は、ほぼ横ばいであり、既存施設の定員の範囲であるため、既存施設での受入れを継続します。

季節利用への対応

- 既存施設内での受入れは困難であるため、学校施設等を活用して受入れを行っており、今後も継続して受入れを行います。

6)玉津小学校区

■放課後児童健全育成事業の利用者数の推移

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録児童数(人)	31	39	48	39
施設数(か所)	1	1	1	1

(現行施設)玉津児童クラブ室



■放課後児童クラブの見込量と確保方策

項 目		実績				計画期間	
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量(人)	通年利用	39	30	30	30	72	73
	季節利用	20	15	16	16	28	29
計		59	45	46	46	100	102
基準上の施設キャパ(人)		42	42	42	42	85	85
確保量(人)	通年利用	39	39	55	57	72	73
	季節利用	20	20	34	36	28	29
計		59	59	89	93	100	102
施設数(か所)		1	1	1	1	1	1

【確保実績と今後の確保方策】

通年利用への対応

- 学区内の開発により、利用児童数が増加し、令和3年度には、施設の定員を大幅に超える受入れを行いました。今後も、利用児童数の増加が見込まれることから、令和4年度中に、新たに施設整備を行い、令和5年度に43名分の受け皿を確保します。その後は、ニーズ把握と人口を注視し、適切な受け皿の確保に努めます。

季節利用への対応

- 既存施設内での受入れは困難であるため、学校施設等を活用し、受入れを行っています。令和5年度以降は、施設キャパが増加することから、施設内での受入れを行う中、必要に応じ、学校施設等を活用した受入れを行います。

7)河西小学校区

■放課後児童健全育成事業の利用者数の推移

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録児童数(人)	183	219	240	249
施設数(か所)	2	2	2	3

(現行施設)河西児童クラブ室、河西第二児童クラブ室、まほろば児童クラブ



■放課後児童クラブの見込量と確保方策

項 目		実績				計画期間	
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量(人)	通年利用	236	218	222	225	228	231
	季節利用	65	60	61	62	63	64
計		301	278	283	287	291	295
基準上の施設キャパ(人)		234	234	234	234	234	234
確保量(人)	通年利用	234	233	207	214	228	231
	季節利用	65	48	11	24	63	64
計		299	281	218	238	291	295
施設数(か所)		3	3	3	3	3	3

【確保実績と今後の確保方策】

通年利用への対応

- 既存施設の定員内での受入れが可能であるため、今後も継続して既存施設での受入れを行います。また、ニーズ動向を注視する中、必要に応じて施設の確保等を行います。

季節利用への対応

- 施設内での受入れが可能であるため、引き続き施設での受入れを行います。また、受入れが困難になる場合は、学校施設等を活用し受入れを行います。

8)速野小学校区

■放課後児童健全育成事業の利用者数の推移

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録児童数(人)	231	237	240	241
施設数(か所)	2	2	2	2

(現行施設)ひなぎく学童クラブ(1、2)、カナリヤ第二クラブ



■放課後児童クラブの見込量と確保方策

項 目		実績				計画期間	
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量(人)	通年利用	157	156	157	157	159	161
	季節利用	73	73	73	73	74	75
計		230	229	230	230	233	236
基準上の施設キャパ(人)		188	188	188	188	188	188
確保量(人)	通年利用	157	157	152	162	159	161
	季節利用	73	73	40	54	74	75
計		230	230	192	216	233	236
施設数(か所)		2	2	2	2	2	2

【確保実績と今後の確保方策】

通年利用への対応

- 利用児童数は、増加傾向にありますが、既存施設での受入れが可能であるため、引き続き受入れを行います。

季節利用への対応

- 既存施設での受入れが困難な場合は、学校施設等の活用を行ってきました。引き続き、受入れが困難な場合は、同様の措置を行います。

9)中洲小学校区

■放課後児童健全育成事業の利用者数の推移

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録児童数(人)	15	15	19	24
施設数(か所)	1	1	1	1

(現行施設)中洲児童クラブ室



■放課後児童クラブの見込量と確保方策

項 目		実績				計画期間	
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量(人)	通年利用	16	13	13	13	12	12
	季節利用	19	15	15	15	15	15
計		35	28	28	27	27	27
基準上の施設キャパ(人)		39	39	39	39	39	39
確保量(人)	通年利用	16	16	26	23	12	12
	季節利用	19	19	16	20	15	15
計		35	35	42	43	27	27
施設数(か所)		1	1	1	1	1	1

【確保実績と今後の確保方策】

通年利用への対応

- 既存施設の定員の範囲内であるため、既存施設での受入れを行ってきました。今後においても引き続き既存施設での受入れを行います。

季節利用への対応

- 既存施設を少し超える程度の児童数であるため、既存施設での受入れを行っています。今後さらに増加していく場合には、学校施設等の活用を図ります。

④ 子育て短期支援事業

【概要】

内 容：ショートステイ事業（短期入所生活援助事業）
 保護者の疾病・出産・看護・事故等で子どもの養育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設等において一定期間（おおむね1週間）預かり、養育・保護を行う事業
 トワイライトステイ事業（夜間養護等事業）
 ひとり親などの保護者が仕事等により平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合、児童福祉施設等において生活援助を行う事業

■子育て短期支援事業の実施状況

項 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用人数(年間)	0	0	0
施設数(か所)	2	2	2



■子育て短期支援事業の見込量と確保方策

項 目	実績			計画期間		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量 ショートステイ・ トワイライトステイ (年間)	0	0	0	50	50	50
確保量(年間)	0	0	0	50	50	50
施設数(か所)	2	2	1	2	2	2

【確保実績と今後の確保方策】

- 児童養護施設での実施のほか、里親に委託をするなど確保に努めるとともに、要保護児童等の本事業を必要とする家庭の支援に努めます。

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）

【概要】

対 象：生後4か月までの乳児
 内 容：生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を民生委員児童委員（主任児童委員）が訪問して地域社会と家庭をつなぐとともに、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。
 また、市独自の取組として満1歳到達時についても同様に全戸訪問を行っています。

■訪問件数の推移

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
赤ちゃん 訪問(人)	生後4か月	829	834	822	769
	満1歳時	883	817	853	796



■乳児家庭全戸訪問事業の見込量と確保方策

項 目	実績			計画期間		
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量(生後4か月:人)	667	784	762	728	724	717
確保量(人)	667	784	762	728	724	717
(参考)満1歳時訪問(人)	707	819	739	774	755	771

【確保実績と今後の確保方策】

- 出生した生後4か月までの乳児すべてを訪問することを目指します。
- 市独自に実施している満1歳到達時での全戸訪問についても継続実施します。
- 母子健康手帳交付時等に、本事業の周知を行い、対象月に訪問することで、育児相談や子育てに関する情報提供を行うとともに、家庭の養育環境を把握します。
- 全戸訪問をすることで、育児支援が必要な家庭等には養育支援訪問事業につなげるなど、支援が必要とされる家庭の早期発見および適切な子育て支援のサービスにつなげます。

⑥ 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

【概要】

対象：養育の支援が特に必要な家庭
内容：養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保していきます。

■養育支援訪問事業の実施状況

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問数(件)	110	42	46	69

■要保護児童対策地域協議会の開催状況

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
代表者会議(回)	2	2	2	2
支援検討会議(回)	11	12	12	12



■養育支援訪問事業の見込量と確保方策

項目	実績			計画期間		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量(人)	112	140	91	110	115	120
確保量(人)	112	140	91	110	115	120

【確保実績と今後の確保方策】

- 乳幼児家庭全戸訪問事業をはじめ、母子保健事業、要保護児童対策地域協議会での情報共有など、さまざまな経路を通じて、支援を必要としている対象家庭の把握と訪問相談に努めます。

■要保護児童対策地域協議会の開催見込量

項 目	実績			計画期間		
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
代表者会議(回)	2	2	2	2	2	2
支援検討会議(回)	12	12	12	12	12	12

【確保実績と今後の確保方策】

- 要保護児童対策地域協議会を定期的を開催し、児童虐待の発生の予防、早期発見・早期対応を図るため、関係機関等との適切な連携のもとで支援を行います。

⑦ 地域子育て支援拠点事業

【概要】

対 象：就学前児童を中心とした児童およびその保護者
 内 容：地域子育て支援センターを（社福）友愛に委託実施、ほほえみサロン、フレンズ等を大型児童センターで実施（指定管理者（社福）友愛）しています。

■地域子育て支援拠点事業の利用状況

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用状況	支援センター	8,117	7,609	5,558	6,541
(人/年)	ほほえみセンター	34,714	34,560	29,832	33,912



■地域子育て支援拠点事業の見込量と確保方策

項 目	実績			計画期間		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量 延利用回数(人日)	36,547	18,548	19,379	43,000	43,000	43,000
確保量(人日)	36,547	18,548	19,379	43,000	43,000	43,000
実施施設数(か所)	2	2	2	2	2	2

【確保実績と今後の確保方策】

○ 令和2年度、令和3年度における実績の減少については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止による、閉館措置、利用人数の制限等による減少となっています。引き続き新型コロナウイルス感染症による影響は考えられるものの、本来の事業の目的のため、引き続き確保量を維持していきます。

⑧ 一時預かり事業

【概要】

対 象：1号認定および2号認定（3歳～5歳）、その他0歳～5歳の乳幼児
 内 容：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所等において、一時的に預かり、必要な保育を行います。

実施施設：幼稚園（認定こども園短時部含む）での預かり保育…ひなぎくこども園、もりの風こども園、若鮎こども園、守山幼稚園、吉身幼稚園、立入が丘幼稚園、速野幼稚園、物部幼稚園、河西幼稚園で実施
 保育所での一時保育…ふるたか虹のはし保育園、滋賀短期大学附属すみれ保育園、みらいすこやか保育園、近江さくら保育園、みらいほたる保育園、守山ひよっこ保育園、すまいるるーむ、ふゅーちゃー、ぴっころ、はぐ・HUG、ななくさで実施

■一時預かり事業の利用状況

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用状況 (人日)	幼稚園での預かり保育	1,504	1,483	3,014	10,822
	保育所での一時保育	2,730	3,065	2,876	3,044



■幼稚園における一時預かり（預かり保育：在園児等）の見込量と確保方策

項 目	実績			計画期間		
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量(人日)	15,561	13,592	15,188	16,000	16,000	16,000
確保量(人日)	15,561	13,592	15,188	16,000	16,000	16,000

【確保実績と今後の確保方策】

- 公立園9園中、5園で預かり保育を実施しており、今後については一時預かり保育の拡充等の検討を行います。
- 私立認定こども園に対して、事業実施の働きかけを行います。

■保育所における一時預かり（一時保育）の見込量と確保方策

項 目	実績			計画期間		
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量(人日)	3,641	2,254	1,781	6,000	6,000	6,000
確保量(人日)	3,641	2,254	1,781	6,000	6,000	6,000

【確保実績と今後の確保方策】

- 保育所での一時預かりの今後の利用ニーズを見極めながら、既存実施施設での受入対応を行います。
- その他の施設においては、年度途中においても待機児童が存在することから、通常保育サービスの提供を優先します。新たに一時預かりを実施する場合は、各施設の受入児童数等を注視しつつ検討します。

⑨ 病児・病後児保育事業

【概要】

対 象：市内在住の認可保育施設、幼稚園、こども園に通園する児童、および市内在住の小学校に通学する１年生～６年生の児童（体調不良児型は自園の児童のみ）

内 容：通園・通学中の児童が「病気回復期に至らない場合かつ当面の症状が急変しない場合」もしくは「病気回復期にあり、通常の集団保育が困難な場合」であって、保護者の都合で家庭での養育が困難な場合に、専用施設等で預かる事業です。（体調不良児型は、保育中に体調不良になった場合に受入れ）

実施施設：カナリヤ保育園（体調不良児型）、オリーブ守山保育園（病児病後児保育ハーティ）

■病児・病後児保育事業の利用状況

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
病児・病後児対応型(人日)	43	29	42	473
体調不良児型(人日)	619	534	600	760

注)これまでの病後児保育に加え、平成30年度より新たに病児保育の実施を開始。



■病児・病後児保育の見込量と確保方策

項 目	実績			計画期間		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量(人日)	1,457	482	922	1,800	1,800	1,800
確保量(人日)	1,457	482	922	1,800	1,800	1,800

【確保実績と今後の確保方策】

- 病児・病後児対応型について、オリーブ守山保育園と市との間で締結している「病児・病後児保育事業の連携協力に関する協定」のもと、これまでから実施をしてきました。今後についても、継続して実施します。
- 体調不良型について、カナリヤ保育園で実施を行ってきました。今後についても、継続して実施します。

⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【概要】

対 象：おねがい会員は、0歳から小学6年生までの子どもを養育している保護者で、市内に在住の人
内 容：育児の援助を受けたい人（おねがい会員）と育児の援助を行いたい人（まかせて会員）が会員登録し、育児について助け合う会員組織です。
会員登録数：まかせて会員83人、おねがい会員577人、どちらも会員20人 計680人（令和4年3月末時点）休会会員は除く

■ファミリー・サポート・センター事業の利用状況

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
活動件数(件)	2,083	2,290	1,807	1,721
会員数(人)	755	753	793	868

注)平成28年度と平成29年度の活動件数実績の差は一部の重複利用者によるもの。



■ファミリー・サポート・センター事業の見込量と確保方策

項 目		実績			計画期間		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	延利用(人日)	1,358	1,358	1,978	1,950	2,000	2,050
	会員数(人)	790	791	680	990	1,020	1,050
確保量	延利用(人日)	1,358	1,358	1,978	1,950	2,000	2,050
	会員数(人)	790	791	680	990	1,020	1,050

【確保実績と今後の確保方策】

○ 利用数が見込量を超える程度まで増加したため、確保量もそれに併せて増やしました。一方で、まかせて会員の人材不足や利用者のニーズの多様化（利用内容によって、まかせて会員を指名されるケース）により、同じまかせて会員が複数回連続で担当し、負担が重くなってきています。そのため、様々な媒体（市広報、ホームページ、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援センター、親子サロン、地域での口コミ等）を活用し、人材確保に努めます。

⑪ 妊婦健康診査事業

【概 要】

対 象：妊娠届出者

内 容：妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査用受診券を発行します。

■妊婦健康診査事業の利用状況

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用状況	受診人数(人)	1,334	1,325	1,285	1,217
	受診人数(人回)	10,126	10,226	9,790	9,263
受診券枚数(枚)		14	14	14	14



■妊婦健康診査事業の見込量と確保方策

項 目		実績			計画期間		
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量	受診者数 (人回)	9,028	8,724	9,342	8,922	8,828	8,743
	受診券発行 者数(人)	734	829	872	725	718	711
確保量	受診者数 (人回)	9,028	8,724	9,342	8,922	8,828	8,743
	受診券発行 者数(人)	734	829	872	725	718	711

【確保実績と今後の確保方策】

- 妊婦健康診査に対する公費負担(14回)を引き続き実施し、妊婦の健康管理の充実および経済的負担の軽減を図ることができるよう支援します。
- すべての妊婦が、経済的理由から必要な時期に必要な健診を受けることなくリスクの高い出産にいたることのないように、安心して妊娠・出産できる体制を確保します。
- 妊婦健康診査に係る公費負担の充実を図ります。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【概要】

- 対 象：①生活保護受給世帯等
 ②新制度未移行幼稚園に通園している園児
- 内 容：①特定教育・保育施設等に対し、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
- ②保護者が施設に対して支払うべき食事の提供（副食の提供に限る。）に要する費用において、低所得世帯や多子世帯の負担を軽減するために助成する事業です。

■実費徴収に係る補足給付を行う事業実施状況

項 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
助成件数(件)	7	2	2
助成額(円)	55,268	24,276	32,160



■実費徴収に係る補足給付を行う事業の確保方策

項 目	実績			計画期間		
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量(件)	2	3	7	10	10	10
確保量(件)	2	3	7	10	10	10

【確保実績と今後の確保方策】

- これまで、日用品や文房具、副食費の実費徴収に係る助成を行っており、今後についても継続して実施することとします。

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【概 要】

対象事業：新規参入施設等への巡回支援、認定こども園特別支援教育・保育経費支援
内 容：地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

■多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施状況

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
巡回指導員(人)		1	1	1	1
特別支援教育・保育経費	施設数(か所)	3	3	3	3
	助成額(円)	21,000,000	24,000,000	24,000,000	18,000,000



■多様な事業者の参入促進・能力活用事業の確保方策

項 目		実績			計画期間		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	巡回支援(人)	0	0	0	1	1	1
	特別支援教育・保育経費(か所)	3	3	4	4	4	4
確保量	巡回支援(人)	0	0	0	1	1	1
	特別支援教育・保育経費(か所)	3	3	4	4	4	4

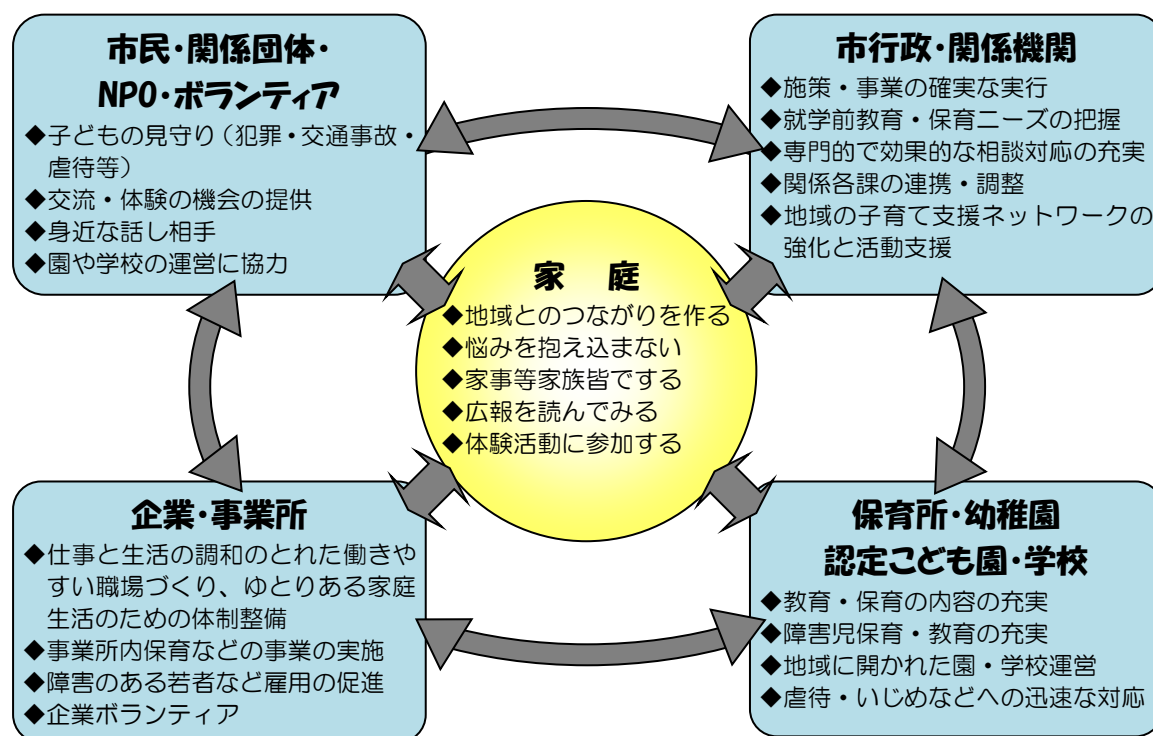
【確保実績と今後の確保方策】

- 専門知識・経験を有する職員を任用し、地域型保育事業所において保育の質が確保できるよう指導を行います。
- 引き続き私立認定こども園を運営する事業者に対して、特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するための経費を助成します。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の基本理念である『親子の笑顔が輝くまちづくり～地域の「わ」で 親子の笑顔をつなぐ守山』を実現するため、地域社会全体で子育て・親育ち・子育て支援に取り組んでいきます。



① 推進体制の整備

本計画の推進にあたっては、さまざまな分野にわたる多角的、総合的取組が求められます。このため、県はもとより近隣市町の関係部局や庁内関係各課との連携を図るなか、施策の推進を図っていきます。

あわせて、「先ず隼より始めよ」の故事にあるとおり、すべての市職員が担当する職務にまい進できるよう、また仕事と家庭・地域生活の調和のとれた健康的な生活が送れるよう、安全で衛生的な職場環境づくりを進めます。

② 市民との協働

社会全体で本市の「未来」である子どもを守り、育むためには、図にもあるとおり、市民、市民活動団体、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、企業・事業所、行政・関係機関など地域社会全体が、それぞれ主体的に取組を進めることが重要であることから、計画の基本理念を具現化するため、本計画の内容等について広報・啓発を推進します。

2 計画の進行管理

本計画（Plan）を総合的・効果的に推進するため、毎年、関係課による計画の実施（Do）状況の把握・点検（Check）を行うとともに、「守山市子ども・子育て会議」での報告・審議を行います。

庁内における評価に加え、子ども・子育て会議における審議を外部評価として集約し、計画の進捗状況の確認や課題の整理、対策の検討等を行います。

また、子どもの人口、出生の動向については流動的な要因も多くあり、国全体の社会情勢の変化も相まって、子育て支援に関するニーズも今後変化していくことが予想されます。このことから、幼児教育・保育の無償化等の国の施策の状況を注視するなか、ニーズの動向や事業の進捗状況等を踏まえつつ、おおむね計画期間の中間年度を目途に、事業見込量等の精査を行い、確保方策等に係る計画の見直し・改善（Action）を行うこととします。

資料編

1 計画の策定経過

年月日	事 項	内 容
平成29年度		
平成29年 10月12日	第1回 守山市子ども・子育て 会議	1 開 会 2 委員委嘱・自己紹介 3 会長・副会長選出 4 報告事項 (1) 子ども子育て応援プラン2015の概要説明 (2) 子ども子育て応援プラン2015の進捗状況 5 協議事項 (1) 守山市子ども・子育て応援プラン2015の中間 見直しについて(乳幼児期の教育・保育の見込 数と確保方策/地域子ども・子育て支援事業) 6 その他 7 閉 会
平成30年 2月22日	第2回 守山市子ども・子育て 会議	1 開 会 2 協議事項 (1) 子ども子育て応援プラン2015中間見直し改訂 版 (2) 進捗等管理報告 3 その他 (1) これからの子育てについて 4 閉 会
平成30年度		
平成31年 1月7日	第1回 守山市子ども・子育て 会議	1 開 会 2 報告事項 (1) 子ども・子育て会議の役割等について (2) 平成30年度入所状況について (3) 幼児教育・保育の無償化について 3 協議事項 (1) 次期子ども・子育て支援事業計画策定にかかる アンケート調査について 4 閉 会
平成31年 1月31日～ 2月21日	ニーズ把握のためのアンケート調査実施	
平成31年 3月25日	第2回 守山市子ども・子育て 会議	1 開 会 2 協議事項 (1) 教育・保育の見込数と確保方策(進捗状況)に ついて (2) 次期子ども・子育て支援事業計画策定にかかる アンケート調査結果について 3 閉 会

年月日	事 項	内 容
令和元年度（平成31年度）		
令和元年 7月3日	第1回 守山市子ども・子育て 会議	1 開 会 2 報告事項 （1）子ども・子育て会議の役割等について （2）守山市の施設・事業等の状況等について （3）幼児教育・保育の無償化について （4）こどもの育ち連携の推進について （5）子どもの貧困対策の推進について 3 協議事項 （1）子ども・子育て応援プラン2015の体系図及び 施策の進捗状況について （2）教育・保育等の見込量と確保方策について 4 閉 会
令和元年 8月27日	第2回 守山市子ども・子育て 会議	1 開 会 2 協議事項 （1）守山市子ども・子育て応援プラン2020骨子案 （1～3章部分）について （2）幼稚園のあり方について 3 閉 会
令和元年 11月13日	第3回 守山市子ども・子育て 会議	1 開 会 2 協議事項 （1）守山市子ども・子育て応援プラン2020（案） について （2）パブリックコメントについて 3 閉 会
令和2年 1月6日～ 1月31日	パブリックコメントの実施	
令和2年 2月5日	第4回 守山市子ども・子育て 会議	1 開 会 2 協議事項 （1）パブリックコメント結果について （2）その他 3 閉 会

守山市子ども・子育て会議条例

平成25年6月27日

条例第18号

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、守山市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 子育て会議は、法第77条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用等に関する検討
- (2) 特定地域型保育事業の利用等に関する検討
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定または変更に関する検討
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項および当該施策の実施状況の調査審議

（組織）

第3条 子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 自治会関係者
- (3) 地域福祉関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 保健・医療関係者
- (7) 経済・労働団体関係者
- (8) 子どもの保護者
- (9) 公募の市民
- (10) その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長および副会長）

第5条 子育て会議に会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたとき、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子育て会議は、会長が招集する。ただし、会長および副会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

（関係者の出席等）

第7条 子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見もしくは説明を聞き、または関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 子育て会議の庶務は、健康福祉部こども家庭局において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（守山市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

2 守山市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和41年条例第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

守山市子ども・子育て会議 委員名簿

委嘱期間：平成28年10月1日から令和元年9月30日まで

分 野	氏 名	所 属 等	備 考
学識経験者	山下 憲昭	大谷大学文学部社会学科 教授	会 長
	中井 清津子	相愛大学人間発達部子ども発達学科 教授	
	川北 典子	平安女学院大学短期大学部保育科 教授	
		大谷大学教育学部 教授	H30年度～
自治会関係	沢井 進一	小津学区長	
地域福祉関係	川那辺 孝蔵	社会福祉法人守山市社会福祉協議会 事務局長	H28.10.1 ～H30.3.31
	木村 芳次		H30.4.1～
	山本 なお栄	速野学区民生委員児童委員協議会 会長	
保育、教育関係	松村 都子	守山市立吉身幼稚園 園長	H28.10.1 ～H30.3.31
	大西 陽子	守山市立河西幼稚園 園長	H30.4.1 ～H31.3.31
	山本 博美	守山市立中洲こども園 園長	H31.4.1～
	堀江 ひとみ	社会福祉法人むつみ会 ひなぎくこども園 園長	
	谷野 静穂	家庭的保育室すまいるるーむ 代表	
教育関係	森川 作右門	守山市市立吉身小学校 校長	H28.10.1 ～H30.3.31
	野村 幹夫	守山市市立河西小学校 校長	H30.4.1～
保健・医療	松川 誠司	まつかわ小児科 院長	
経済・労働	榎園 博文	旭化成株式会社守山支社 守山製造所長	
子どもの保護者 (保育園)	林 恵美	守山市保育園保護者会連絡協議会 会長	H28.10.1 ～H29.3.31
	中川 智由		H29.4.1 ～H30.3.31
	松下 有紀		H30.4.1. ～H31.3.31
	寺谷 公博		H31.4.1～
子どもの保護者 (幼稚園)	斎藤 一馬	守山市 PTA 連絡協議会 幼・こ園部会 部会長	H28.10.1 ～H30.3.31
	松本 朝子		H30.4.1 ～H31.3.31
	福田 泰子		H31.4.1～

分 野	氏 名	所 属 等	備 考
子どもの保護者 (小学校)	大野 研	守山市 PTA 連絡協議会 小学校部会 部会長	H28.10.1 ~H29.3.31
	佐藤 龍也		H29.4.1 ~H30.3.31
	藪中 康博		H30.4.1 ~H31.3.31
	國枝 健一		H31.4.1~
子どもの保護者 (学童)	中川 美絵	守山市学童保育連絡協議会 顧問	H28.10.1 ~H30.3.31
	中川 千津子		H30.4.1 ~H31.3.31
	山崎 泉		H31.4.1~
公募の市民	小島 二三子	公募市民	
その他市長が 認める者	森田 光美	守山市地域子育て支援センター 保育士	
	徳富 敬一	守山野洲少年センター（あすくる） 所長	H28.10.1 ~H30.3.31
	岩井 知子		H30.4.1~
	廣瀬 香織	コミュニケーションプランニング チョコマカ 代表	

(敬 称 略)

守山市子ども・子育て会議 委員名簿

委嘱期間：令和元年10月1日から令和4年9月30日まで

分 野	氏 名	所 属 等	備 考
学識経験者	山下 憲昭	大谷大学文学部社会学科 教授	会 長
	中井 清津子	相愛大学人間発達部子ども発達学科 教授	
	川北 典子	大谷大学教育学部 教授	
自治会関係	沢井 進一	小津学区長	
地域福祉関係	木村 芳次	社会福祉法人守山市社会福祉協議会 事務局長	
	山本 なお栄	速野学区民生委員児童委員協議会 会長	
保育、教育関係	山本 博美	守山市立中洲こども園 園長	
	堀江 ひとみ	社会福祉法人むつみ会 ひなぎくこども園 園長	
	木村 路子	くらら保育園 園長	※
教育関係	野村 幹夫	守山市立河西小学校 校長	
保健・医療	松川 誠司	まつかわ小児科 院長	
経済・労働	池尻 澄雄	旭化成株式会社 守山製造所 所長	※
子どもの保護者 (保育園)	寺谷 公博	守山市保育園保護者会連絡協議会 会長	
子どもの保護者 (幼稚園)	福田 泰子	守山市PTA連絡協議会 幼稚園部会 部会長	
子どもの保護者 (小学校)	國枝 健一	守山市PTA連絡協議会 小学校部会 部会長	
子どもの保護者 (学童)	山崎 泉	守山市学童保育連絡協議会 顧問	
公募の市民	小島 二三子	公募市民	
その他市長が 認める者	森田 光美	守山市地域子育て支援センター 保育士	
	岩井 知子	守山野洲少年センター（あすくる） 所長	
	廣瀬 香織	ママパスポート 代表	※

(敬 称 略)

※:備考欄中「※」の記載がある委員については、令和元年10月1日から新たに就任、または所属等に変更が生じた委員。

2 用語の説明

ア行

アウトリーチ（outreach）

「外へ（out）手を伸ばす（reach）」という意味のアウトリーチは、社会福祉の分野で、支援機関が通常の枠を超えて手を差し伸べて支援する取組みのこと。

子育て支援においては、子育ての孤立化予防の観点から、誰もが立ち寄れる場を提供するひろば事業などが該当する。

育児休業

育児・介護休業法に基づき、労働者が育児のために一定期間の休業取得を保障する制度のこと。

インクルーシブ教育

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神のおよび身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするという目的の下、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組みのこと。

NPO

NPOは、Non Profit Organization の略。ボランティア団体など特定非営利活動（医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、男女共同参画など）を行う団体のうち、1998年の特定非営利活動促進法（NPO法）によって法人格を取得した団体のこと。コミュニティ・ビジネスの手法により地域課題を解決する主体としてその役割が期待されている。

M字カーブ

女性の年齢階級別労働力率をグラフで表した時に描かれるM字型の曲線で、20歳代から働き始め、30歳代の出産・育児期には低下し、子育てが一段落した40代で再び職に就くことで再上昇する女性の就業状況の特徴のこと。

カ行

確認制度

給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設および地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度のこと。

家庭的保育（保育ママ）

主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所や施設で、家庭的な雰囲気のもとで保育を行うこと。地域型保育事業の一つ。

教育・保育施設

「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のこと。

居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、障害・疾患等で個別のケアが必要な場合や施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合等に、保護者の自宅において1対1で保育を行うこと。地域型保育事業の一つ。

子ども・子育て関連3法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的な認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子供・子育て支援を総合的に推進するため、平成24年8月に成立、平成27年4月より施行された3つの法律の総称。

3法は、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のこと。

子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体または地域における子育ての支援のこと。

子どもの貧困

子どもの貧困とは、等価可処分所得の中央値の50%以下の所得で暮らす相対的貧困の17歳以下の子どもの存在および生活状況をいい、一般的な水準の半分にも満たない水準で暮らしている子どもたちがどれだけいるのかということを指しています。

合計特殊出生率

15歳から49歳の女性の年齢別出生率（母の年齢別出生数÷年齢別女性人口）の合計のこととで、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当します。

サ行

仕事・子育て両立支援事業

事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対し、助成および援助を行う事業のこと。

施設型給付費

認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）における教育・保育に要した費用。

小規模保育

主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行うこと。地域型保育事業の一つ。

事業所内保育

主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもと一緒に保育を行うこと。地域型保育事業の一つ。

実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業。

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成17年4月1日から施行されている法律。平成27年までの10年間の時限立法とされていたが、さらなる強化を図るため、平成26年に法律の有効期限が10年間延長され、令和7年3月31日までとなっています。

児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。（児童虐待の防止等に関する法律による分類の定義）

食育

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむため、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的に、平成17年6月10日に成立し、7月15日に施行されました。食育基本法の中では、「食育」を次のように位置づけています。

- ① 生きる上での基本であって、知育、徳育および体育の基礎となるべきもの。
- ② 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

スクールガード

各小学校の通学路や学校敷地内において、不審者から子どもたちを守ることを目的に、「学校安全ボランティア」として、巡回や直接子どもの見守り活動等を行うこと。

夕行

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業のこと。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

地域型保育事業

家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育および事業所内保育を行う事業のこと。

地域型保育給付

小規模保育や家庭的保育等の地域型保育事業に対する給付のこと。

地域子ども・子育て支援事業

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公 共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子どもおよび子どもの保護者に対する支援のこと。13の事業で構成されている。

特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」のこと。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦や恋人など親密な関係にある、またはあった者から受ける暴力を意味しますが、単に殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇や無視、行動の制限などの心理的な苦痛を与えることの精神的暴力、望まない性的な行為の強要などの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的に圧迫する行為も含まれます。

トワイライトステイ

夜間、保護者の仕事や疾病等の理由により不在になり、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。

八行

発達障害

発達障害者支援法上の定義では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」としています。

自閉症：「言葉の発達の遅れ」「コミュニケーションの障害」「対人関係・社会性の障害」「パターン化した行動、こだわり」などの特徴を持つ障害。自閉症の人の半数以上は知的障害を伴いますが、知能に遅れがない高機能自閉症の人もあります。

アスペルガー症候群：広い意味での自閉症に含まれる一つのタイプで、「コミュニケーションの障害」「対人関係・社会性の障害」「パターン化した行動、興味・関心のかたより」があります。

注意欠陥多動性障害：「集中できない（不注意）」「じっとしてられない（多動・多弁）」「考えるよりも先に動く（衝動的な行動）」などを特徴とする発達障害。

学習障害：全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難を示す様々な状態をいいます。

病児・病後児保育事業

地域の児童を対象に当該児童が発熱などの急な病気となった場合、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて看護師などが保育する、または、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室などにおいて看護師等が緊急的な対応などを行うこと。

ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者などを会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望とする者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業のこと。

保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国が内閣府令で定める客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みのこと。

認定区分

- 1号認定子ども：満3歳以上の就学前の子ども（2号認定子ども以外のもの）
主な利用可能施設/幼稚園 認定こども園
- 2号認定子ども：満3歳以上で保護者の就労等により、保育を必要とする子ども
主な利用可能施設/保育園 認定こども園
- 3号認定子ども：満3歳未満で保護者の就労等により、保育を必要とする子ども
主な利用可能施設/保育園 認定こども園 地域型保育（家庭的保育など）

マ行

民生委員・児童委員

地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職の地方公務員に該当すると解されている。民生委員・児童委員の任期は3年間。児童委員は、児童福祉法第12条により各市町村に置かれ、民生委員が児童委員を兼務している。民生委員は、福祉に関する社会調査、相談、情報提供、連絡通報、調整、生活支援、意見具申を行い、児童委員は、児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助を行う。

ヤ行

幼保連携型認定こども園

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設のこと。

ワ行

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」において、「一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されています。

守山市子ども・子育て応援プラン2020 中間見直し版

令和5年3月

発行・編集 守山市 こども家庭部 こども政策課
教育委員会事務局 こども政策課

〒524-8585

滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

電 話：077-584-5925（直通）

FAX：077-582-1138
